

# 地方税制のあり方に関する検討会

## 報告書

— 地方公共団体間の税収の偏在や  
財政力格差に係る原因・課題の分析等 —

令和7年11月

## 地方税制のあり方に関する検討会 報告書 目次

はじめに .....	1
1. 本検討会の設置と審議経過等 .....	3
2. 地方公共団体の税財政や行政サービスの現状	
(1) 地方税収の現状 .....	4
・全国の地方税収の状況	
・東京都の税収の状況	
・全国に占める東京都の税収の状況	
(2) 地方財政の現状 .....	8
・一般財源や財源超過額の状況	
・地方債残高等の状況等	
(3) 地方公共団体の行政サービスの現状 .....	12
・東京都の行政サービスの状況	
・東京都の隣接3県等からの意見	
3. 人口動態及び経済社会構造の変化	
(1) 人口動態 .....	17
・人口減少の現状等	
・東京都への転入超過の状況	
・人口減少と人口の東京への移動による影響	
(2) 法人の事業活動・組織形態の変化 -地方の法人税収への影響- .....	26
・大企業と本社支援産業の東京都への集積	
・支店等の統廃合・本社機能の強化の状況と背景として考えられる要因	
・地方の法人税収への影響	
(3) 地価の動向と都市開発の進展 -固定資産税収への影響- .....	37
・特別区における地価の動向	
・東京都における都市開発の進展	
・固定資産税収への影響	
4. 東京一極集中がもたらす課題と税収の偏在是正の必要性	
(1) 東京一極集中の現状 .....	43
(2) 東京一極集中がもたらす課題 .....	43
①経済活動の東京一極集中の進展	
②税収の偏在及び財政力格差を背景とする行政サービスの地域間格差の拡大	
・人口一人当たりの一般財源額について	
・地方公共団体間における税収の偏在及び財政力格差について	

・ 行政サービスの地域間格差についての分析	
・ 行政サービスの地域間格差の拡大による影響等	
(3) 税収の偏在是正の必要性	57

5. 今後の検討に関する委員からの主な意見

(1) 地方法人課税関係	59
(2) 固定資産税関係	60
(3) その他の意見	61

おわりに	62
------	----

参考

資料一覧

参考資料

## はじめに

地方公共団体が提供する行政サービスは、そこに暮らす住民の生活に密接に関わっている。近年、こうした行政サービスの地域間格差が顕在化するとともに、その格差が拡大してきている、との指摘が増加している。

本検討会においては、このような指摘を踏まえ、行政サービスの地域間格差が拡大しているとすれば、その背景には、地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差が拡大しつつあるのではないかと、そして、まずは税収の偏在や財政力格差の状況について原因と課題の分析を進める必要があるのではないかと、との問題意識に基づき、検討を行った。

検討に当たっては、第一に、地方税収や地方財政、行政サービスの現状について客観的なデータを確認するとともに、ヒアリングやアンケート調査等を通じてこれらについての地方公共団体からの意見も参考にして分析を行った。第二に、人口動態及び経済社会構造の変化について、我が国における人口減少や人口移動の現状等を確認するとともに、法人の事業活動・組織形態の変化及び地価の動向と都市開発の進展という観点から分析を行った。

これらを踏まえ、第三に、いわゆる東京一極集中がもたらす課題として、行政サービスの地域間格差の拡大、特にその原因と考えられる税収の偏在及び地域間の財政力格差に着目して検討を行った。

いうまでもなく、地方公共団体が行う地域の行政サービスの提供に必要な費用については、地域住民や地域で活動する企業等が負担する地方税で賄うことが、地方自治の基本的な考え方であり、各地域の行政サービスはそれぞれの地方公共団体の意思と責任の下で行われることが地方自治の原則である。その上で、地方税の充実確保を図るとともに、経済社会構造の変化に対応し、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが重要である。

本検討会においては、こうした地方税制のあり方に関する基本的な考え方に立って、専門的見地から、地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差に係る原因・課題の分析を進めるとともに、行政サービスの看過できないほどの地域間格差が生じているのかという点や、税収の偏在是正の必要性について検討を行ったところである。加えて、審議の過程において、都市と地方の持続可能な発展のための地方税体系を構築するための具体的な方策の検討に当たっての視点についても議論を行った。

地方税財政の課題に限らず、より大きな視点に立てば、都市と地方の問題は、我が国が直面している人口減少や少子高齢化といった構造的な課題と深く結びついている。すなわち、我が国全体では人口減少が続く一方で、全国各地から東京都への転入超過は続いており、今後もその流れが継続することが見込まれるとともに、こうした

東京都への転入超過は若年層がその大半を占めている。地方から人口が流出し、地方において若年層が少なくなることは、地域の産業の衰退や地域社会を支える担い手の不足など、地域の活力の低下をもたらす。地域の活力の低下は、我が国全体の活力の低下をもたらすおそれがある。また、より長期的に見れば、将来、地方から東京都に人材を提供できなくなる可能性もあり、そうなれば日本全体の衰退につながりかねない。これらの観点から、都市と地方がともに持続可能な形で発展できるような取組が進められる必要がある。

本報告書がこうした本検討会の趣旨に沿って、今後の検討の深化や制度改正に活かされることを期待したい。

## 1. 本検討会の設置と審議経過等

近年、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大していること等を踏まえ、令和7年度与党税制改正大綱において、以下のような検討の方向性が示されることとなった。

### 令和7年度与党税制改正大綱（抄）（令和6年12月20日 自由民主党・公明党）

#### 第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

#### 2. 地方創生や活力ある地域経済の実現

#### （3）都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

地方経済の活性化及び地方の生活環境の改善に向けた基盤づくりとして、地方税の充実確保を図る。また、東京一極集中が続く中、既に地方に居住している人の流出を防止するとともに、都市部から地方への移住を拡大する観点から、「若者・女性にも選ばれる地方」をつくることが重要である。このため、行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

特に、住所地課税の例外となっている道府県民税利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、金融機関等の事務負担に配慮するとともに、地方公共団体の意見を踏まえつつ、税収帰属の適正化のための抜本的な方策を検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。

「地方税制のあり方に関する検討会」（以下「本検討会」という。）は、この与党税制改正大綱を踏まえ、令和8年度税制改正に向けて、地方税制に係る諸課題について専門的見地からの検討を行うため、令和7年2月、総務省の地方財政審議会に設置された。

また、令和7年6月に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～』においても、「東京一極集中が続き行政サービスの地域間格差が顕在化する中、拡大しつつある地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について原因・課題の分析を進め、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。」とされたことも受けて、総務大臣からの要請に基づき、7月に開催された本検討会において、地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の原因・課題の分析を行うこととし、令和7年11月まで、9回の会合を重ねてきた。

この間、当事者である地方関係団体や個別の地方公共団体のほか、産業界のヒアリングも実施しながら、精力的な議論を重ね、本報告書を取りまとめたところである。

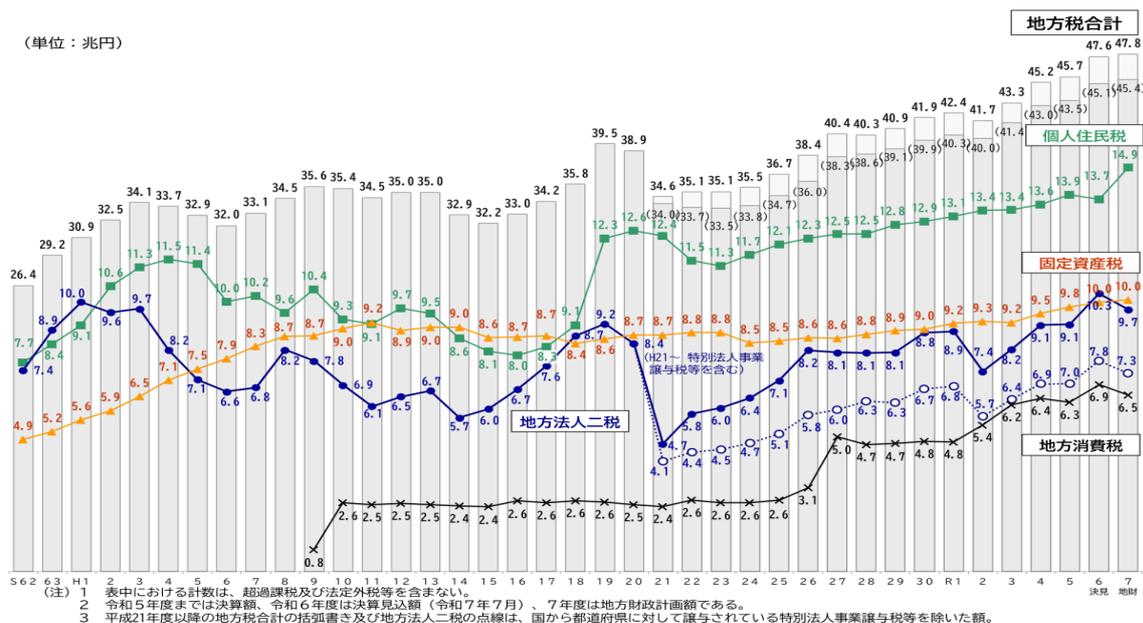
## 2. 地方公共団体の税財政や行政サービスの現状

### (1) 地方税収の現状

#### (全国の地方税収の状況)

地方税収は、近年、企業収益や消費支出等の増加、地価の上昇等により、決算ベースで3年連続過去最高となっており、令和6年度決算見込み（特別法人事業譲与税を含む）では、47.6兆円<sup>1</sup>となっている。〔資料2-1-1〕

#### 〔資料2-1-1〕地方税収の推移



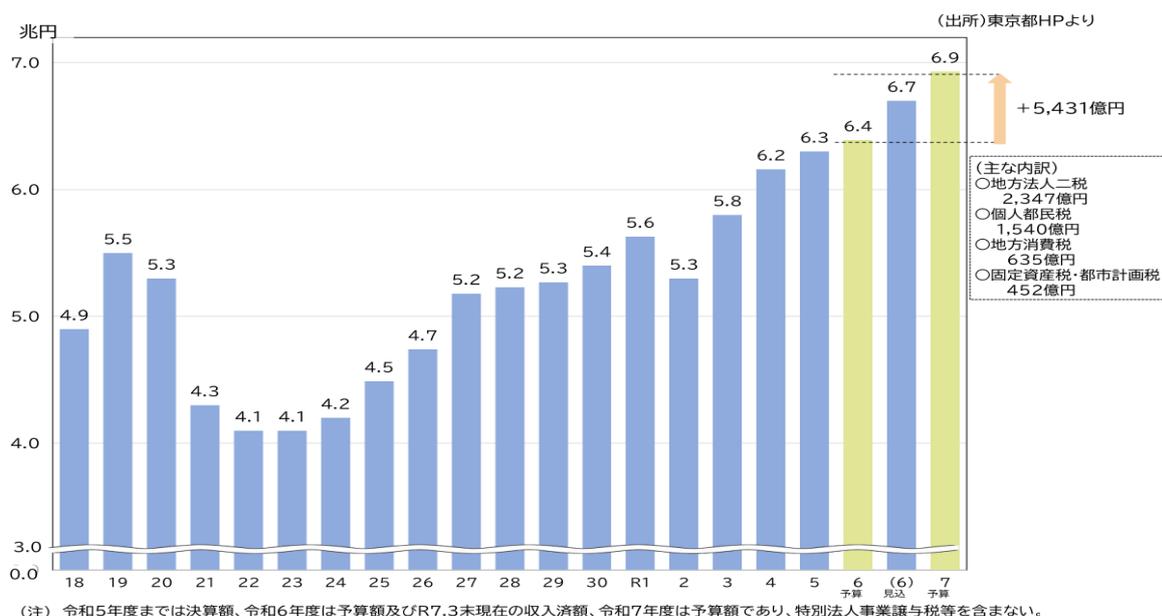
#### (東京都の税収の状況)

東京都の税収も、同様に、近年、増加傾向で推移しており、令和6年度から7年度にかけて、当初予算ベースで約5,000億円の増加<sup>2</sup>となっている。その主な内訳をみると、地方法人二税で約2,347億円、個人住民税で1,540億円、固定資産税・都市計画税で452億円の増加となっている。

<sup>1</sup> 令和2年度決算と比較すると、5兆8,979億円の増加（14.2%の増）。

<sup>2</sup> 令和2年度決算と令和6年度決算見込を比較すると、1兆3,449億円の増加（25.1%の増）。なお、東京都及び都内市区町村の税収の合計と、46道府県（市町村分含む）の税収の合計を令和2年度決算と令和5年度決算と比較すると、前者は14.4%の増、後者は8.8%の増。

## 〔資料 2-1-2〕 東京都の税収の推移



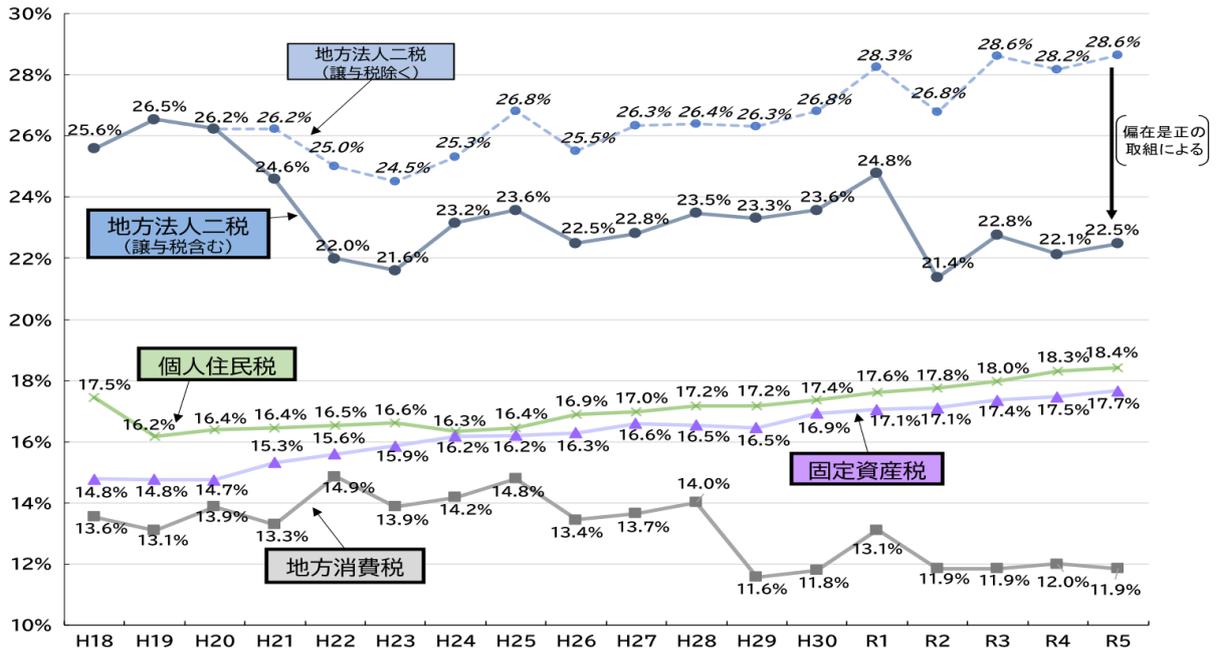
### (全国に占める東京都の税収の状況)

主要税目の全国に占める東京都の税収シェアの推移をみると、地方法人二税（特別法人事業譲与税除く）は、平成20年のリーマンショック等の影響により一時的に減少したものの、その後、増加傾向にあり、現行制度における偏在是正措置<sup>3</sup>による効果を勘案（地方法人二税（特別法人事業譲与税含む））しても、全体の2割を超える水準となっている。また、個人住民税や固定資産税のシェアも、一貫して増加傾向で推移している。〔資料 2-1-3〕

<sup>3</sup> 平成20年度税制改正において、平成15年度以後の地方法人二税の税収の急速な回復に伴い、地域間の財政力格差の拡大が顕著となったことを踏まえ、消費税を含む税制の抜本的な改革までの暫定措置として、地方法人特別税・譲与税制度を創設した（令和元年9月末廃止）。また、令和元年度税制改正において、地域間の財政力格差の拡大、インターネット取引の拡大などの経済社会構造の変化等に対応するため、恒久措置として特別法人事業税・譲与税制度を創設した。

また、これとは別に、地方消費税率の引上げにより交付団体と不交付団体の財政力格差が大きくなることに対応するため、平成26年度・28年度税制改正において、法人住民税法人税割の一部を地方法人税とし、税収の全額を交付税原資とする見直しを行っている。（参考資料参照）

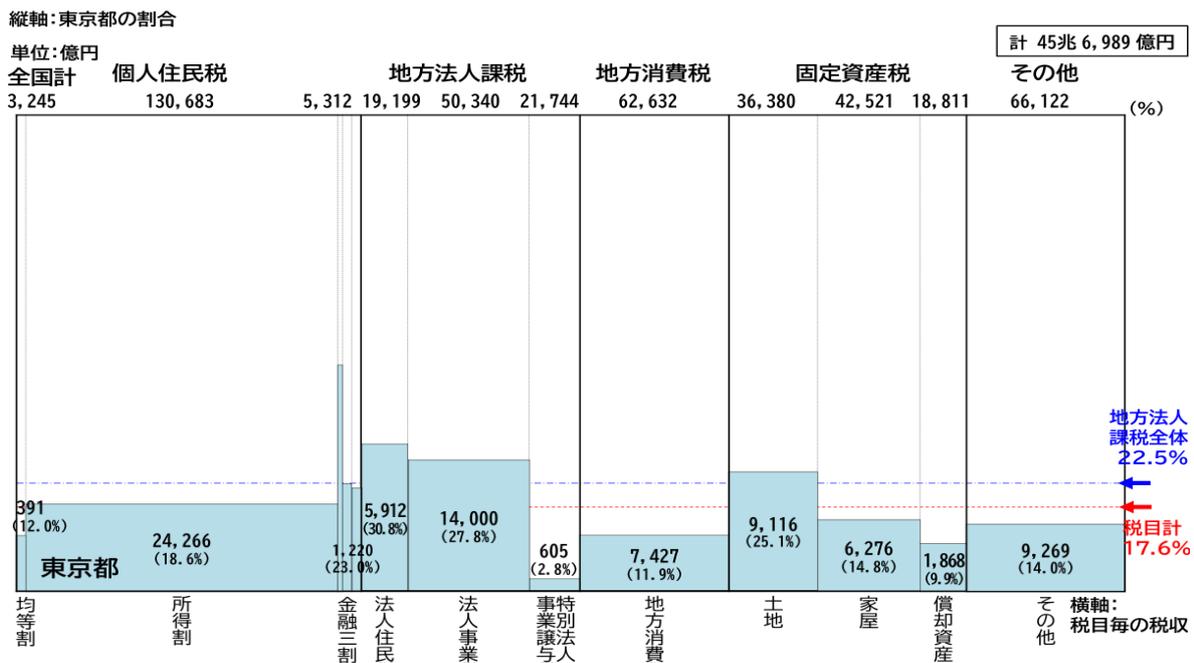
〔資料 2-1-3〕 全国に占める東京都の税收シェアの推移



(注) 1 税收額は決算額であり、超過課税及び法定外税等を除いた額並びに地方消費税清算後ベースである。  
 2 平成21年度以降の地方法人二税の点線は、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を除いた額。  
 3 東京都の税收は、東京都及び都内区市町村の税收の合計である。

また、令和5年度決算における全国の地方税收に占める東京都の税收（都及び市区町村の税收の合計額）のシェアは全体で17.6%となっている。この水準を大きく上回る税目としては、道府県民税利子割のほか、地方法人二税・特別法人事業譲与税の合計が22.5%（地方法人二税では28.6%）、土地に係る固定資産税が25.1%となっている。〔資料 2-1-4〕

〔資料 2-1-4〕 全国・東京都の地方税收（令和5年度決算）

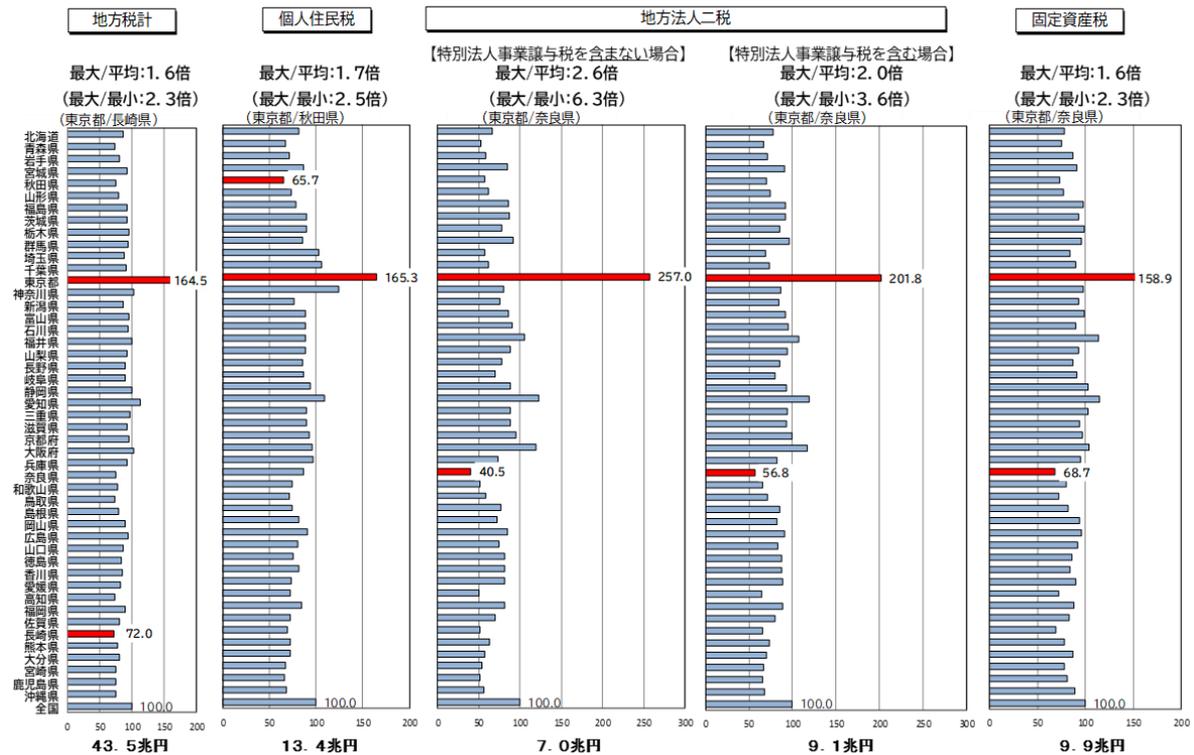


(注) 1 税收額は決算額であり、超過課税及び法定外税等を除いた額である。地方消費税は清算後の額である。  
 2 特別法人事業譲与税の原資である特別法人事業税は、都道府県が徴収する国税。  
 3 東京都の税收は東京都及び都内区市町村における決算額の合算額である。

地方税の偏在度を人口一人当たり税収額でみると、地方税全体では、最大の東京都と最小の長崎県には2.3倍程度の差があり、特に税源の偏在度が大きい地方法人二税では、特別法人事業譲与税を含むことにより、現行制度における偏在是正措置による効果を勘案しても、最大の東京都と最小の奈良県には3.6倍の差がある。

また、地方税全体、個人住民税、地方法人二税及び固定資産税において、人口一人当たり税収額が最大となっているのは、いずれも東京都となっている。〔資料2-1-5〕

〔資料2-1-5〕人口一人当たりの税収額の指数（令和5年度決算）



(注1) 上段の「最大/平均」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を平均で割った数値であり、「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値である。下段の数値は、税目ごとの税収総額である。  
 (注2) 地方税計は特別法人事業譲与税を含まない額である。  
 (注3) 税収は、都道府県及び区市町村の税収の合計である。

（まとめ）

近年、企業収益や消費支出等の増加、地価の上昇等により、我が国全体の地方税収は、決算ベースで3年連続過去最高となっており、東京都の税収も、同様に、増加傾向で推移し、令和6年度から7年度にかけて、当初予算ベースで約5,000億円の増加となっている。

全国の地方税収に占める東京都の税収のシェアは全体で17.6%となっているが、主として地方法人二税・特別法人事業譲与税及び土地に係る固定資産税がこの水準を大きく上回っている。

地方税の偏在度を人口一人当たり税収額でみると、地方税全体では、最大の東京都と最小の長崎県には2.3倍程度の差がある。

## (2) 地方財政の現状

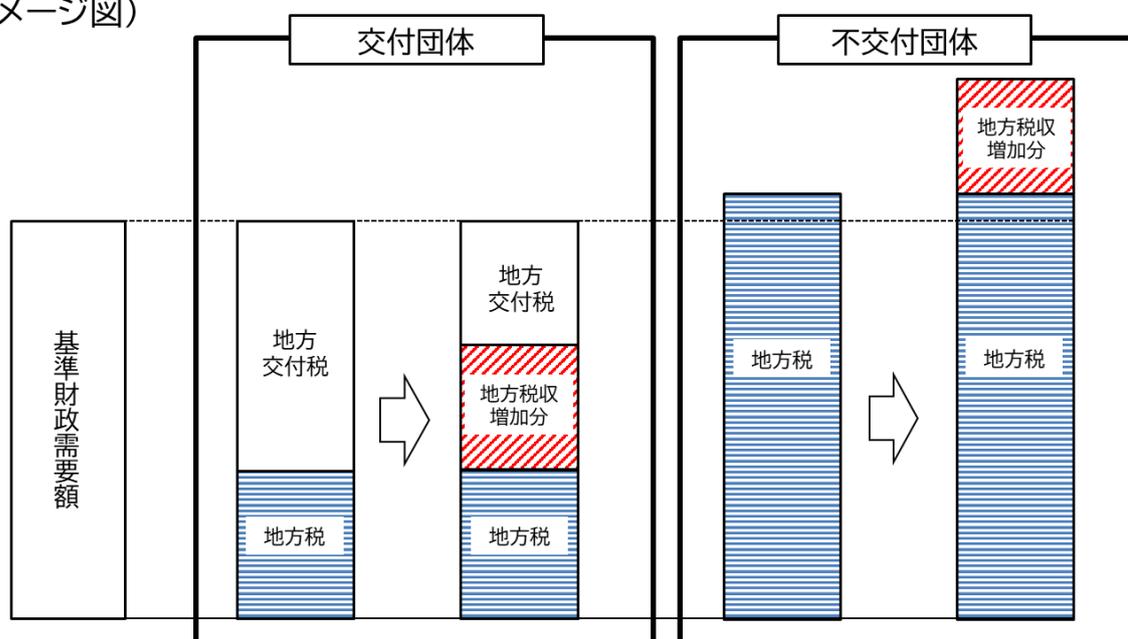
### (一般財源や財源超過額の状況)

上記(1)で述べたように、地方税収が全体として増加する中で、地方公共団体間の財政力の差が拡大しつつあり、二極化する傾向にある。

すなわち、交付団体においては、地方税収が増加しても、それに伴い地方交付税が減少するため、一般財源の増加は限定的となっている一方で、不交付団体の超過財源には地方交付税の財源調整機能が及ばないため、不交付団体においては、地方税収の増加に伴い、標準的な水準の行政サービスの提供に必要な財源を上回る「財源超過額」が増嵩することとなる<sup>4</sup>。〔資料 2-2-1〕

### 〔資料 2-2-1〕 地方税収の増加による財政力の差が拡大するイメージ

(イメージ図)



※地方税および地方税収増加分には留保財源を含めていない。

近年の都道府県における一般財源総額の推移をみても、コロナ禍による一時的な縮小はあるものの、不交付団体である東京都と交付団体との差が大きく拡大している状況がうかがえる。〔資料 2-2-2〕

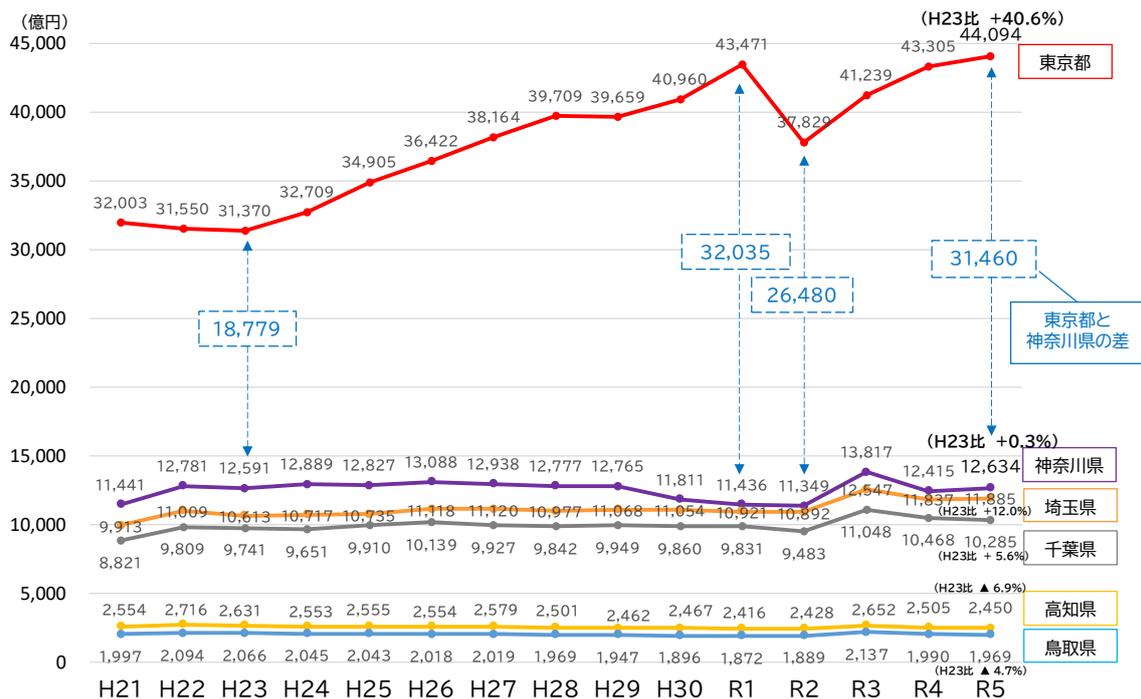
また、近年の税収の増加基調等を反映し、東京都の財源超過額<sup>5</sup>は、4年連続で増加しており、令和7年度は約2兆円で過去最高となっている。財源超過額全体に占める東京都シェアも増加しており、令和7年度の東京都のシェアは83.8%となっている<sup>6</sup>。〔資料 2-2-3〕

<sup>4</sup> 本報告書 51 頁も参照。

<sup>5</sup> 地方交付税法第 21 条の規定により都及び特別区の基準財政需要額、基準財政収入額をそれぞれ合算して算定。

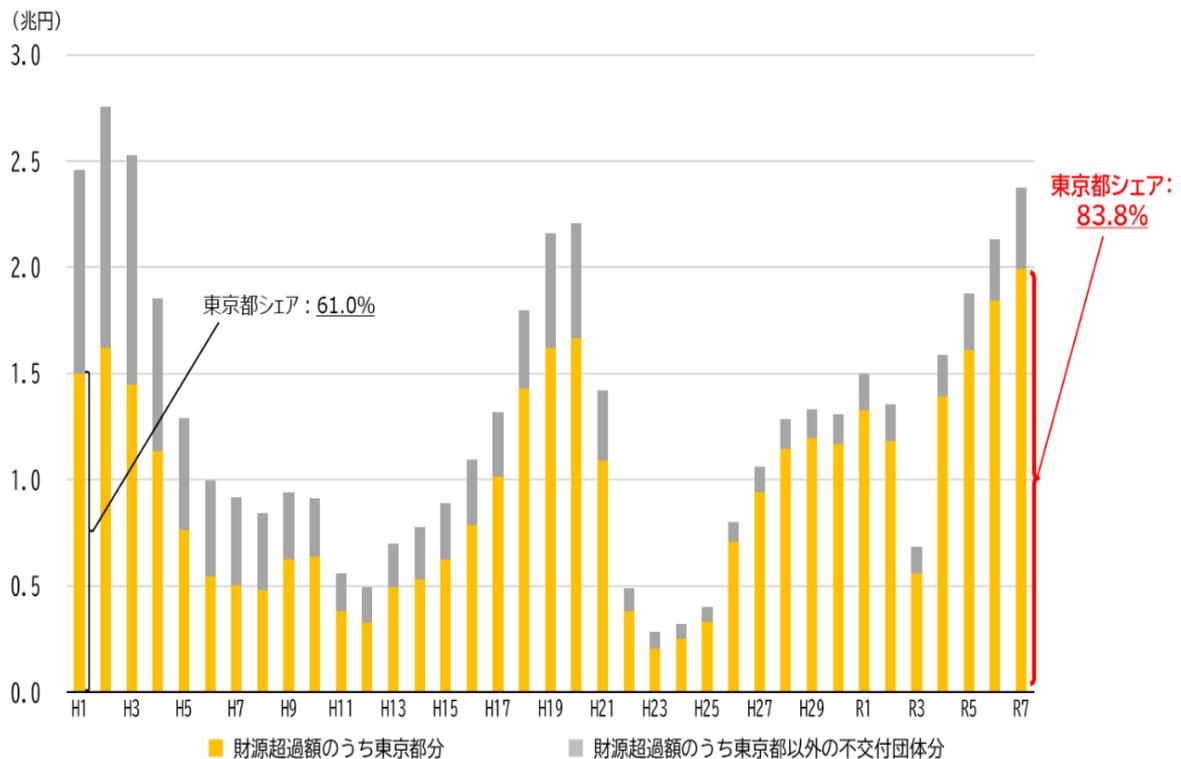
<sup>6</sup> 令和7年度における普通交付税不交付団体は、85 団体（都道府県では東京都のみ該当）。

〔資料 2-2-2〕 1 都 3 県等の一般財源の推移



※「一般財源」は「地方税」、「地方譲与税」、「地方特交付金等」、「地方交付税」及び「臨時財政対策債」の合計額から法定外税、超過課税、臨時財政対策債償還費等を控除したもの。東京都の「地方税」は、道府県相当分で作成。

〔資料 2-2-3〕 財源超過額の推移



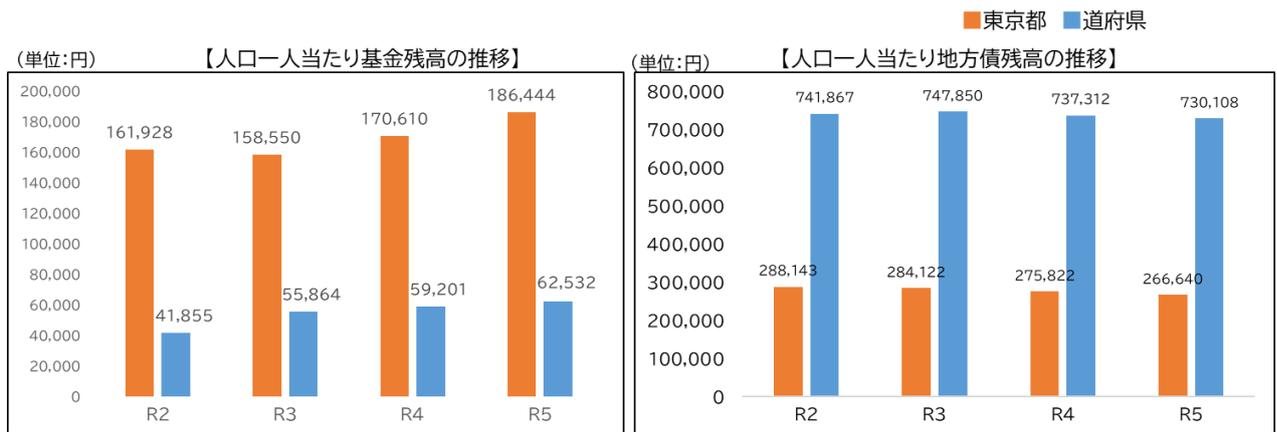
※ 東京都にあつては、地方交付税法第21条の規定により都及び特別区の基準財政需要額、基準財政収入額をそれぞれ合算して算定。

〔地方債残高等の状況等〕

東京都と他道府県の人口一人当たり基金残高<sup>7</sup>を比較すると、東京都は他道府県の平均の約3倍となっており、近年も増加している。

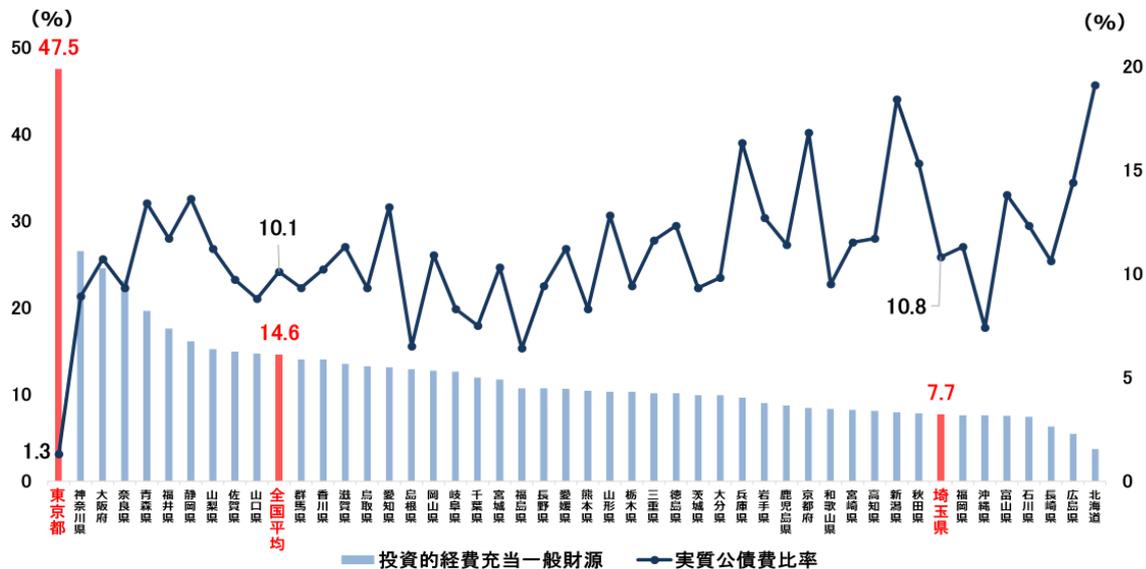
また、東京都の人口一人当たり地方債残高は、他道府県の平均の4割弱（臨時財政対策債を除いた額では5.9割）<sup>8</sup>となっているが、これは、東京都においては投資的経費に対する一般財源の充当割合が高く、起債発行額が少ないためである。〔資料2-2-4・5〕

〔資料2-2-4〕 都道府県人口一人当たり基金残高及び地方債残高



※都道府県における決算額

〔資料2-2-5〕 投資的経費充当の一般財源の割合（埼玉県作成資料）



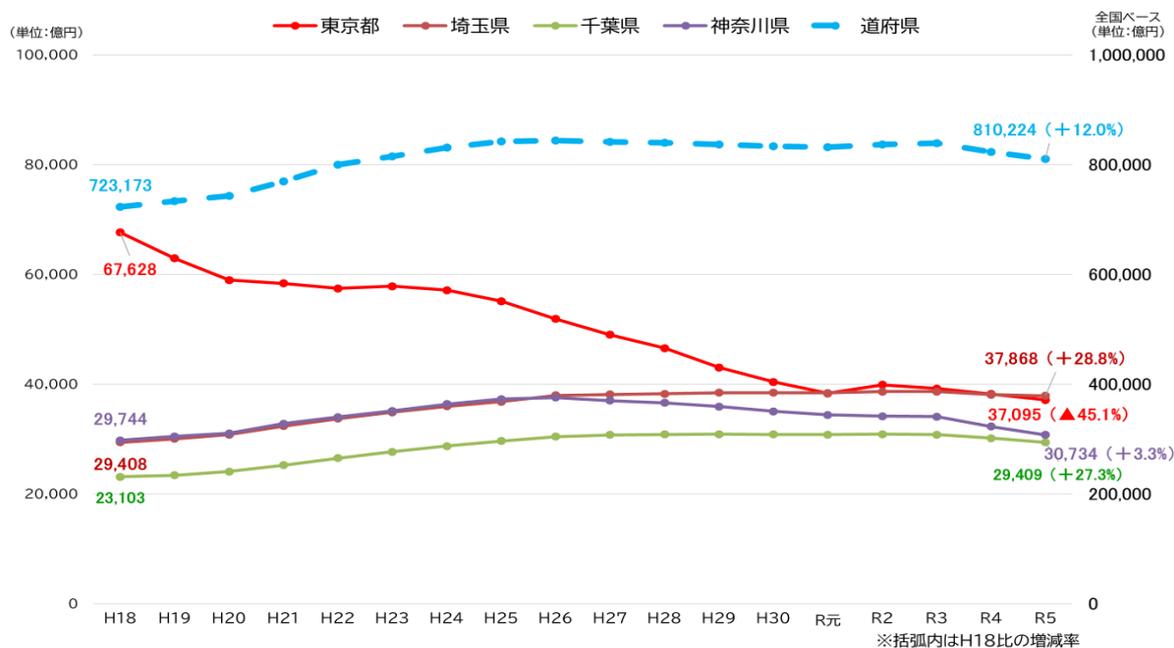
注) 「令和5年度都道府県決算カード」(総務省) から作成

<sup>7</sup> 基金は地方公共団体が特定の目的のために資金を計画的に積み立てるなど、後年度の財政負担に備えるための制度であり、基金残高は当該地方公共団体の財政運営を表す指標の一つ。

<sup>8</sup> 46 道府県の臨時財政対策債を除いた地方債残高（人口一人当たり）の額の平均は、令和2年度 449,712 円、令和3年度 449,884 円、令和4年度 449,031 円、令和5年度 453,535 円となっている。

このため、令和5年度の東京都の実質公債費比率は1.3%（道府県平均：11.6%）、将来負担比率は9.7%（道府県平均：174.2%）と他道府県の平均に比べて大幅に低い水準となっている。また、近年の地方債残高の推移をみると、他の道府県の平均が横ばいで推移している中、東京都は大幅に減少している。〔資料2-2-6〕

### 〔資料2-2-6〕 地方債残高の推移



### （まとめ）

地方公共団体の財政の現状として、不交付団体においては、地方税収の増加に伴い、財源超過額が増加している一方、交付団体においては、地方税収が増加しても、それに伴い地方交付税が減少するため、一般財源の増加は限定的となっている。東京都の財源超過額は、4年連続で増加しており、令和7年度は約2兆円で過去最高となっている。地方税収が全体として増加する中で、地方公共団体間の財政力の差が拡大し、二極化する傾向となっている。

東京都の人口一人当たり基金残高は、他道府県の平均の約3倍となっている一方、東京都の人口一人当たり地方債残高は、他道府県の平均の4割弱にとどまっている。実質公債費比率や将来負担比率も、東京都は他道府県の平均に比べて大幅に低い水準となっている。

### (3) 地方公共団体の行政サービスの現状

#### (東京都の行政サービスの状況)

近年、東京都においては、様々な新規施策を行っているが、特に、所得制限を設けずに、住民への直接的な給付サービスを行う事例が増えてきている。東京都内に在住する18歳までのこども1人に対する月額5千円の支給といったこども・子育て支援のほか、夏場における水道基本料金の無償化やエアコン・冷蔵庫等の購入支援など、多岐にわたる施策が行われている。〔資料2-3-1・2〕

#### 〔資料2-3-1〕東京都の最近の主な行政サービスの例（こども・子育て支援関係）

事業名	概要	R7予算額
018サポート (R6.1～)	都内に在住する0歳から18歳までの子供（約200万人）を対象に、1人当たり月額5,000円を支給（所得制限なし）	1,227億円
私立高等学校等特別奨学金補助 (R6～)	都内に居住し、私立高校等に通う生徒の保護者に対し、国の就学支援金と合わせて、都内私立高校平均授業料まで支援し、私立高校授業料を実質無償化（所得制限を撤廃）	643億円
保育料等無償化 (R5.10～)	認可保育所等に通う利用者負担分について、令和7年9月から、年齢や所得にかかわらず第一子も無償化 ・実施主体：区市町村（負担割合 第二子無償化実施時の考え方を踏まえて設定）	763億円 ※第一子無償化分 279億円
東京都立学校給食費負担軽減事業 (R6～)	国の方策が講じられるまでの間、区市町村が行う学校給食費の保護者負担軽減に係る取組を支援 ・実施主体：区市町村（補助率1/2）	251億円
医療費助成事業 (R7拡充)	子供医療費について、以下の自己負担額となるよう助成 ・義務教育就学前の乳幼児：なし ・義務教育就学時、高校生等：通院1回当たり200円 ※令和7年10月から所得制限を撤廃	乳幼児 38億円
		義務教育就学児 52億円
		高校生等 86億円
東京都無痛分娩費用助成等事業 (R7～)	令和7年10月から無痛分娩に係る費用を最大10万円助成 （対象：都内対象医療機関で令和7年10月以降に出産した都民、規模：9,500件）	12億円
都版海外留学制度 (R7～)	主たる生計維持者が都内在住で、本人が国内の大学などに在学中の者を対象に、都独自の留学支援を実施 ・短期留学（4週間～3ヶ月程度）：最大90万円、年500人 ・中長期留学（6ヶ月～1年）：渡航費・授業料最大135万円、現地活動費最大15万円/月、年100人	1億円
教員向け奨学金返還支援 (R7～)	都内の公立・私立の幼稚園～高校等に採用された教員を対象に、奨学金返還支援を実施 ・返還総額限度額300万円、返還総額の1/2を都が本人に代わって返還 ・交付額の上限150万円、返還期間に応じて最長10年に分けて交付	0.2億円

（出所）東京都「令和7年度東京都予算案の概要」

〔資料 2-3-2〕 東京都の最近の主な行政サービスの例（その他）

事業名	概要	R7予算額
地域医療確保緊急支援事業（R7～）	都内民間病院等を対象に支援金等を交付 ・地域医療確保のため、緊急かつ臨時的に支援金を交付（入院患者 1 人あたり 1 日580円） ・高齢者受入れのために病床を確保した病院に対して病床確保料を支払（1 床あたり年629万円） ・小児科・産科・救急医療において患者受入れを推進するための体制確保（1 診療科当たり1,114万円）	321億円
東京ゼロエミ住宅普及促進事業（R7～）	新築ゼロエミ住宅約16,000戸を対象に補助を実施（環境性能向上のための都民負担が実質ゼロ） ・助成金額：省エネ率45%以上 240万円、40%以上 160万円、30%以上 40万円	297億円
介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業	国が必要な見直しを講じるまでの間、居住支援特別手当を介護職員等に支給する介護保険サービス事業所を支援 ・手当額 月額 1 万円（勤続 5 年目までの介護職員には 1 万円を加算）	285億円
家庭のゼロエミッション行動推進事業（R7.8に支援拡充）	長期使用家電等の買替や、高効率の新規家電の購入への支援を店舗での直接値引き方式により実施することで、家庭の省エネ行動を促進（規模：約83万台） 令和7年8月末から、熱中症リスクの高い、高齢者や障害のある方へのエアコン購入の支援を拡充（1万円相当→8万円相当）	221億円
賃貸住宅の断熱・再エネ集中促進事業（R7～）	賃貸住宅の断熱化を加速するため、以下の補助を実施 ・賃貸住宅のオーナーが行う省エネ診断に係る経費を支援（補助率10/10、上限120万円/棟、規模3万戸(5,000棟)） ・高断熱窓・ドア・壁・床等への断熱材の改修支援（断熱窓の場合 補助率2/3、上限30万円/戸、規模3万戸）	199億円
障害福祉サービス等職員居住支援特別事業	国が必要な見直しを講じるまでの間、居住支援特別手当を福祉・介護職員に支給する障害福祉サービス事業所を支援 ・手当額 月額 1 万円（勤続 5 年目までの福祉・介護職員には 1 万円を加算）	129億円
カスタマーハラスメント防止対策推進事業（R7～）	カスタマーハラスメント防止条例のR7.4月施行に伴い、カスタム防止対策を行った企業・団体等に対して奨励金を支給 ・企業向け奨励金：都内中小企業等を対象に40万円（録音・録画環境整備費等）、規模10,000社 ・団体向け奨励金：各種業界団体を対象に最大100万円（カスタム防止対策窓口の設置等）、規模30団体	49億円
防犯機器等購入緊急補助事業（R7～）	2 年間の緊急対策として、住宅に防犯カメラなどを設置する費用を補助（補助率1/2、上限 1 世帯当たり 2 万円）	47億円
看護職員等宿舍借り上げ支援事業	看護職員等の宿舍借り上げ支援を行う病院に対し補助 実施主体 都内病院 基準額 82,000円/戸・月 負担割合 都3/4、病院1/4	39億円
都・区市町村技術系職員向け奨学金返還支援（R7～）	都・区市町村の技術職（土木・建築・機械・電気）に採用された職員を対象に、奨学金返還支援を実施 ・返還金総額限度額300万円（大学院卒は450万円）、返還総額の1/2を都が本人に代わって返還 ・交付額の上限225万円、返還期間に応じて最長10年に分けて交付	0.2億円
水道料金に係る基本料金無償臨時特別措置（6月補正）	都の水道料金の基本料金について、令和7年度の夏場4ヶ月間分相当を無償とする等の臨時特別措置を実施 ・主に一般家庭での利用が想定される小口径（13mm、20mm、25mm） （多くの家庭が利用する口径20mmの場合、4ヶ月で1世帯当たり5,000円程度の軽減）	368億円

（出所）東京都「令和7年度東京都予算案の概要」、「令和7年度6月補正予算(案)について」

（東京都の隣接 3 県等からの意見）

このような状況に対し、令和 6 年 5 月、東京都に隣接する埼玉県、千葉県、神奈川県 の 3 県が、財政力の差を原因として東京都との子ども施策を中心とした住民への直接的な給付サービスなどの行政サービスの地域間における差が拡大しているとの声を上げ、総務省等に対し、次のような要請を行った<sup>9</sup>。

居住する地域にとらわれない子ども施策の実現及び税源の偏在是正について

（令和 6 年 5 月 7 日 埼玉県、千葉県、神奈川県）

（略）一方、近年、税収に恵まれている東京都では、

- ・ 18 歳年度末までの子どもに対する月 5 千円の給付、
- ・ 高校授業料実質無償化における所得制限撤廃、
- ・ 公立学校給食費の無償化、
- ・ 0～2 歳児の第 2 子の保育料無償化、
- ・ 18 歳年度末までの子どもに対する医療費助成、

といった施策を打ち出し、周辺自治体との地域間格差が拡大している。

<sup>9</sup> 令和 7 年 8 月 29 日にも 3 県から総務省等に対し要請が行われている。

全てのこどもがひとしく幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するためには、このような地域間格差を解消していくことが必要不可欠である。

また、こども施策のみならず様々な施策においても、東京都と周辺自治体の地域間格差の拡大が多く存在しているところであり、こうした状況は、東京一極集中の流れを加速し、デジタル田園都市国家構想が目指す「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」に向けての妨げとなりかねない。

こうした行政サービスの地域間格差は、財政状況の違いから生じているものと考えられる。経常収支比率を見ても、東京都が全国で最も低く、自由に使える財源が潤沢である。

これは、人口密度が高いほど、必要な人口1人当たりの一般財源は少なくなるが、東京都は、人口密度の高さとは釣り合いな規模の一般財源を得ていることが要因と考えられる。

また、地方法人関係税については、納付税額が多い持株会社をはじめとする大企業が、東京都に本店又は事業所を置く傾向が強いことや、Eコマースの進展により、工場や倉庫よりも従業者数の多い本社がある東京都に、事業活動の実態以上に税収が集中していることも一つの要因となっている。

については、このような状況を踏まえ、次の事項について要望する。

1 (略)

2 税源の偏在是正

地方税は、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを行う上で、最も重要な基盤であり、行政サービスの地域間格差が過度に生じないようにするためにも、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けた取組を早急に行うこと。

また、本検討会が実施したヒアリング<sup>10</sup>（以下、単に「ヒアリング」という。）及び事務局が実施した全都道府県及び全政令指定都市等を対象としたアンケート調査<sup>11</sup>（以下、「アンケート調査」という。）において、東京都に隣接する県や指定都市、地方部の団体等からは、次のような意見があった。

- ・ 近年、税収に恵まれている東京都では、豊かな財政力を背景に、第一子保育料の無償化など子ども施策をはじめとする様々な行政サービス（住民への給付サービス）を打ち出し、行政サービスの地域間格差が拡大している。

<sup>10</sup> 第7回検討会（令和7年8月21日）において、全国知事会、全国市長会、全国町村会及び指定都市市長会から、第8回検討会（令和7年9月9日）において、東京都、福岡県、埼玉県及び秋田県からそれぞれヒアリングを実施。

<sup>11</sup> 令和7年8月22日から9月12日までの期間で、全ての都道府県・指定都市・市区町村を対象として「都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築に係るアンケート調査」を実施。

- ・ 子ども施策など様々な行政サービスで、東京都と周辺の地方公共団体の地域間格差がもはや看過し得ない水準にまで拡大しており、これは財政状況の違いから生じている。
- ・ 東京都と同じような行政サービスを実施するためには、巨額の財源が必要であり、実施することは財政上困難、他の団体は追従できない、優先順位の概念を超えている。
- ・ インフラ整備など東京都が首都や国際都市としての機能を充実させることは望ましいが、他の地方公共団体が財源的に真似できないような住民への直接的なサービスを充実させ、福祉や教育といった本来住んでいる場所によって大きな差がつくべきでない分野でサービス格差が生じていることは問題と言わざるを得ない。
- ・ エssenシャルワーカーの確保に関し、例えば保育人材について、東京都は独自に職員の賃金改善に向けた支援を実施しているが、こうした地方公共団体の政策の差により、いわばパイを奪い合う状況となっている。

〔資料 2-3-3〕 都道府県アンケート調査結果（行政サービスの地域間格差の現状について）

○ 行政サービスの地域間格差の課題についての意見(35道府県)

- ・ 行政サービスの地域間格差が拡大している(他自治体が追従できない、看過し得ない水準にまで拡大、行政サービスの提供に顕著な差、優先順位の概念を超えた行政サービスが提供されている等)  
青森県、岩手県、山形県、茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
- ・ 東京都のような施策について、財政面から実施は難しい  
北海道、青森県、岩手県、秋田県、埼玉県、新潟県、静岡県、三重県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県
- ・ 行政サービスの地域間格差が、人材の流出等東京一極集中を加速させている(可能性がある)  
山形県、埼玉県、千葉県、京都府、広島県、山口県、熊本県、大分県

○ 上記以外の主な意見(3都府県)

- ・ 行政サービスの違いは、各自治体が何を優先するかの問題  
東京都
- ・ 行政サービスの違いは、原則的には各地域が抱えている課題や状況を踏まえたもの  
愛知県
- ・ 地方分権の趣旨を踏まえると、一定の地域間格差が生じるもの  
大阪府

※ 本資料は、各地方団体の回答を基に事務局において整理したもの

(まとめ)

東京都においては、所得制限を設けない住民への直接的な給付サービスなど様々な行政サービスが実施されているが、これに対し、東京都に隣接する埼玉県・千葉県・神奈川県等の3県等からは、財政力の差を原因として東京都との行政サービスの地域間における差が拡大しているとの声が上がっている。

このほか、指定都市や地方部の団体等からも、東京都と同じような行政サービスを実施するためには、巨額の財源が必要であり、実施することは財政上困難、他の団体は追従できないなどの意見があった。

### 3. 人口動態及び経済社会構造の変化

上記2.(1)で確認したとおり、個人住民税や固定資産税の全国に占める東京都の税収シェアは、一貫して増加傾向で推移している。また、全国に占める東京都の税収（都及び市区町村の税収の合計額）のシェアは地方税収全体の17.6%であるが、地方法人二税と土地に係る固定資産税は、これを大きく上回っている状況にある。

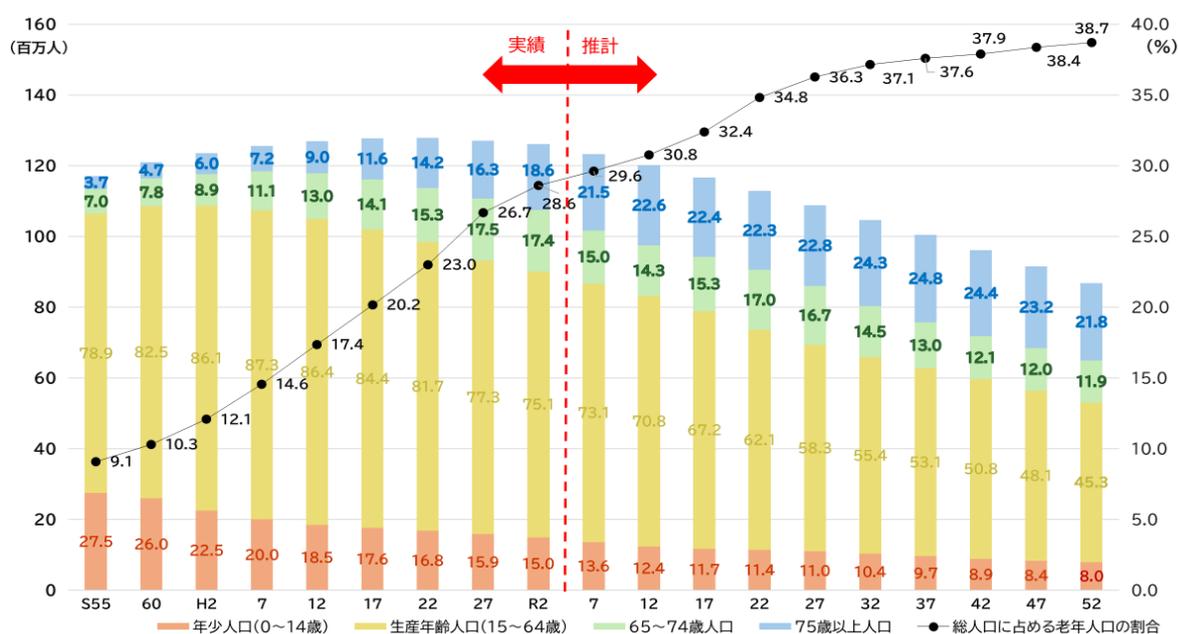
このため、これらに関連する人口動態及び経済社会構造の変化について、分析を行った。

#### (1) 人口動態

##### (人口減少の現状等)

我が国の人口は平成20年(2008年)の1億2,808万人をピークに平成23年(2011年)以降一貫して減少しており、令和6年(2024年)には1億2,378万人、令和32年(2050年)には1億468万人、令和52年(2070年)には8,700万人へと、長期的に大幅な人口減少が予想されている。〔資料3-1-1〕

〔資料3-1-1〕年齢区分別人口の推移と将来推計

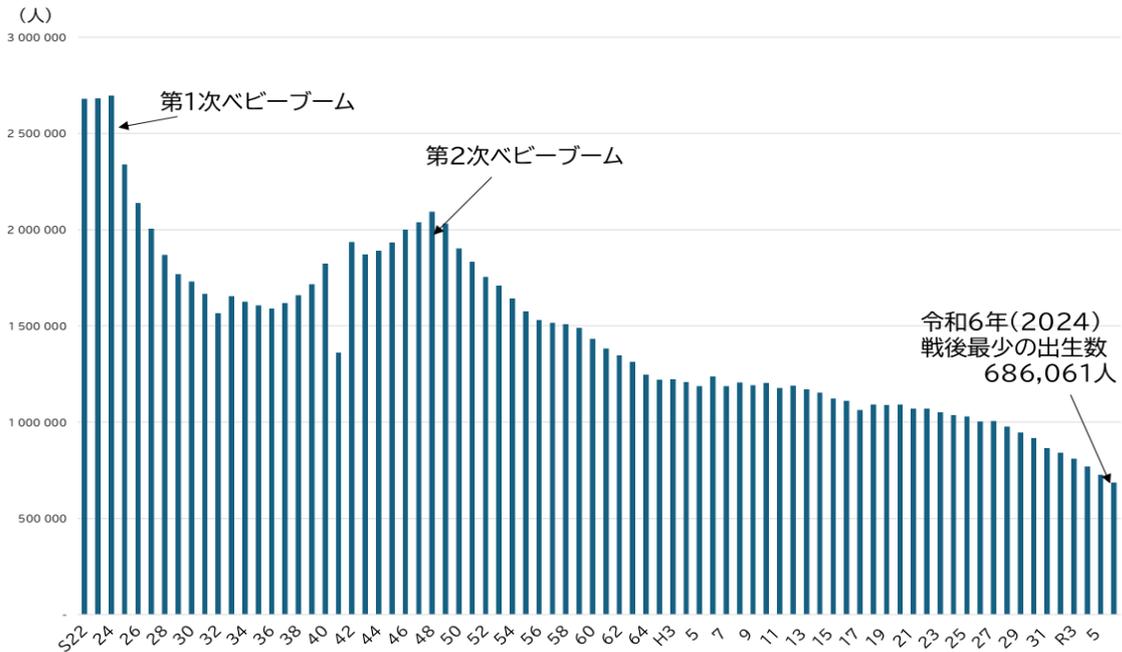


令和6年12月11日 新しい地方経済・生活環境創生会議(第2回)資料1を一部加工  
 (備考)平成27年までは総務省「国勢調査」(年齢不詳の人口を各歳別にあな分した人口)、令和2年は総務省「国勢調査」(不詳補完値)、令和5年は総務省「人口推計(令和5年10月1日現在)」,それ以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」により作成。

そして、令和6年(2024年)の出生数は、約68万6千人で戦後初めて70万人を下回った。〔資料3-1-2〕

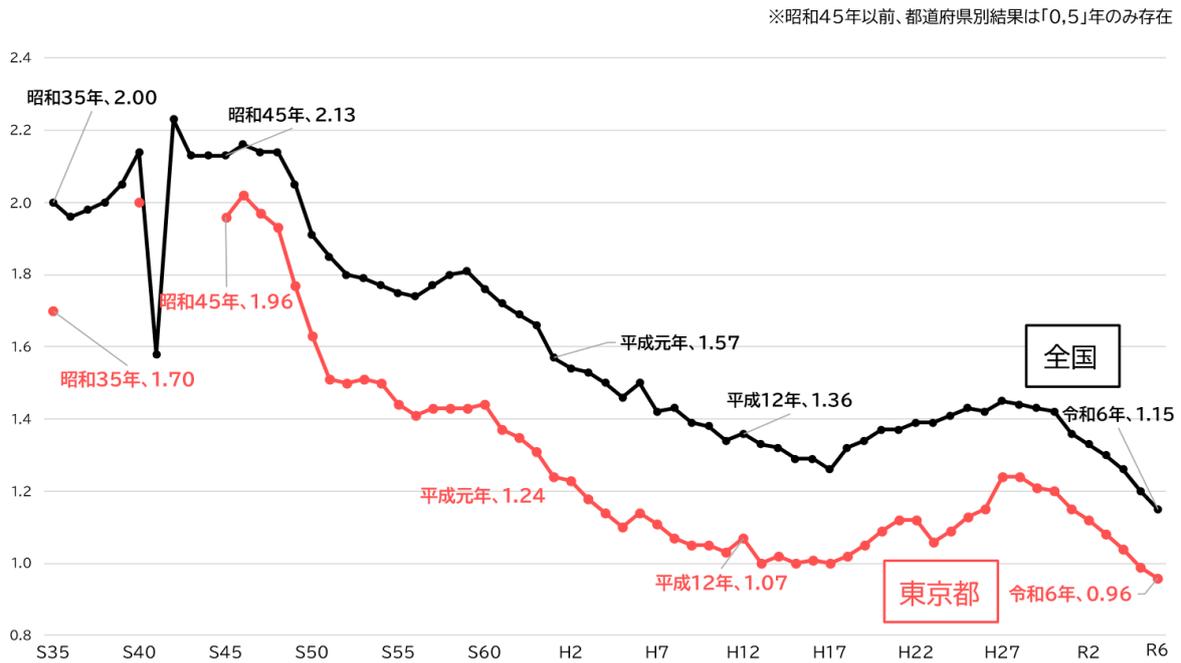
合計特殊出生率は、平成28年(2016年)以降、継続して低下しており、令和6年(2024年)は1.15で前年の1.20より低下している。都道府県別にみると、東京都が0.96で前年の0.99より低下し、全国最低となっている。〔資料3-1-3〕

### [資料 3-1-2] 出生数の推移



(出所)厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。令和6年は概数である。

### [資料 3-1-3] 合計特殊出生率の推移



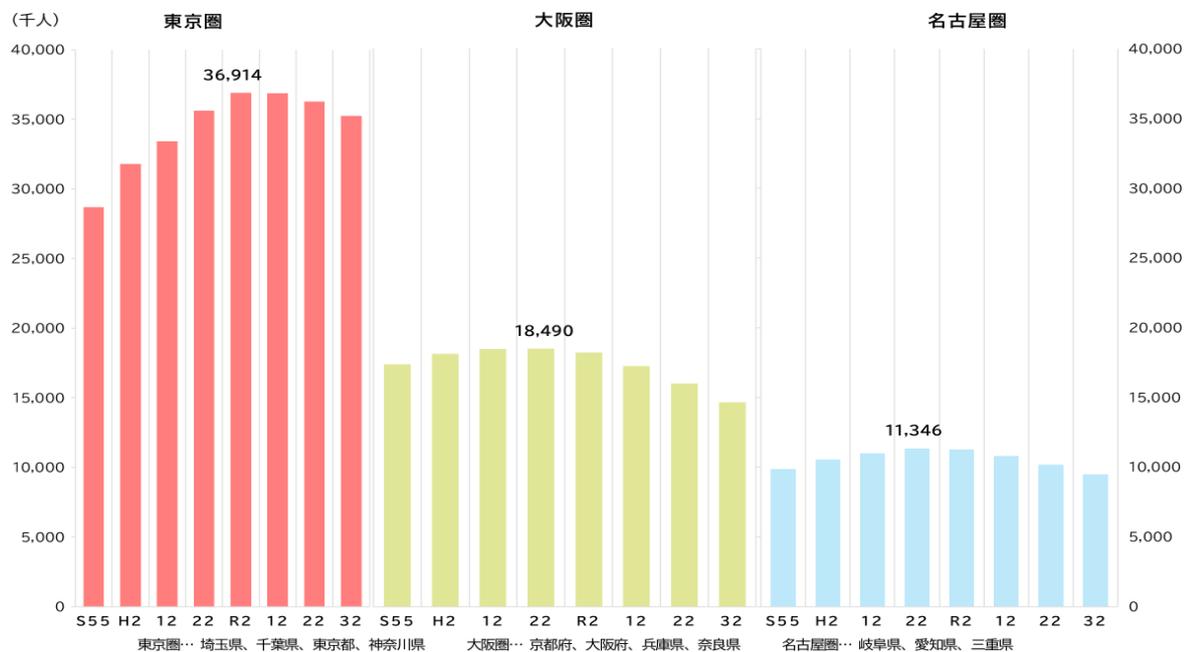
(出典)厚生労働省「人口動態調査」を基に作成

都市圏別の総人口の推移を昭和55年(1980年)から令和2年(2020年)までの10年ごとの30年間の国勢調査と令和2(2020)年の国勢調査を基に、令和32(2050)年までの10年ごと30年間の推計<sup>12</sup>によって確認すると、大阪圏や名古屋圏は緩やか

<sup>12</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(令和5年4月)による。

に増加しつつ、令和2年（2020年）には減少に転じたのに対し、東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）は、この間、令和2年（2020年）まで大幅に増加してきている。〔資料3-1-4〕

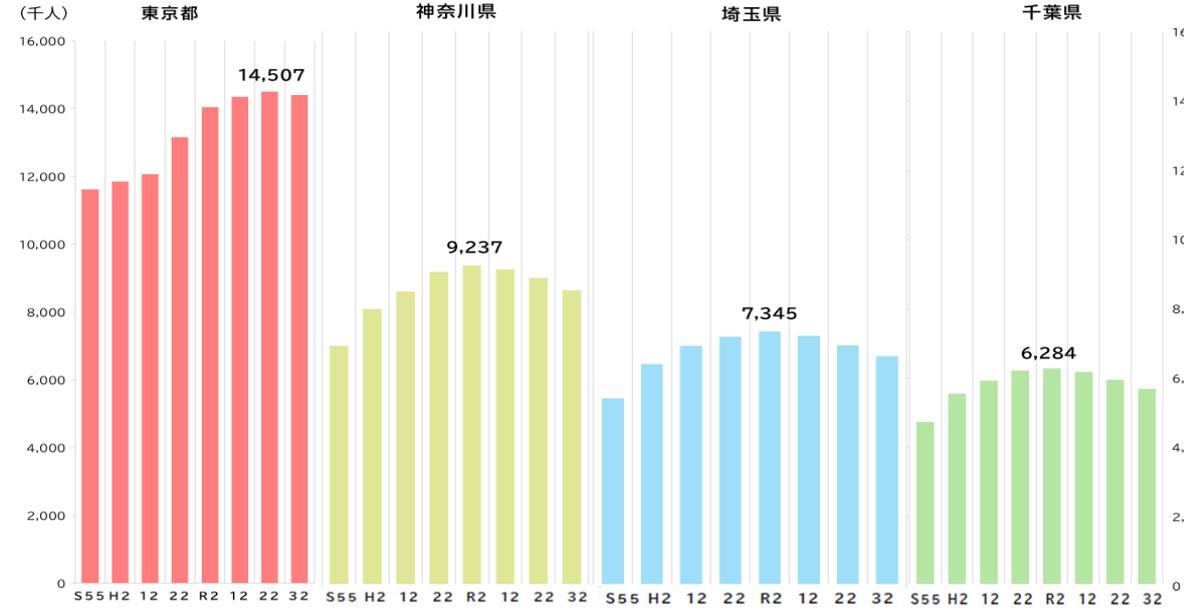
### 〔資料3-1-4〕都市圏別の総人口の推移



（出所）令和2年までは総務省「国勢調査」、それ以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成。

同様に、東京圏における各都県の総人口の推移を確認すると、東京都以外の3県は令和2年（2020年）に人口が頭打ちとなっている一方、東京都は令和22年（2040年）まで増加する見込みとなっている。〔資料3-1-5〕

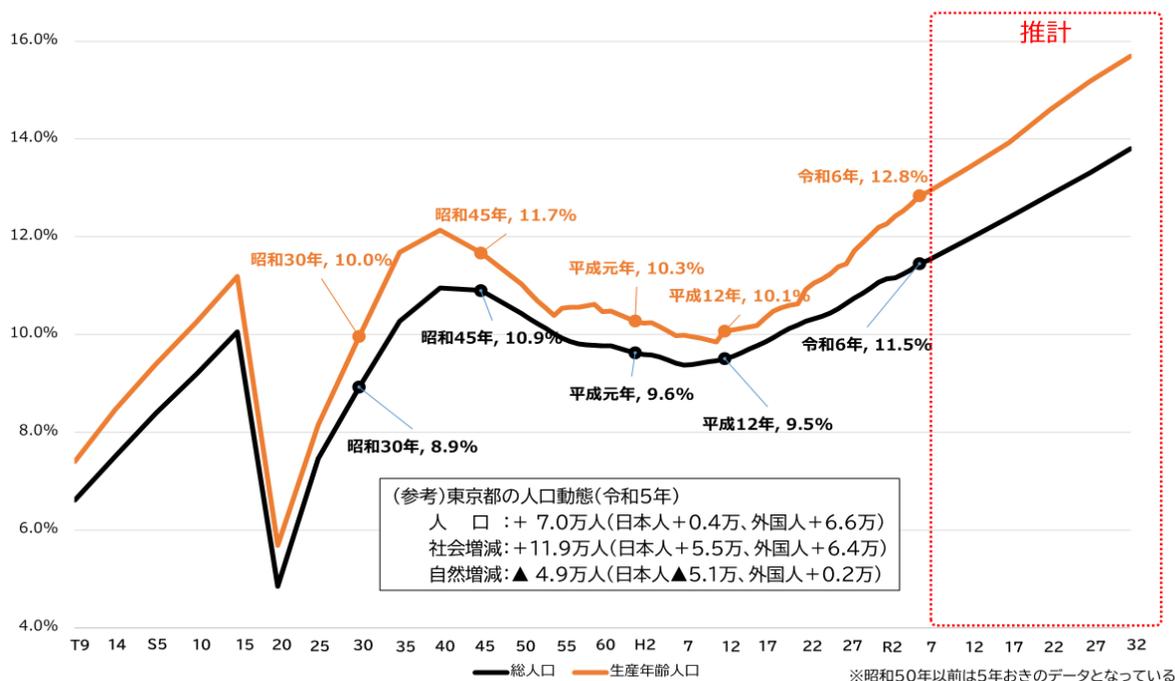
### 〔資料3-1-5〕東京圏の総人口の推移



（出所）令和2年までは総務省「国勢調査」、それ以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成。

また、総人口・生産年齢人口に占める東京都のシェアは、平成12年（2000年）以降、継続して上昇しており、今後も上昇し続けると見込まれている<sup>13</sup>。〔資料3-1-6〕

〔資料3-1-6〕 総人口・生産年齢人口に占める東京都シェアの推移



(出典)大正9年から令和6年までは総務省「国勢調査」「人口推計」。ただし、平成27年及び令和2年は不詳補完値(年齢などの一部未回答情報を統計的手法で補完した値)。令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」

### (東京都への転入超過の状況)

我が国の総人口が減少を続ける一方で、東京都の人口が増加し、総人口に占めるシェアの上昇が続いているのは、平成8年（1996年）以降、地方から東京都への転入超過が続いており、今後も転入超過が継続すると見込まれるためである。

人口移動について地域別にみると、大阪府、愛知県は、それぞれ関西、中部地方の中で転入超過である一方、東京圏に対しては大幅な転出超過であり、福岡県、宮城県、広島県等でも同様の傾向が確認できる。すなわち、地方から地域の中心都市に、その中心都市から東京圏へと人口が移動する状況となっている<sup>14</sup>。

東京都への人口移動について、ヒアリングでは、東京都からは、人口は東京だけに集まっているわけではなく、各地域の中核となる大都市に集積しており、「東京一極集中論」はそもそも前提となる事実には誤りがある、学生や若者も各地域の大都市に集中しているのが実態である、との意見が示されたが、本検討会において確認した客観的データにおいては、札幌市を除けば各圏域の大都市に流入する人口と同程度の人口

<sup>13</sup> なお、「都市再生基本方針」（令和4年10月25日閣議決定）によれば、大都市は、高齢者人口の増加が、増加数・増加率のいずれの面でも、今後急激に起こる地域であるとされており、東京都は地方に遅れて、今後、高齢者人口の増加が見込まれる。

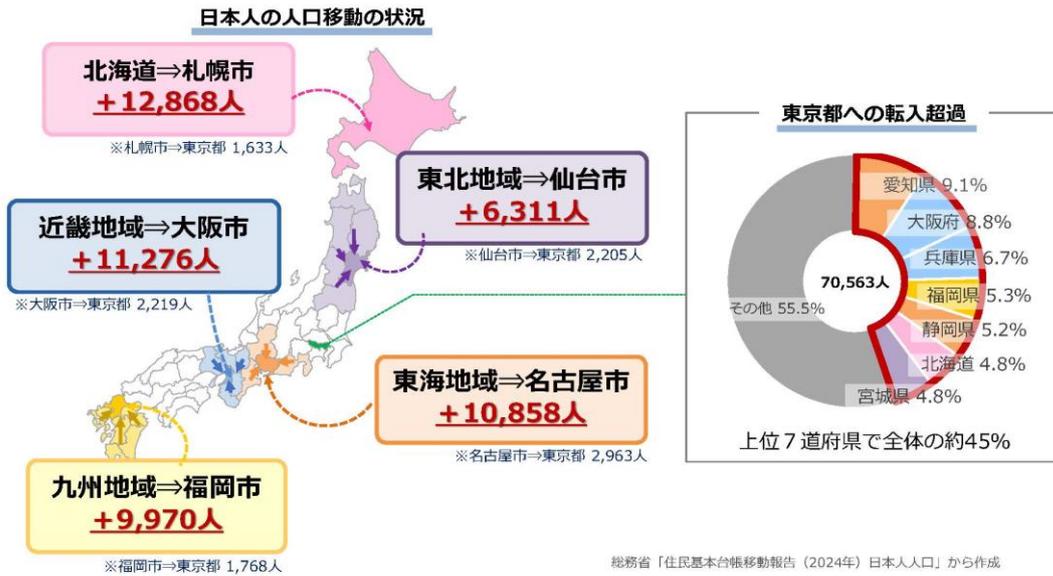
<sup>14</sup> 「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）

が東京都に流入しているとともに、東京都作成の資料によれば各圏域の大都市から東京都への転入超過の状況となっており、人口が東京に流入しているという状況に変わりはないと考えられる。〔資料 3-1-7・8〕

〔資料 3-1-7〕 東京都作成資料

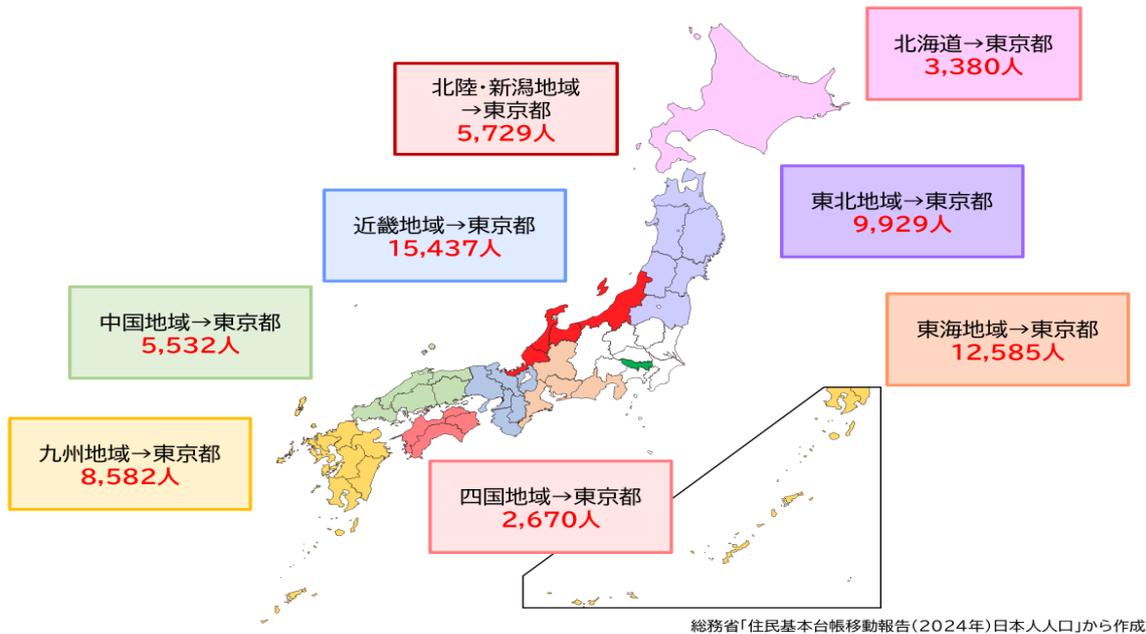
人口は東京「一極集中」ではなく、「大都市集中」

- ✓ 各地方において、人口は「大都市」に集中し、その一部が東京へ流入
- ✓ 東京への転入は、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県等、7道府県で約半数を占める



17

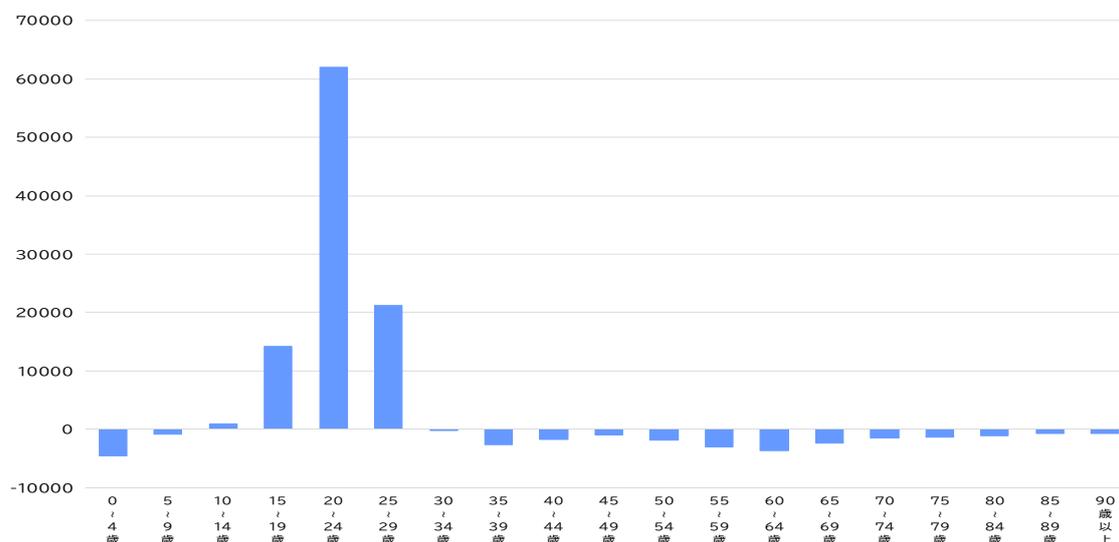
〔資料 3-1-8〕 各圏域から東京都への転入超過数



東京都への転入超過数を世代別にみると、若年層がその大半を占めている。〔資料 3-1-9〕

令和6年（2024年）は、10代と20代を合わせて約10万人の転入超過となっている。この背景として、若年層が進学や就職を契機に東京都に転入する傾向があると考えられる。

〔資料 3-1-9〕 東京都への年齢別転入超過の状況（令和6年）

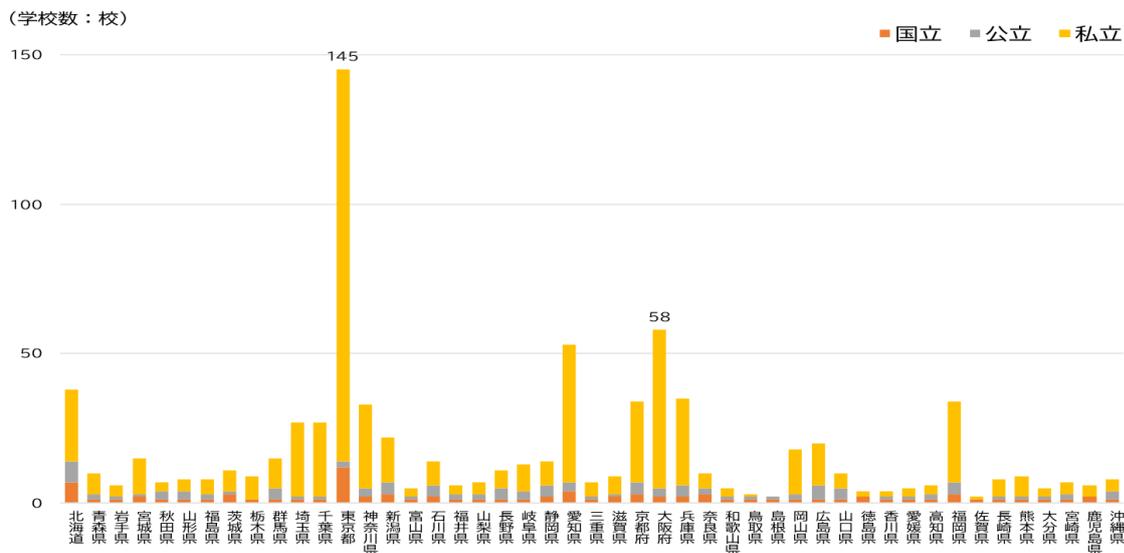


（出所）総務省「住民基本台帳人口移動報告」より作成

全国の大学（国立・公立・私立）の所在地を都道府県別にみると、東京都に145校が所在しており、次いで大阪府に58校が所在している。〔資料 3-1-10〕

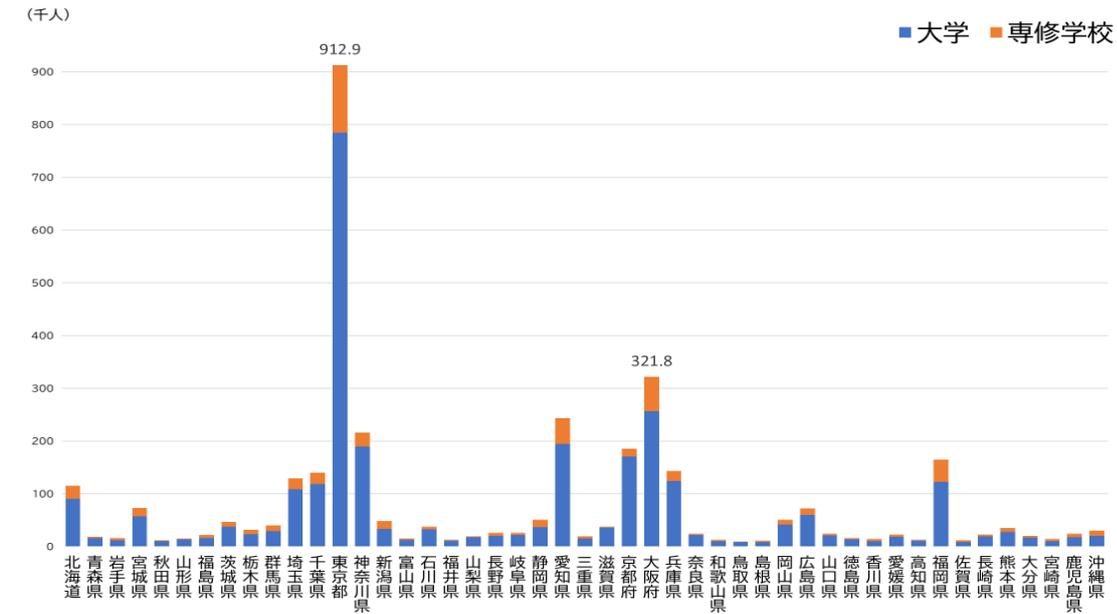
また、全国の大学（大学院を含む）及び専修学校の学生数を都道府県別にみると、東京都が約91万人、次いで大阪府が約32万人となっており、東京都の学生数は全国2位の大阪府の3倍弱となっている。〔資料 3-1-11〕

〔資料 3-1-10〕 各都道府県に所在する大学数



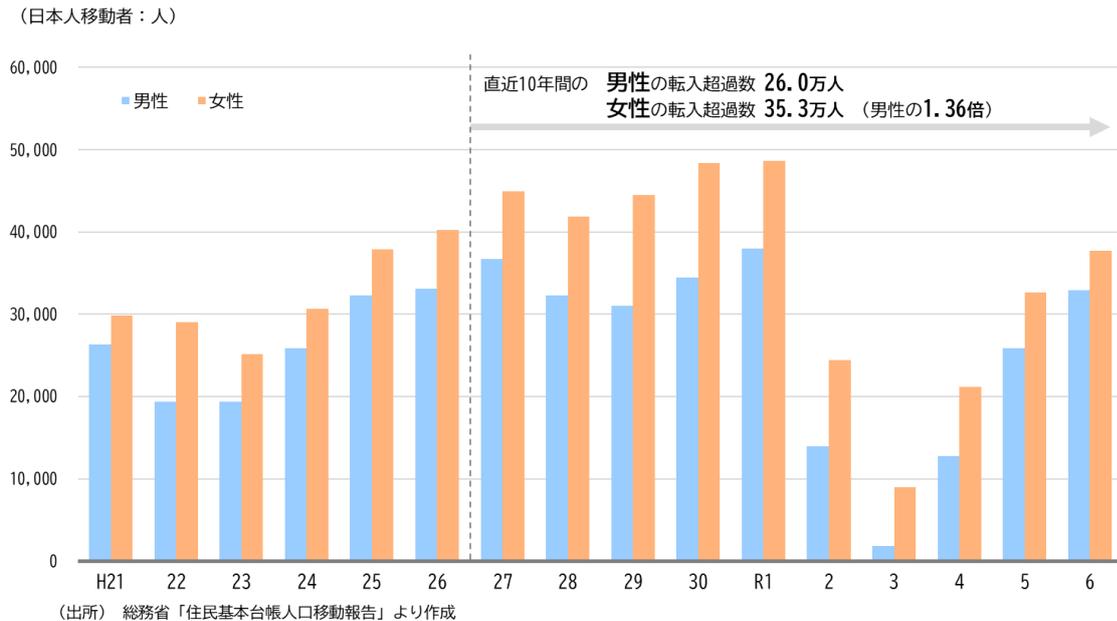
資料：文部科学省「令和6年度学校基本調査」により作成

### 〔資料 3-1-11〕 各都道府県の学生数



東京圏への転入者数と東京圏からの転出者数を性別ごとにみると、令和6年（2024年）に、男性は約5万5,000人の転入超過、女性は約6万4,000人の転入超過となっている。また、転勤やUターンの機会が多いと考えられる男性に比べ、一度東京圏に転入した女性は、地方に戻らない傾向にある<sup>15</sup>。平成21年度（2009年度）以降、女性の東京都への転入超過数が男性の転入超過数を上回っている状況であり、直近10年間の女性の転入超過数は、同期間の男性の転入超過数の1.36倍となっている。〔資料 3-1-12〕

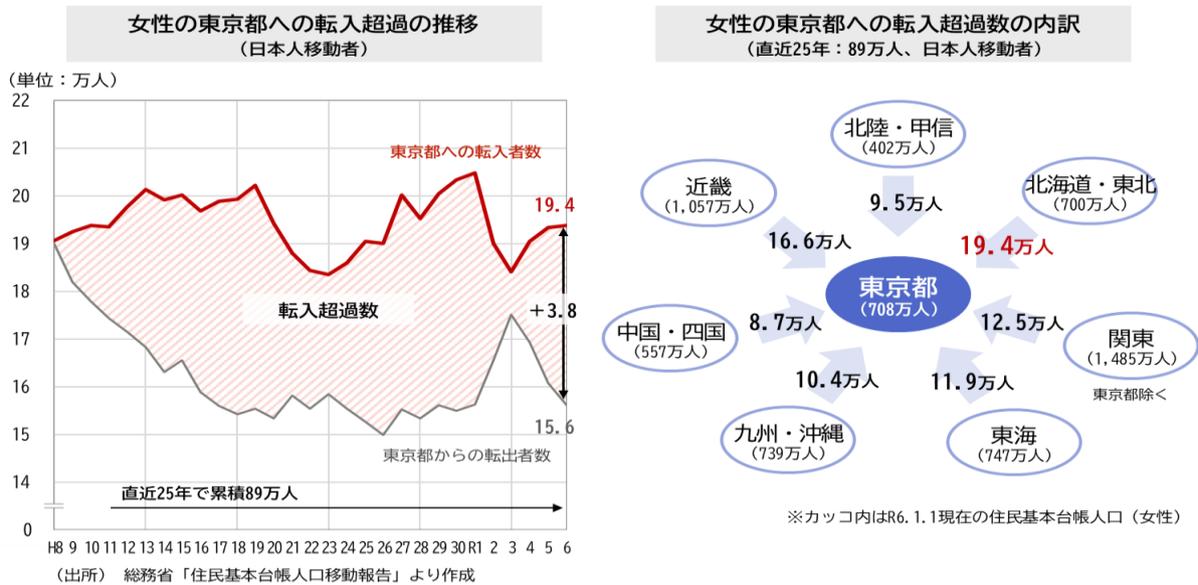
### 〔資料 3-1-12〕 東京都への男女別転入超過数



<sup>15</sup> 「地方創生 2.0 基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）

また、平成8年（1996年）以降、一貫して女性の東京都への転入超過が継続し、コロナ禍を経て再び拡大傾向にある。直近25年間の累計で、女性については、すべての圏域から東京都への転入超過となっており、その中でも人口規模に比して北海道・東北地域からの流入が大きい。〔資料3-1-13〕

〔資料3-1-13〕 女性の東京都への転入超過の状況



このような現状について、ヒアリングやアンケート調査において、地方部の県からは、若年層において、進学や就職を契機として大学や大企業等が集中している東京都への転出超過となっている状況であり、地方で育った若い人材が東京都へ流出し、首都圏経済を支えている、人口や企業（企業本社）が東京へ集中している状況がさらなる集中をもたらしているのではないかと、といった意見があった。

本検討会の議論では、東京都への人口移動の特徴として、大学等への進学や就職を契機として全国から東京都へ若年層が移動すること、東京都における行政サービスが充実していること等に伴い、埼玉県・神奈川県・千葉県など隣接県から20～40代の働き盛りの人々が東京都へ流出することの2つが挙げられるのではないかと、との意見があった。

このほか、東京都への人口移動とは別に、保育人材などのエッセンシャルワーカーについて、東京都が独自に職員の賃金改善に向けた手厚い支援等を実施していることにより、隣接県との間でいわばパイの奪い合いになり、人材確保について東京都のみが優位な状況にあることは問題ではないかとの意見があった。

### (人口減少と人口の東京への移動による影響)

上記で述べた人口減少や人口の東京への移動といった現状に対し、次のような影響が指摘されている<sup>16</sup>。

- ・ 地方は過疎化が進むとともに、過度な東京圏への一極集中により、地方から東京圏に人口が流出し、地域コミュニティや地域経済の持続可能性に悪影響を与えている。地域の様々な分野で人材の不足、円滑な承継・発展の困難などが生じ、地域が持つ様々な特性の持続可能性がリスクにさらされている。
- ・ 東京圏においても、住宅価格や賃料の高騰、長時間通勤など、過密の進行に伴う弊害や、大規模災害リスクの可能性が指摘されている。
- ・ 地方公共団体における人材等の資源の不足や偏在が深刻化している。特に地方では、保健師や技術職等の専門人材が確保できないといった理由で、福祉やインフラ管理など様々な行政分野において、法令に基づく事務の実施に課題が生じている市町村も存在している。
- ・ 東京圏へのヒト・モノ・カネの一極集中が進行した結果、地方公共団体が行う行政サービスに地域差・偏在が生じ、そのことが更なる一極集中を招いているとの指摘もある。

ヒアリングにおいても、地方部の地方公共団体等から、次のような意見があった。

- ・ 地方において人口流出に歯止めがかかっておらず、東京一極集中の是正は重要な課題である。
- ・ 東京都は首都として、政府機関や企業、大学、優秀な人材が集積している一方、その都市機能の維持に必要な人材の育成やエネルギー、水、食料は地方が供給しており、地方部を置き去りにして東京都だけの発展は考えられない。
- ・ 公定価格の格差や東京都が行う独自施策により、保育士などのエッセンシャルワーカーが東京都へ流出している。

現状として、地方で育った若い人材が東京都に流入することで、東京都の競争力を支えている面があるが、人口減少が進む中で、より長期的に見れば、将来、地方から転出する人材が枯渇して、東京都に人材を提供できなくなる可能性もあると考えられる。これまで地方は、都市部への食料やエネルギーの供給、治水や二酸化炭素吸収等による国土・環境の保全など、我が国の発展を支えてきた。これは、裏を返せば、人口減少や経済縮小に伴う地方の衰退が、いずれは都市部の衰退を招き、さらには、国全体の衰退にもつながることを意味しており、地方創生の実現は、地方の未来のみならず、日本全体の未来をも左右する重大な課題であるとされている<sup>17</sup>。

<sup>16</sup> 「地方創生 2.0 基本構想」(令和 7 年 6 月 13 日閣議決定)

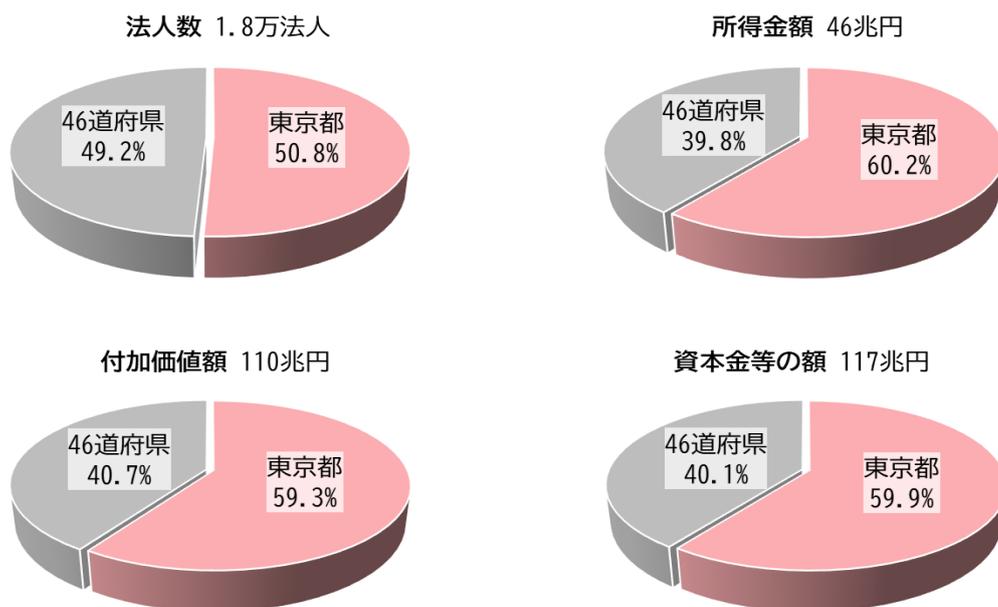
<sup>17</sup> 全国知事会「地方創生・日本創造への提言」(令和 7 年 7 月 24 日)。なお、「地方創生 2.0 基本構想」においても、「地方が担う食料、水、エネルギー、自然資源の供給機能がなければ、都市の豊かさは維持できない。都市と地方は切り離せるものではなく、一体となって初めて国全体の持続可能性が保たれる。」とされている。

## (2) 法人の事業活動・組織形態の変化 ー地方の法人税収への影響ー

### (大企業と本社支援産業の東京都への集積)

法人事業税・特別法人事業譲与税に係る税収の6割程度を占める資本金1億円超の法人の本社の多くが東京都に所在している。法人数では5割程度であるが、資本金等の額<sup>18</sup>等でみると6割程度を占めている<sup>19</sup>ことから、他道府県の法人に比べ資本金等が大きい企業が東京都に所在していることが分かる。〔資料3-2-1〕

#### 〔資料3-2-1〕 資本金1億円超の法人の本社所在地の状況等



(出所) 総務省「令和5年度 道府県税の課税状況等に関する調」における外形対象法人に係る課税実績より作成

経済活動の伸張を業種別にみると、「情報通信業」、「不動産業」、「純粋持株会社、経営コンサル業等」などで、県内総生産の全国計に占める東京都のシェアが伸びている。

#### 〔資料3-2-2〕

これらの産業のうち、売上金額の伸びが特に大きい業種をみると、東京都に事務所・従業員が多く所在しており、東京都に税収が偏る一因<sup>20</sup>となっていると考えられる。

#### 〔資料3-2-3〕

<sup>18</sup> これは法人事業税資本割の課税標準<sup>\*</sup>を指す。法人が株主等から出資を受けた金額として政令で定める金額（法人税法）とされ、いわゆる払込資本を指す概念である。

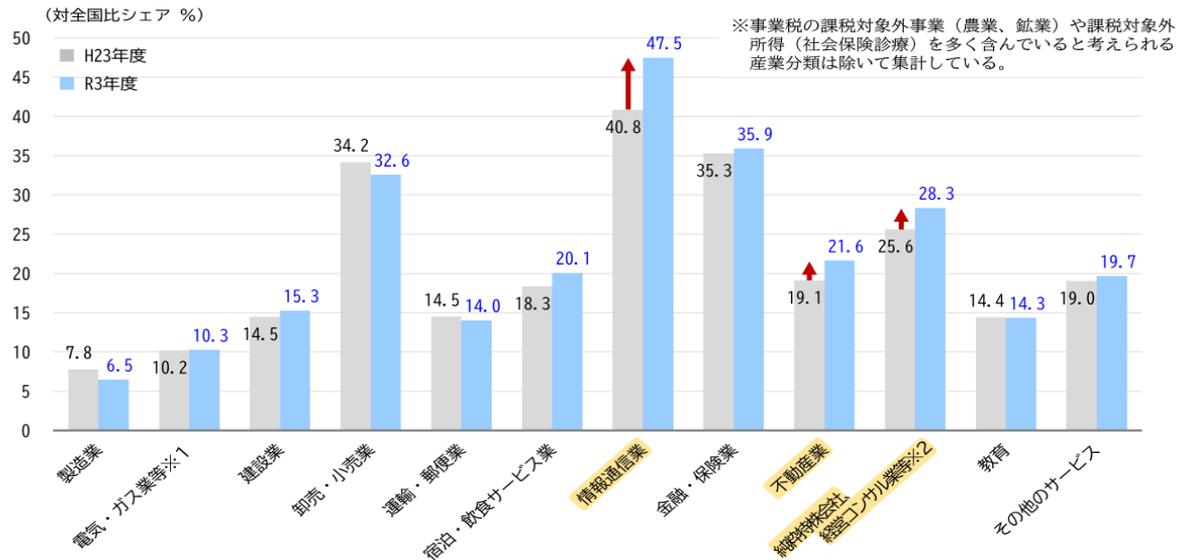
<sup>\*</sup> 法人税法上の資本金等の額を基に、地方税法において無償増減資に係る調整を行っている。資本金等の額が資本金の額及び資本準備金の合算額を下回る場合は、資本金の額及び資本準備金の合算額を課税標準とする。

<sup>19</sup> 東京都本社所在法人のデータであり、実際の税収は分割基準<sup>\*</sup>に基づき関係道府県に分割して納税される。

<sup>\*</sup> 地方法人二税は、事務所等が所在する地方公共団体において課税される。事業を行う法人の事務所等が2以上の地方公共団体に所在するときは、関係団体間の課税権を調整する必要が生じることとなり、事務所等の所在する団体に課税標準額を分割する際の基準を分割基準という。各地方公共団体に納付すべき税額は、分割後の課税標準額に当該地方公共団体の税率を乗じて、それぞれ決定される（参考資料参照）。

<sup>20</sup> 非製造業に係る法人事業税の分割基準は、課税標準の1/2を事務所等の数により、課税標準の1/2を従業員の数により分割することとされている。

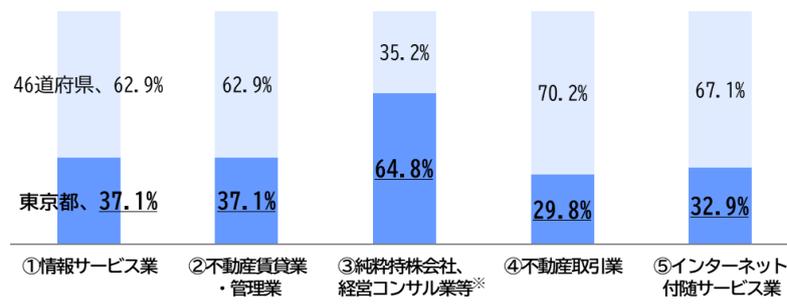
〔資料 3-2-2〕 県内総生産の産業別東京都シェアの変化 (H23 年度→R3 年度)



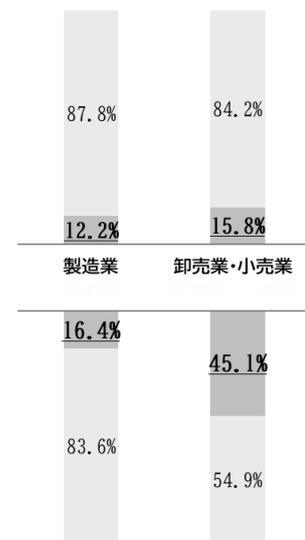
(出所) 内閣府「2023年度県民経済計算」より作成 ※1 電気・ガス・水道・廃棄物処理業 ※2 専門・科学技術、業務支援サービス業

〔資料 3-2-3〕 売上金額の伸びの大きい業種における東京都の事務所数・従業者数シェア

事務所数のシェア



(参考) その他の業種におけるシェア



従業者数のシェア

(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」の調査票情報を独自集計したもの ※ 専門サービス業 (他に分類されないもの)

また、研究者による分析結果によれば、東京への本社機能の集積が、情報通信業などの本社機能を支援する産業の東京への集積をもたらし、本社支援産業の集積が、更に東京に他の本社を集積させるインセンティブを強めると指摘されている<sup>21</sup>。

このような企業の本社所在地の状況に関しては、ヒアリングにおいて、東京都からは、近年、本社機能の東京都外への移転が続いており、転出超過となっているとの意見があった。もっとも、企業の移転は法人の事業活動の一部に過ぎないため、企業の

<sup>21</sup> 長岡貞男・門脇誠「東京の産業集積の特徴」『東京経大 学会誌 (経済学)』301 巻 286-287 頁 (2019 年)

移転のみならず、新設・廃止などを含めた企業数全体（ストックベース）でみるのが適切であるが、企業数全体では、どの資本金区分においても東京都のシェアが拡大している。特に、資本金が大きい企業ほど東京都に本社が所在する傾向にあり、資本金 50 億円以上の区分では東京都のシェアが 64.6%となっている。〔資料 3-2-4〕

### 〔資料 3-2-4〕 東京都に本社が所在する法人シェアの変化

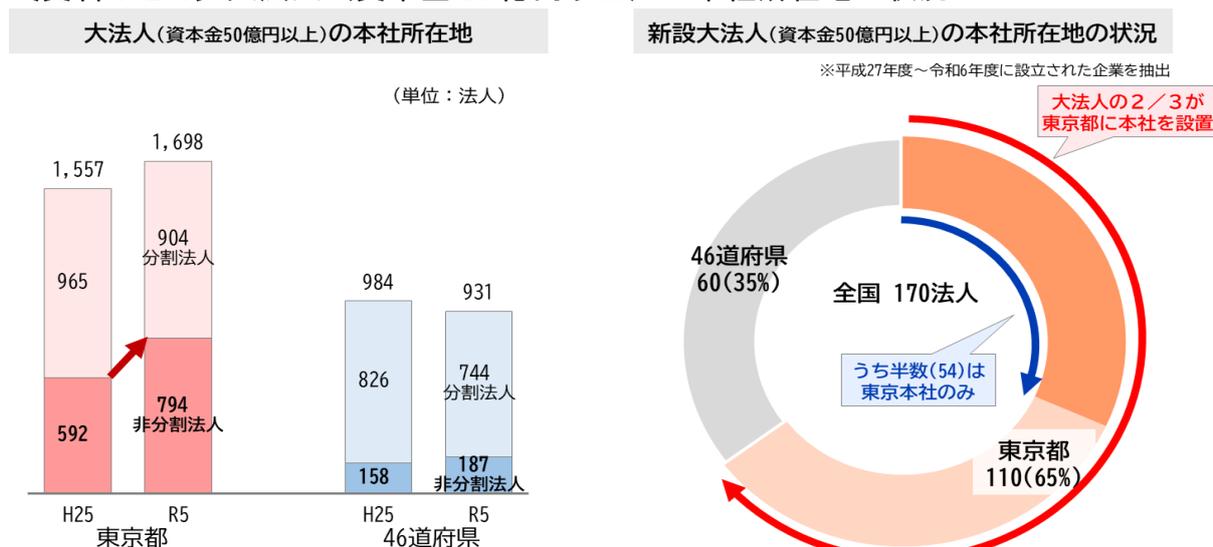
○資本金区分別法人数

	東京都		46道府県	
中小法人 (1億円以下)	H25	49.9万法人 (20.4%)	H25	194.0万法人 (79.6%)
	R5	61.0万法人 (22.1%)	R5	215.2万法人 (77.9%)
中堅法人 (1億円超～50億円未満)	H25	9,946法人 (46.1%)	H25	11,637法人 (53.9%)
	R5	8,461法人 (51.5%)	R5	7,961法人 (48.5%)
大法人 (50億円以上)	H25	1,557法人 (61.3%)	H25	984法人 (38.7%)
	R5	1,698法人 (64.6%)	R5	931法人 (35.4%)

(出所) 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」より作成

加えて、大法人（資本金 50 億円以上）において東京都のみに納税する法人の割合が高まっており、近年新設された大法人においても、その約 3 分の 2 の本社が東京都に所在し、そのうち半数が本社以外の支店等を持たず、東京都のみに納税する法人で占められている。〔資料 3-2-5〕

### 〔資料 3-2-5〕 大法人（資本金 50 億円以上）の本社所在地の状況<sup>22</sup>



(出所) 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」より作成

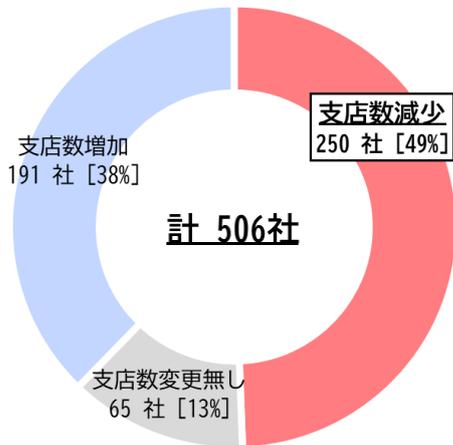
(出所) 株式会社東京商工リサーチ「TSR企業情報ファイル」より作成

<sup>22</sup> 東京都における分割法人とは、東京都以外の道府県にも事務所を設けて事業を行う法人であり、関係都道府県ごとに事業税額を算定して申告納付する法人をいい、非分割法人とは、東京都以外の道府県に事務所を設けず、東京都のみに納税する法人をいう。

(支店等の統廃合・本社機能の強化の状況と背景として考えられる要因)

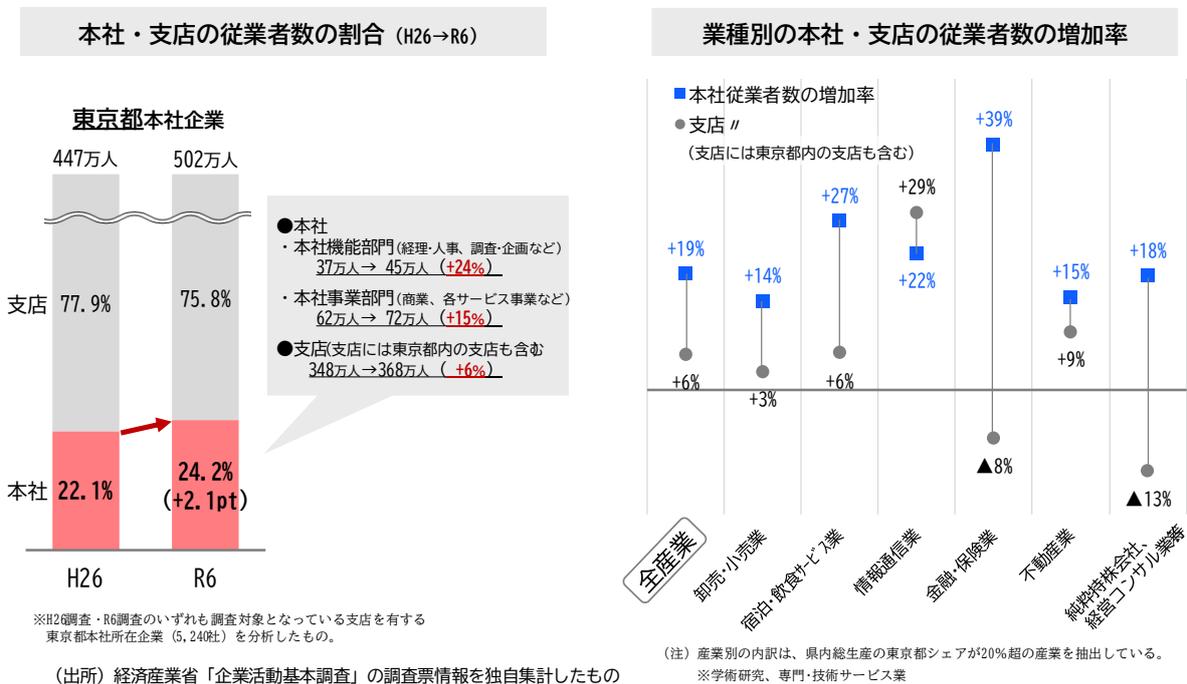
一方で、支店を有する企業の状況をみると、支店の統廃合等により支店数が減少する傾向にある〔資料 3-2-6〕。さらに、本社での経理・人事等の一元管理や本社事業部門の拡大などを背景として本社部門の従業者数の割合が増加している〔資料 3-2-7〕。

〔資料 3-2-6〕 大法人（資本金 50 億円以上）における支店数の減少



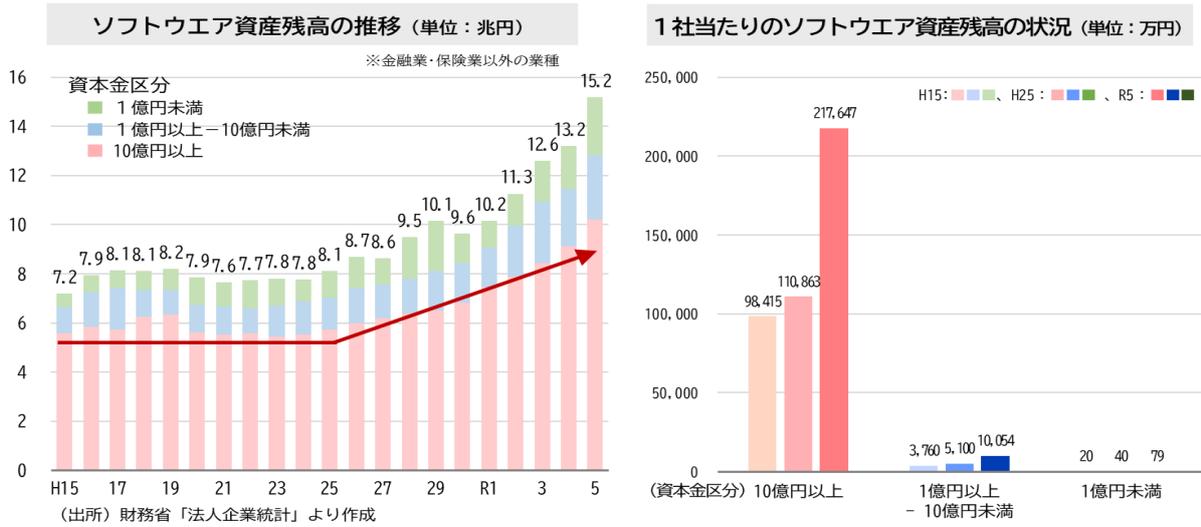
※H26調査・R6調査のいずれも調査対象となっている支店を有する東京都本社所在企業（5,240社）のうち、資本金50億円以上の506社を分析したもの。  
 (出所) 経済産業省「企業活動基本調査」の調査票情報を独自集計したもの

〔資料 3-2-7〕 東京本社における従業者数の増加



その背景には、企業におけるDX投資の拡大による業務効率化、店舗を必要としない事業形態であるECの拡大、地元事業者の店舗を活用するフランチャイズ事業の伸張、地域の製造・販売拠点の分社化(子会社化)等を伴う持株会社化の進展などの影響があると考えられる。〔資料 3-2-8～10〕

### 〔資料 3-2-8〕 資本金区分別のDX投資の状況

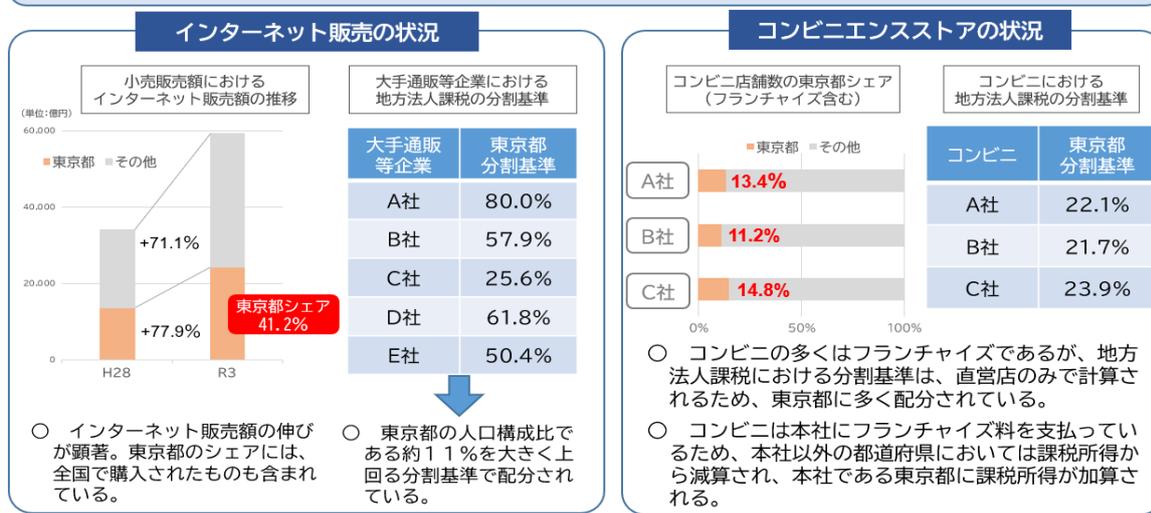


また、ヒアリング及びアンケート調査によると、大手EC事業者の納税額に係る東京都のシェアが5割を超える事例が複数あること、全国的にフランチャイズ事業を展開する事業者について納税額に係る東京都のシェアが店舗数に係る東京都のシェアを大きく上回っていること〔資料3-2-11〕、全国的に事業を行っている大手企業の組織再編により地方において大幅な減収が生じた事例<sup>23</sup>があることなど、地方税収への影響を問題視する意見があった。

### 〔資料3-2-11〕 福岡県作成資料

## 法人の事業活動の変化

- 小売販売額におけるインターネット販売や、コンビニなどのフランチャイズ事業は、人口や店舗数と比較しても東京都に税収が集中しており、受益と負担の関係が一致していない。



・総務省統計局「経済センサス・活動調査」  
・コンビニ各社HP 都道府県別店舗数

❁ 福岡県

加えて、事業者がECモールへの出店料をプラットフォーム事業者を支払うこと、フランチャイズ加盟店がフランチャイズ料を本部事業者を支払うこと、事業子会社が経営指導料等を純粋持株会社（親会社）に支払うことにより、各地域における事業活動により生じた利益がプラットフォーム事業者等（主に東京都に所在）に移転することとなる。このように、企業・企業グループにおける生産・販売等の事業活動は企業の取引・組織形態の変化が生じる前と変わらずに各地域で行われているにもかかわらず、事業活動の実態以上に東京都の税収が多額となる構造にある。

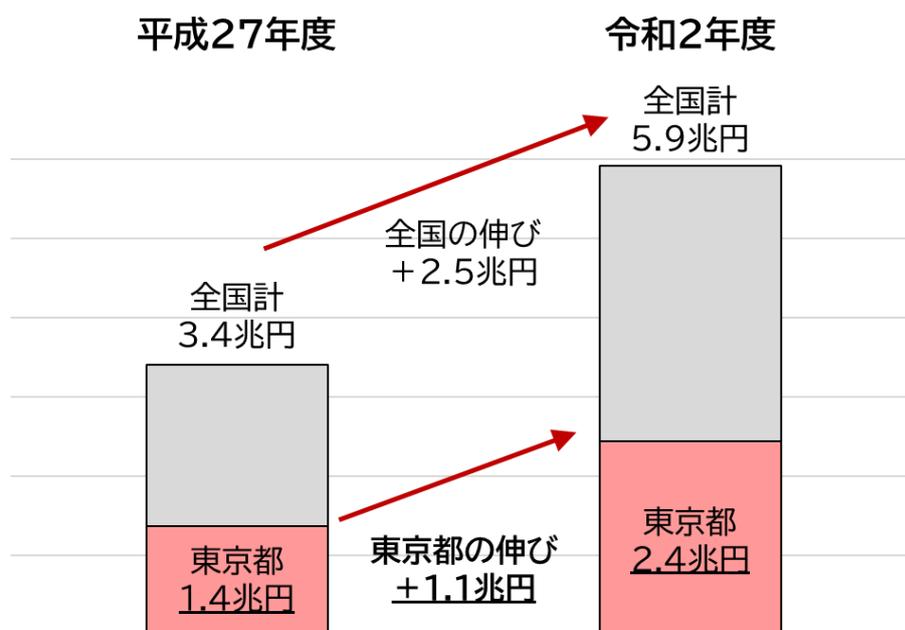
ECに関しては、平成27年度から令和2年度にかけてインターネット販売額が全国で2.5兆円増加したが、そのうち、東京都に所在する事業者による販売額の増加額

<sup>23</sup> アンケート調査において、X県からは次の回答があった。

「全国展開している甲社は事業再編により、甲社X県支店を100%出資の子会社乙社のX県支店とした。甲社は引き続き乙社X県支店を通じて同様の事業を県内で展開するものの、乙社X県支店は甲社の分割基準の対象とならないため、甲社へ課税できない。 ※甲社支店廃止による減収額 約2.2億円」

は1.1兆円と概ね半分を占めていること、フランチャイズ事業に関しては、大手コンビニ3社（いずれも本社は東京都）の営業総利益に占めるフランチャイズ料等の割合が76.9%～97.0%となっていること、持株会社化に関しては、持株会社の本社の大半が東京都に所在し、さらに、売上金額についてはその大部分が東京都に所在する持株会社に占められている。〔資料 3-2-12～14〕

〔資料 3-2-12〕 インターネット販売額に占める東京都に所在する事業者による販売額の推移



(参考)店頭販売額の東京都シェア  
 H27: 13.4%

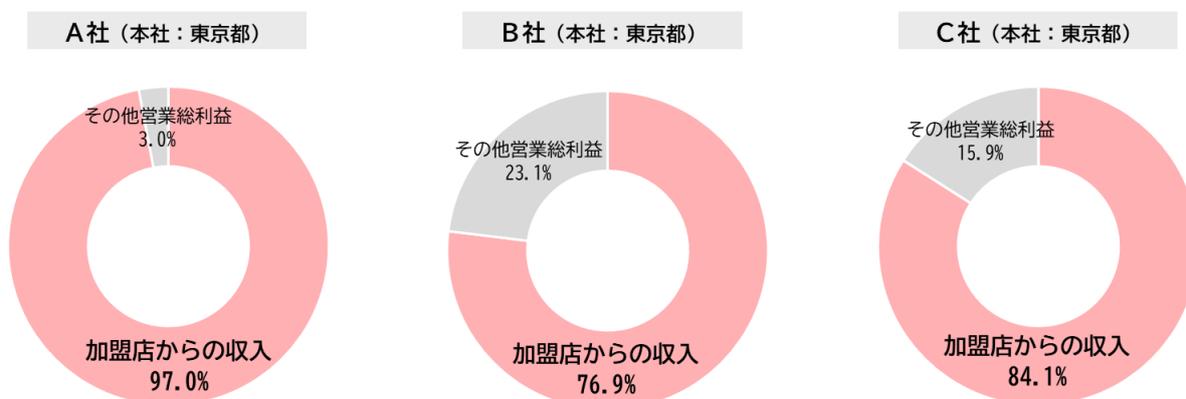
R2: 12.5%

(出所) 総務省・経済産業省「平成28年・令和3年経済センサス-活動調査」より作成

〔資料 3-2-13〕 大手コンビニ3社における収入構造

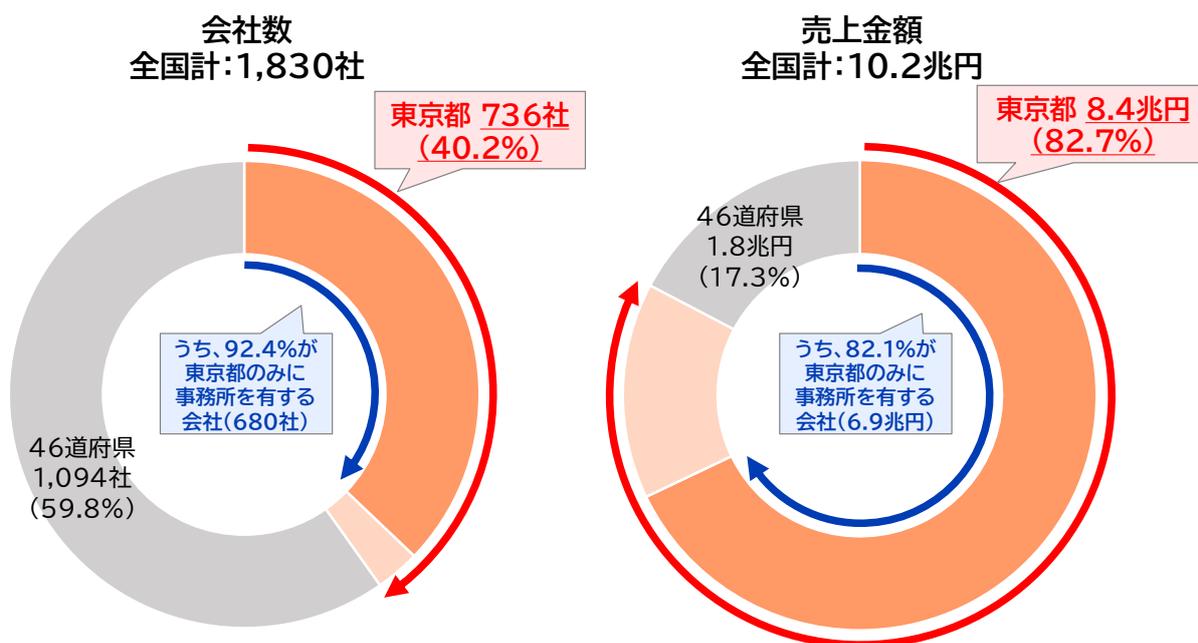
<営業総利益に占める加盟店からの収入シェア>

※営業総利益 = 直営店における売上総利益(粗利)・営業収入 + 加盟店からの収入(フランチャイズ料等)



(出所) 各社決算資料等より作成

〔資料 3-2-14〕 純粋持株会社の会社数・売上金額に占める東京都のシェア



(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」の調査票情報を独自集計したもの

また、本検討会の議論では、ECの拡大に関しては、消費者がインターネットを通じてモノ・サービスを購入することにより、各地域における書店等の専門的な小売店の存続に影響していること、さらに、その小売店で働く従業員の収入も無くなることにより、二重三重で東京への収益・税収の偏在の原因になっているとの意見があった。

加えて、東京都からはECやフランチャイズ事業による税収全体への影響は僅かである、との意見<sup>24</sup>があったが、税収面での東京都に与えるインパクトと、地方の各団体に与えるインパクトは異なり、必ずしも割合の問題では解決されないとの意見や、多くの地方公共団体が税収への影響を感じていることは無視できないとの意見があった。

このような経済社会構造の変化による地方税収への影響については、アンケート調査においても多くの地方公共団体から懸念が示されたところである(参考資料参照)。具体的な事例に言及した回答について、本検討会の議論では、個別企業の組織変更によって個々の地方公共団体の税収に大きな影響を与えていることは重く受け止めるべき、この事例<sup>25</sup>は氷山の一角であり、他の地方公共団体における同様の影響も考慮すべきとの意見があった。

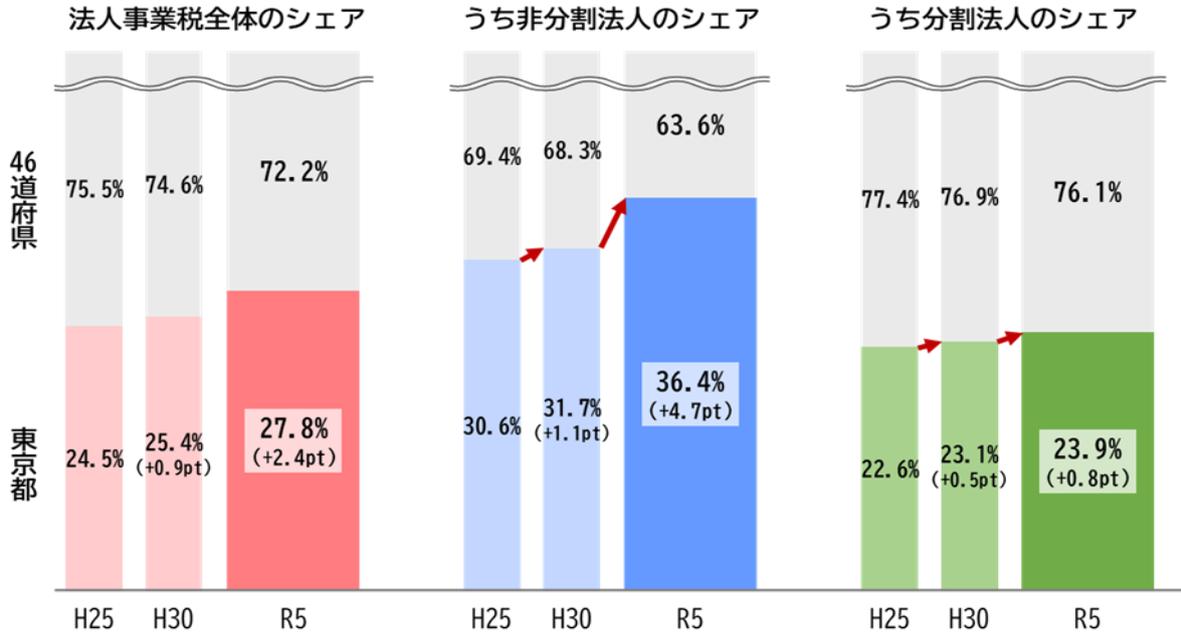
<sup>24</sup> 東京都の主張の基となるデータに関しては、ECサイトを運営するプラットフォーム事業者や非物販事業(デジタルコンテンツ、チケット販売、宿泊予約、金融など)を行う事業者が除かれており、EC市場全体を示していないのではないかとヒアリング時に委員から指摘されている。

<sup>25</sup> 脚注 23 参照。

(地方の法人税収への影響)

上述したような東京都への大法人の本社の立地や本社支援産業の集積などを背景として、東京都の法人税収のシェアが拡大している状況にある。特に、一の都道府県のみで納税する法人（非分割法人）のうち、東京都のみで納税する法人の税収シェアが直近5年間で大幅に増加していることが特徴としてあげられる。〔資料 3-2-15・16〕

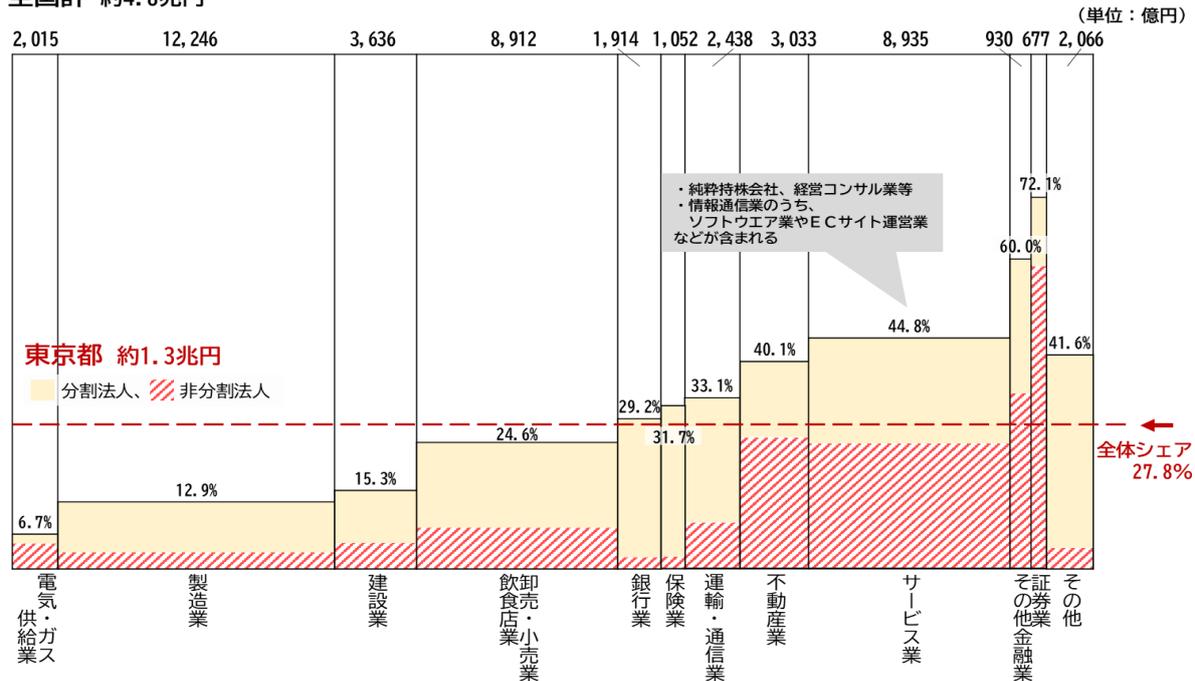
〔資料 3-2-15〕 法人事業税における課税ベースの東京都シェア（H25→R5 年度）



※各都道府県に分割された課税標準に、現在(R7)適用されている標準税率を乗じて集計したものの。年度間の制度の違い、各都道府県で適用されている税率の違いの影響を除いている。  
 (出所) 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」より作成

〔資料 3-2-16〕 法人事業税収における業種別の東京都シェア（令和5年度）

全国計 約4.8兆円

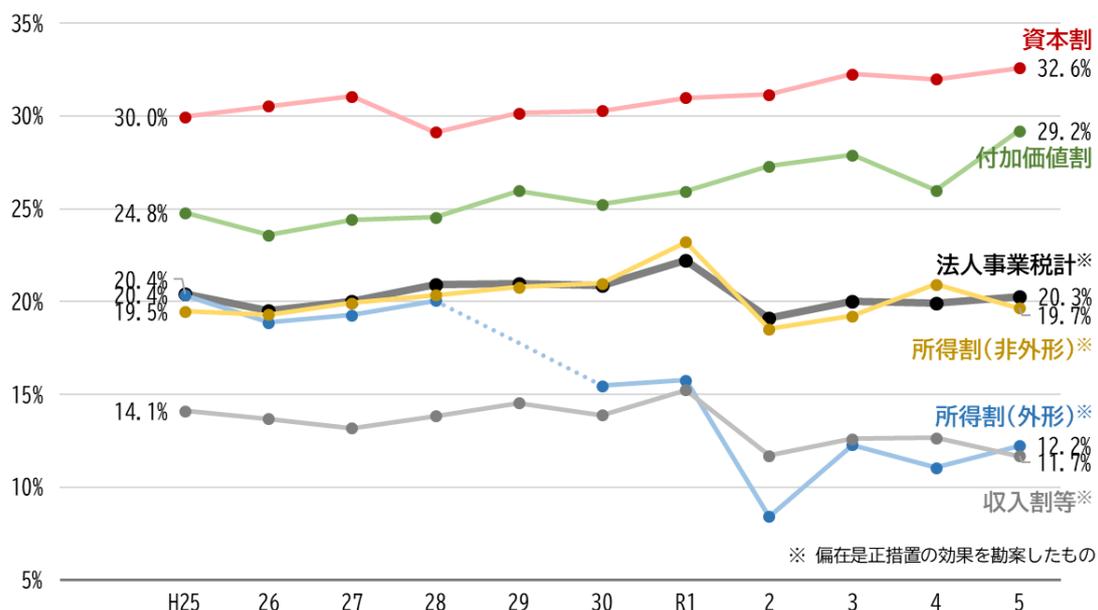


※各都道府県に分割された課税標準（現年度確定申告分）に、現在(R7)適用されている標準税率を乗じて集計したものである。  
 (出所) 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」より作成

加えて、複数の都道府県に分割して納税する法人（分割法人）においても、東京都に本社が所在する複数の事務所等を有する法人について、経営資源の効率化の観点などから支店の統廃合が行われているほか、業務の高度化などから本社の管理・企画部門、事業部門における従業者数が増加している傾向にある。こうした企業の組織形態の変化も、東京都の法人税収のシェアが拡大している要因となっていると考えられる。

また、法人事業税の割別の税収に着目すると、東京都に大法人の本社が集中し、特に資本金規模の大きい法人が集中していることなどを背景として、資本割における東京都の税収シェアは30%超の高い水準で、かつ、増加基調で推移している。〔資料3-2-17〕

〔資料3-2-17〕 全国に占める東京都の法人事業税の税収シェアの推移



(注) 1 税収には超過課税及び法定外税等を含んでいない。「収入割等」は、収入割が課される法人に係る税収である。  
 2 所得割(外形)のH29シェアは、外形拡大(所得割の税率引下げ)等により異常値が生じているため表示していない。

上記で述べた経済社会構造の変化が地方の法人税収に与える影響について、本検討会の議論では、次のような意見があった。

- ・ 各地方公共団体で同じ地方税制が適用されているが、経済社会構造の変化により東京都に多くの税収が入る構造となっているのではないか。
- ・ アンケート調査をみると、企業活動がローカルから全国的に行われるようになる中、地方から若者が東京へ流出し、東京都に所在する企業の活動に貢献をしている一方で、地方部の団体にとっては企業の経済活動の恩恵を受けている実感が無いのではないか。
- ・ 大企業は全国的に事業活動を行っているが、支店や事業所が減少していること、持株会社体制においては事業会社からの収入が主な収入源となっていることを踏まえると、大企業の東京への集中が税収偏在の象徴的な要素となっているのではないか。

また、ヒアリングにおいて、地方公共団体からは、税源涵養の自助努力の取組に関連して次のような意見があった。

- ・ 企業誘致に積極的に取り組み、多くの企業誘致に成功しているが、本社移転企業のうち8割超が資本金1,000万円に満たない中小企業であり、税収に与える効果は限定的である。
- ・ 高速自動車道の近辺に物流系の企業立地が進んでいるが、オートメーション化などにより従業員が多く配置されず、東京都に分割される税収の比率が高くなっている。

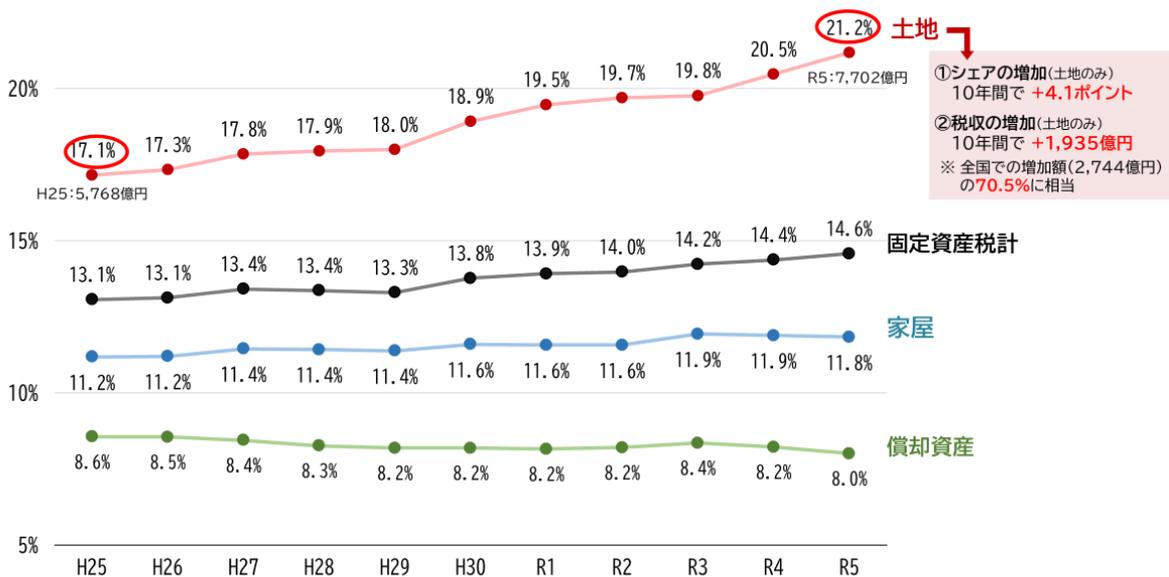
現行の地方法人課税制度では、法人の事業所等が所在する地方公共団体が課税権を有することとされた上で、分割基準により地方公共団体間の課税権の調整を行うこととされているため、事業所等が所在しない地方公共団体に課税権を分割することはできない。上記で述べたような、東京都における非分割法人の増加や、ECの拡大、フランチャイズ事業・持株会社化の進展など企業の組織形態が多様化していること等への対応については、分割基準による地方公共団体間の調整では対応しきれないとともに、地方法人課税における課税権のあり方そのものに関わる事柄であり、現行の地方税の枠組みの中で直ちに対応を行うことは困難であると考えられる。

### (3) 地価の動向と都市開発の進展 ー固定資産税収への影響ー

#### (特別区における地価の動向<sup>26</sup>)

全国に占める特別区における固定資産税収<sup>27</sup>のシェアの推移を資産ごとにみると、家屋、償却資産に係る税収シェアは10年間でそれぞれ11%台、8%台で横ばいである。これに対して、近年の大幅な地価上昇によって、土地に係る税収シェアは拡大の一途をたどっており、令和5年度時点で全国の約21.2%（10年間で4.1ポイント増）を占めている。〔資料3-3-1〕

〔資料3-3-1〕全国に占める特別区における固定資産税収シェアの推移等



※1 表示単位未満四捨五入の関係で、土地の令和5年度税収(7,702億円)と平成25年度税収(5,768億円)の差額と10年間の増加額(1,935億円)が一致しない。  
 ※2 税収には超過課税及び大規模償却資産にかかる道府県課税分を含まない。  
 ※3 都の特例により、特別区内は東京都が課税している。また、固定資産税収は、都区財政調整制度による東京都と特別区の財源調整を行う前の金額である。

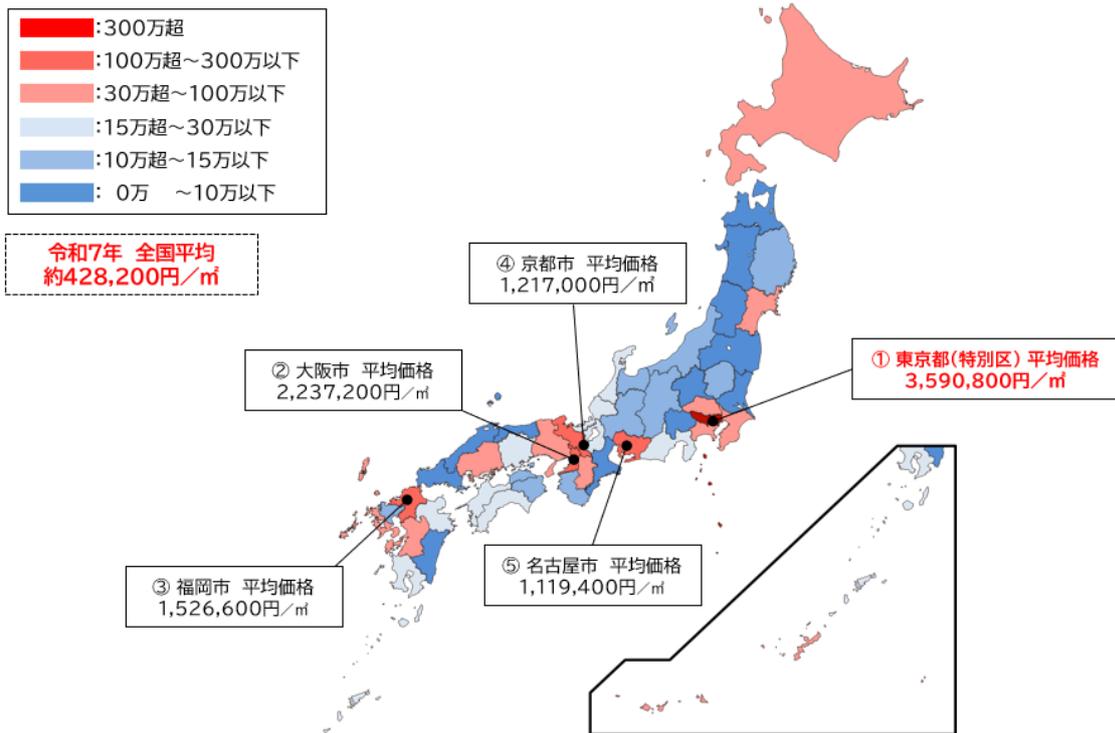
(出所) 総務省「徴収実績調」(H30以前)、「地方財政状況調査」(R1以降)の決算額をもとに作成

地価の状況を見ると、特別区における商業地1㎡当たりの平均価格は約359万円、全国平均（特別区及び道府県庁所在地の平均）の約8.4倍と全国でも突出した額となっている。加えて、全国の商業地に占める特別区のシェアは、面積ベースでは1.3%である一方で、土地の評価額ベースでは、全国の29.2%を占めている。〔資料3-3-2・3〕

<sup>26</sup> 東京都の土地に係る固定資産税収のうち、約85%は特別区に所在する土地に係るものであることから、特別区の地価に着目して分析を行った。

<sup>27</sup> 都の特例により、特別区内は東京都が固定資産税を課税している。また、固定資産税収は、都区財政調整制度による都区間及び特別区間の財源調整の対象となっている。

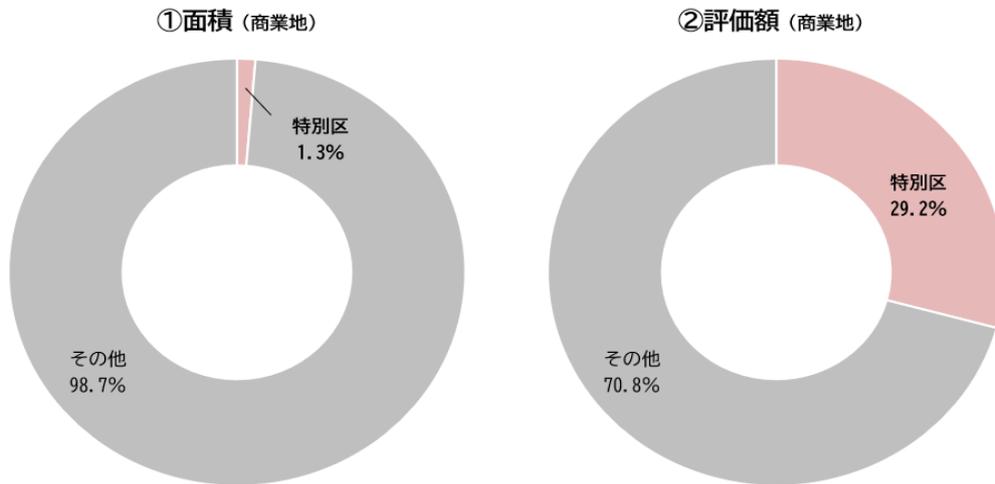
〔資料 3-3-2〕 商業地 1㎡当たりの地価の状況（令和7年・県庁所在地）



※1 令和7年地価公示の実施状況(国土交通省)をもとに作成

※2 全国平均は県庁所在地(東京都は特別区)の額の平均値

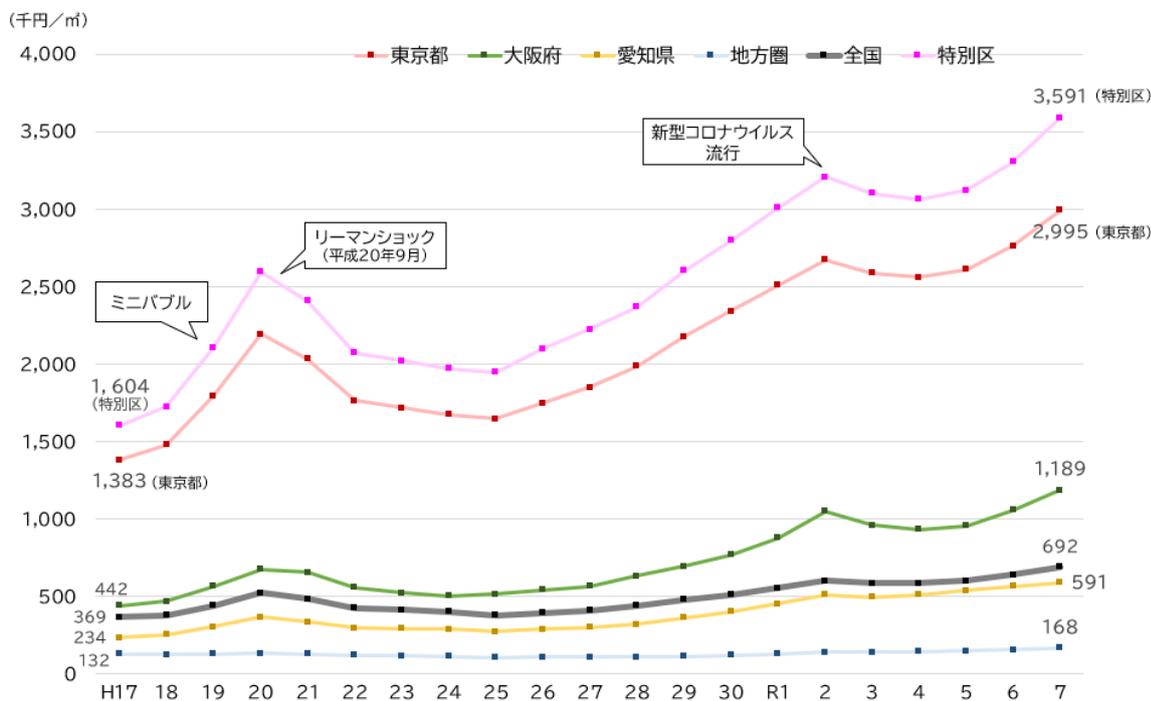
〔資料 3-3-3〕 全国の商業地に占める特別区のシェア（令和6年度）



（出所）総務省「令和6年度固定資産の価格等の概要調書」をもとに作成

また、特別区における商業地 1 m<sup>2</sup>当たりの平均価格は、20 年前との比較で 2 倍以上と高い伸びを示している。〔資料 3-3-4〕

#### 〔資料 3-3-4〕 商業地 1 m<sup>2</sup>当たりの平均価格の推移



※1 地価公示は、地価公示法に基づき、毎年1月1日を調査時点として国土交通省(土地鑑定委員会)が評価主体となって行うもの。  
 ※2 「平均価格」とは、地点ごとの1㎡当たりの価格の合計を総地点数で除して求めたものをいう。  
 ※3 地方圏とは、三大都市圏(東京圏、大阪圏、名古屋圏)を除く地域をいう。

事務局で実施した不動産関係団体へのヒアリングにおいて、特別区の地価上昇の要因は、地域に応じて様々であるが、海外からの投資需要等によるマンション用地価格の上昇、大幅なインバウンド増を受けたホテルや出店需要の拡大、人材確保に資する立地に優れたオフィスの賃料等の上昇、駅前の再開発事業の進捗等が要因ではないかとの指摘がなされた。

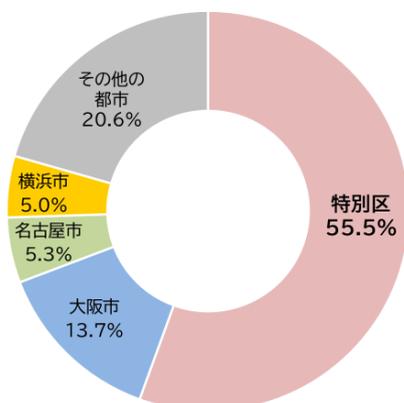
さらに、同ヒアリングにおいて、特別区は土地資源が限られている中で、駅近、幹線道路沿いの地区では中小オフィスとマンション、都心の観光需要が集中する地区ではホテルと物販・飲食など、土地利用者の需要が競合することにより、さらなる地価上昇を誘引しているとの指摘もあった。

#### (東京都における都市開発の進展)

道府県庁所在地・特別区における賃貸オフィスの状況をみると、上記(2)の法人の事業活動の変化においても述べたとおり、本社機能と本社機能を支援する産業が相互に影響し合いながら東京都に集積しており、これを一因として、延べ床面積ベースで55%超が特別区に所在している。〔資料 3-3-5〕

〔資料 3-3-5〕 道府県庁所在地・特別区における賃貸オフィスの状況（令和7年1月現在）

賃貸オフィス延べ床面積(15,316万㎡)



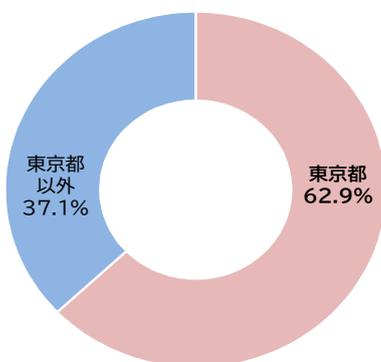
※1 全国47都市(県庁所在地、東京都は特別区)におけるオフィスビル(20,239棟)を対象  
 ※2 対象は、延べ床面積1,000㎡以上の賃貸オフィスビル(自社ビルでも賃貸部分があれば対象となる。)  
 ※3 各都市の構成比はそれぞれ四捨五入を行っているため、合計しても100.0%とならない。  
 (出所)日本不動産研究所「全国賃貸オフィスストック調査(2025年1月現在)」をもとに作成

事務局で実施した不動産関係団体へのヒアリングにおいて、こうしたオフィスの集積は、労働者の増加につながり、住宅や商業施設等の需要を喚起するという都市開発の面での連鎖につながり得るとの指摘があった。

また、研究者による分析結果によれば、10年前から地価が1.5倍以上となった地点は、国から都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域として指定され、民間主導の再開発事業が旺盛に行われたエリアと重なるとの指摘がなされている<sup>28</sup>。このうち、都市の国際競争力の強化を図る上で特に有効な地域として国が指定する特定都市再生緊急整備地域は、面積ベースで約60%超を東京都が占めており、容積率制限の緩和（例：800%→1,990%）などの法制上の支援措置や民間事業者等に対する税制・財政面での支援措置が設けられている。〔資料 3-3-6〕

〔資料 3-3-6〕 特定都市再生緊急整備地域の状況等

特定都市再生緊急整備地域の状況  
(15地域、約4,339ha (2025年7月2日現在))



※ 東京都・川崎市を跨ぐ整備地域の面積については、東京都以外に含めている。

(出所) 内閣府地方創生推進事務局「都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の一覧」、国土交通省「都市再生緊急整備地域の主な支援措置」をもとに作成

特定都市再生緊急整備地域に係る主な支援措置

【法制上の支援措置】(都市再生特別地区)

- 都市再生に貢献し土地の高度利用を図るため、既存の用途地域等に基づく規制にとらわれず自由度の高い計画を定めることにより、容積率制限の緩和等が可能。

(例)



日本橋日本橋二丁目地区(東京都中央区)  
容積率:800%、700% → 1990% 等



大阪駅北地区(大阪市)  
容積率:800% → 1600% 等

【財政支援】(国際競争拠点都市整備事業)

- 国、地方公共団体、民間事業者から構成される協議会が策定する整備計画に位置付けられる都市拠点インフラの整備について、重点的かつ集中的に支援。

【税制支援】

- ・ 所得税・法人税：5年間、5割増償却
- ・ 登録免許税：建物の保存登記について4/1,000を2/1,000に軽減
- ・ 不動産取得税：課税標準から都道府県の条例で定める割合※を控除
- ・ 固定資産税・都市計画税：5年間、課税標準から市町村の条例で定める割合※を控除

※ 参酌基準を1/2とし、2/5以上3/5以下の範囲内

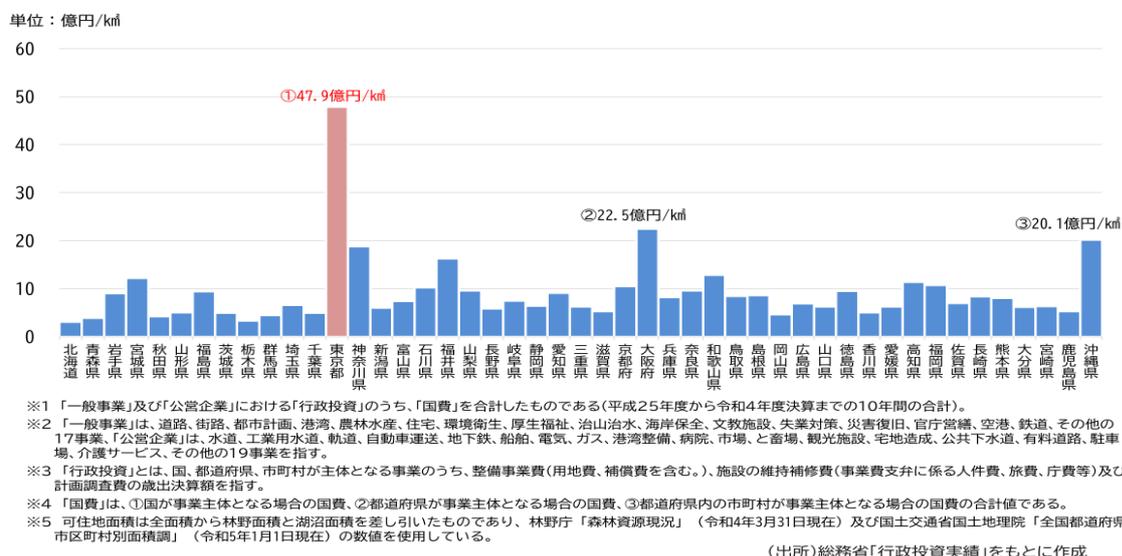
<sup>28</sup> 野澤千絵『2030-2040年日本の土地と住宅』（中央公論新社、2024年）39頁

さらに、国、都道府県、市区町村が事業主体となるインフラや施設等の整備事業費等について、過去10年間で、東京都及び東京都内の市区町村による費用負担に加えて、可住地面積1㎩当たり約47.9億円の国費<sup>29</sup>が投入されており、全国2位の大阪府の2倍以上の金額となっている。〔資料3-3-7〕

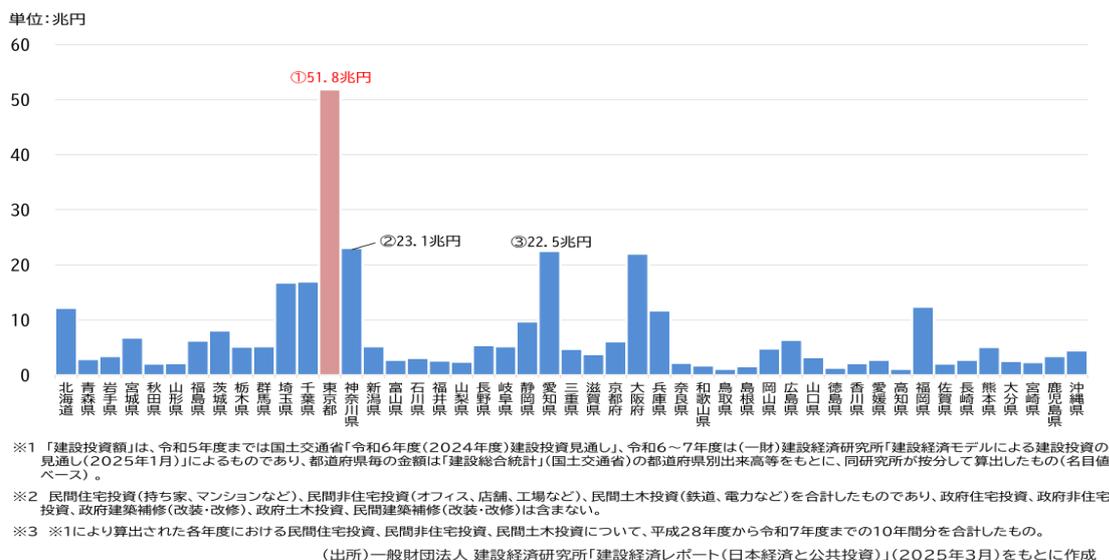
同じく過去10年間で、東京都に対して、住宅、非住宅、土木分野において約51.8兆円の民間による建設投資がなされており、全国2位の神奈川県<sup>2</sup>の2倍以上の投資額となっている。〔資料3-3-8〕

本検討会の議論においても、東京都の場合、東京都や特別区による施策やインフラ投資以外の要因として、企業の集積や国による行政投資、民間による都市開発等が地価上昇に影響している部分が相当程度あり、それが土地に係る固定資産税の増収につながっているのではないかとの意見があった。

### 〔資料3-3-7〕 国による行政投資の状況（10年間の合計値・可住地面積1㎩当たり）



### 〔資料3-3-8〕 民間による建設投資の状況（10年間の合計値）



<sup>29</sup> 東京都及び東京都内の市区町村による可住地面積1㎩当たりの費用負担は約139億円。

### （固定資産税収への影響）

固定資産税は、土地、家屋等の資産価値に着目し、その所有という事実により担税力を認めて課する財産税であり、その課税根拠は資産の保有と市町村の行政サービスとの間に存在する一般的な受益と負担の関係（応益性）にある。

全国に占める特別区の税収シェアの推移を資産ごとにみると、家屋、償却資産は10年間で横ばいであることに対して、土地に係る固定資産税は拡大傾向にあり、全国の約21%（令和5年度）を占めているが、これは近年の大幅な地価上昇による影響と考えられる。

道府県庁所在地・特別区における賃貸オフィスの55%超（延べ床面積ベース）が特別区に所在しており、労働者や企業等の集積は、住宅や商業施設といったさらなる都市開発の需要喚起にもつながり得る。また、都市の国際競争力強化の観点から国が指定する特定都市再生緊急整備地域の約60%超（面積ベース）を東京都が占めていることなどを背景に、民間による都市開発等が進展している。さらに、東京都に対する国による行政投資や民間による建設投資は、他の道府県を大きく上回る水準となっている。

特別区における地価上昇の要因は、海外からの投資やインバウンドの影響、再開発事業の進捗、東京都や特別区によるインフラ投資など様々ある。その中で、人口、企業等の集積や国際競争力の強化等を背景とした都市開発の進展、限られた土地資源の中での土地利用者の需要の競合など、東京都や特別区によるインフラ投資を含む行政サービスの提供以外の要因によっても地価が上昇し、東京都が課税する特別区の固定資産税の増収につながっていると考えられる。

## 4. 東京一極集中がもたらす課題と税収の偏在是正の必要性

### (1) 東京一極集中の現状

上記3. では、地方から東京都に人口が流出している状況、企業本社やその本社機能を支援する産業が相互に影響し合いながら東京都に集積している状況等を示してきた。また、ヒアリング及びアンケート調査等において、人口や企業（企業本社）が東京へ集中している状況が、さらなる集中をもたらしているのではないかとの意見があった。

以下では、上記3. で明らかになったような、人口や経営資源等が継続的に東京都に集まっていく状況を「東京一極集中」と定義し、「東京一極集中」がもたらす課題等について検討を加えることとする。

### (2) 東京一極集中がもたらす課題

#### ①経済活動の東京一極集中の進展

上記3. (2) で引用した研究者による分析結果に加え、本検討会や事務局において実施した産業界へのヒアリング（参考資料参照）においても、本社機能と本社機能を支援する産業が相互に影響し合いながら東京に集積しているとの見解が示された。

また、企業活動が複雑化・高度化する中で、人材を各支店ではなく本社に集中して配置させることや、他の企業や外部専門機関の支援を受ける必要性が高まっていることにより、本社・支店の機能の見直しが行われているとの見解が示された。

さらに、道府県庁所在地・特別区における賃貸オフィスの状況をみると、55%超が特別区に集中している状況（延べ床面積ベース）の中、オフィスの集積は、労働者の増加につながり、住宅や商業施設等の需要を喚起するという都市開発の面での連鎖につながり得ると考えられる。

産業界へのヒアリングを通じて、「ヒト・モノ・カネ・情報の集中」、「業務の高度化・効率化」、「都市開発の増加」によって経済活動が東京に集中・拡大していることが判明したが、各経済団体・業界団体からは、これらは企業行動を最適化した結果から生じる構造的な問題であり、一過性のものではないとの見解が示された。〔資料4-2-1〕

また、本検討会の議論では、東京都特有の事情として、海外に事業を展開しようとする企業や、海外から人材を採用しようとする企業にとっては、東京都に所在していることが企業のブランド価値となるとの意見もあった。

〔資料 4-2-1〕 産業界ヒアリングを通じて得られた視点

**ヒト・モノ・カネ・情報の集中**

- ①経営リソースの集積
- ②本社支援サービスの集積
- ③学び、実践の機会

**業務の高度化・効率化**

- ①本社機能の強化・支店の統廃合
- ②経営体制見直し・外部専門機関の活用
- ③高度・専門人材の採用

**都市開発の増加**

- ①住宅・商業施設需要の増
- ②不動産取引の増加
- ③地価の上昇

**経済活動が構造的に東京に集中し、さらに拡大**

(今後の見通し等)

- ・ 構造的な問題であり、一過性のものではない
- ・ 業界別に大きな違いはない
- ・ 東京所在企業が地方に移転することは、経営リソースの効率化の観点からは非常に難しい

こうした経済社会構造の変化が今後も進行すれば、東京都への税源の偏在が一段と拡大し、他の道府県と比べ東京都の地方税収が大きく増加していくことが見込まれる。

加えて、不交付団体である東京都には地方交付税の財源調整機能が及ばないため、地方税収の増加により財源超過額等が増大し、他の道府県との財政力格差、行政サービスの格差もさらに拡大していくことが想定される。

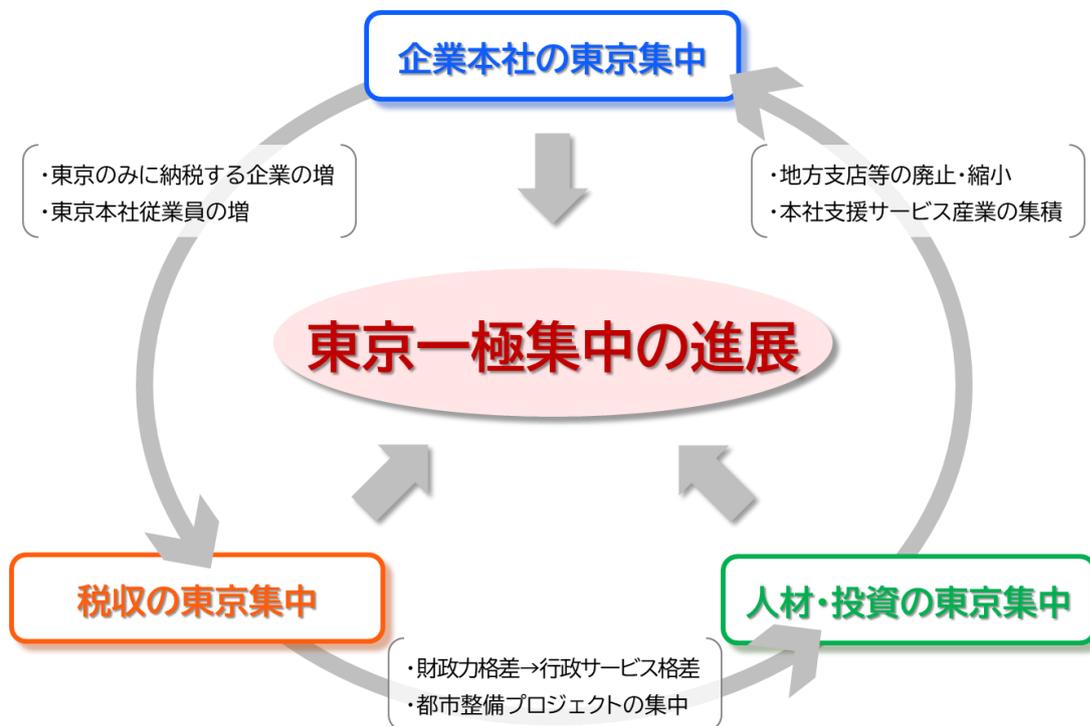
現状においても、東京都以外の多くの地方公共団体からは、上記2.(3)で掲げている東京都の実施する行政サービスと同じような行政サービスを実施するためには、巨額の財源が必要であり、実施することは財政上困難であるとの意見が出ている。

今後とも東京都において、他の道府県では財源が課題となって実施できない様々な施策を新たに打ち出すこととなれば、ヒト・モノ・カネ・情報の東京への集中を助長することとなり、そのことが東京における経済活動のさらなる拡大につながるものが想定される。

以上を踏まえると、産業界へのヒアリングを通じて明らかとなったように、東京一極集中の要因として「ヒト・モノ・カネ・情報の集中」が指摘されており、現状、「人材・投資の東京集中」が進行している。「人材・投資の東京集中」により、地域の支店の統廃合が行われ、本社支援産業も東京に集積することにより、「企業本社の東京集中」も進行する。「企業本社の東京集中」が進む中で、ECの拡大や持株会社化の進展により東京都のみに納税する法人が増加し、支店を有する法人にあっても本社部門の機能強化などにより東京本社の従業員数が増加することにより、「税収の東京集中」も進行する。「税収の東京集中」が地方公共団体間の財政力格差・行政サービス格差をもたらし、また、官民含め、都市整備プロジェクトが東京都に集中することによって、

さらに「人材・投資の東京集中」が進行する。このように、循環的な構造により東京一極集中はさらに進展していくといえよう<sup>30</sup>。〔資料 4-2-2〕

〔資料 4-2-2〕 東京一極集中が進む構造的要因（イメージ図）



<sup>30</sup> 本報告書 25 頁に掲げる人口の東京への集中による負の影響等も考えられるが、それを上回る集積のメリットにより東京一極集中が進展していると考えられる。

## ②税収の偏在及び財政力格差を背景とする行政サービスの地域間格差の拡大

### (人口一人当たりの一般財源額について)

上記①で述べたとおり、東京都と他の道府県との財政力格差や行政サービスの地域間格差がさらに拡大していくことが見込まれるが、ヒアリングにおいて東京都からは、地方公共団体間の財政力格差に関し、地方税に地方交付税等を加えた、人口一人当たりの一般財源額を都道府県別に比較した場合、東京都は全国平均と同水準となっており、是正すべき「偏在」など存在しない、との意見があった。〔資料 4-2-3〕

一方で、同じヒアリングにおいて、他の3県（福岡県、埼玉県、秋田県）からは、次のような意見があった。

- ・ 狭い面積に人口が集中している東京都は、標準的な行政サービスの提供に必要なコストが相対的に小さいことから、一般財源の標準的な財政需要への充当割合が非常に低いため、留保財源と財源超過額により東京都独自の施策が実施できる。〔資料 4-2-4〕
- ・ 人口密度が上昇するほど人口一人当たりの一般財源は小さくなる傾向にあるところ、東京都はその傾向から外れて、高い水準にあり、東京都は他県に比べて自由に使える財源が多い。〔資料 4-2-5〕
- ・ 一人当たりの一般財源額と基準財政需要額との比較において、東京都の財源超過額は圧倒的に多く、地方交付税による財政調整が行われた後でも東京都への税財源の偏在が顕著である。〔資料 4-2-6〕

これらの点について、本検討会の議論では、次のような意見があった。

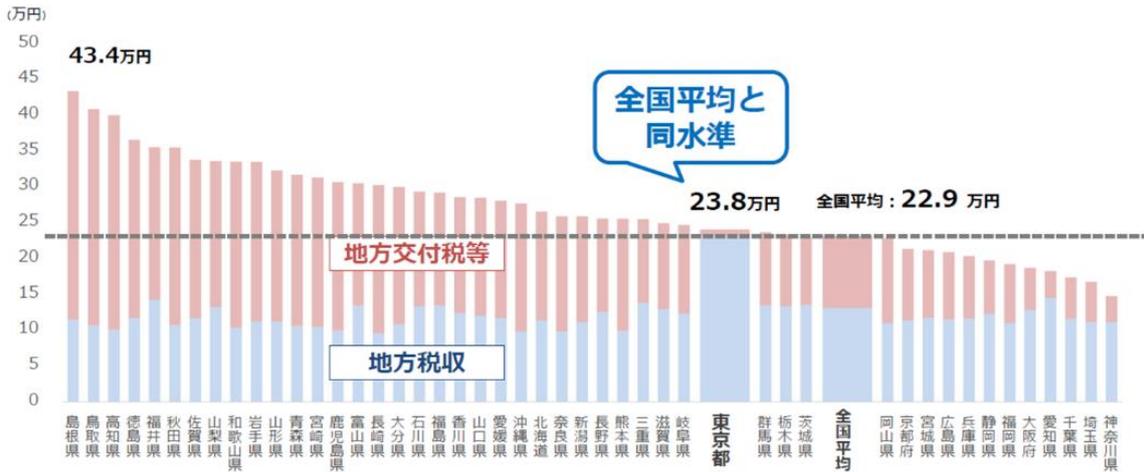
- ・ 東京都から示された都道府県別の人口一人当たりの一般財源額をみると、額が最も低い順に神奈川県、埼玉県、千葉県となっているが、これらの県は東京都と同様、人口密度が高いため、人口一人当たりの行政コストが低く抑えられており、標準的な行政サービスを比較的低いコストで賄っている。
- ・ 東京都の人口一人当たりの一般財源が全国平均と同水準ということは、人口一人当たりの行政コストの低さを踏まえると、東京都は都市部の他県に比べて自由に使える財源が多く、その分、充実した行政サービスが行えているといえるのではないか。

[資料 4-2-3] 東京都作成資料

人口1人当たりの一般財源額は、全国と同水準で是正すべき偏在はない

✓ 人口1人当たりの一般財源額で比較した場合、**都は全国平均と同水準**  
 ✓ 自由に使える財源が潤沢にあるわけではなく、**是正すべき「偏在」など存在しない**

■ 人口1人当たり一般財源額の比較 ※令和5年度決算

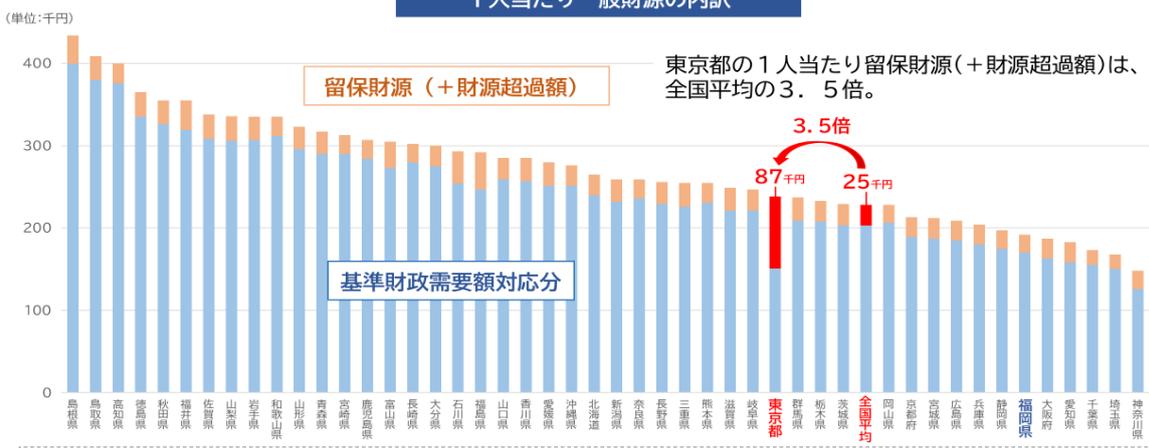


[資料 4-2-4] 福岡県作成資料

1人当たり一般財源について

○ 東京都の人口1人当たり一般財源は全国平均とほぼ同水準であるが、標準的な財政需要（基準財政需要額）への充当割合が非常に低いため、留保財源と財源超過額により都独自の施策を実施できる。

1人当たり一般財源の内訳



※ 1人当たり一般財源は東京都と同様の方法で算定。  
 ※ 地方税+交付税=基準財政需要額+留保財源(+財源超過額)であるため、1人当たり一般財源から1人当たり基準財政需要額(道府県分)を控除して1人当たり留保財源(+財源超過額)を算出。

・東京都HP 「令和7年度「東京都普通交付税の算定結果について」」  
 ・総務省HP 「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」



なお、当審議会では、「地方法人課税のあり方等に関する検討会 報告書」（平成 25 年 11 月）（以下「平成 25 年報告書」という。）において、地方消費税の税率引上げに併せて地方法人課税の偏在是正措置を検討した。そこでは、地方税は、地方公共団体が行政サービスを提供するために必要な経費を賄うものであることから、税源偏在の是正を考える際には、地方公共団体が提供する行政サービス水準の格差につながる財政力の格差を考慮に入れる必要があるとしている。

このような観点から、人口一人当たりの一般財源額については、地方公共団体が法令により義務づけられた事務をはじめ全国的に標準的な行政サービスを提供できるよう、地方交付税等で財源保障を行っていることの影響が大きいと見られるため、地方公共団体独自の行政サービス等の格差を示すものとなっておらず、これのみによって税源偏在・財政力格差を判断することは不十分であると指摘している。

一方で、地方交付税の算定に用いられている基準財政需要額は、地方公共団体が合理的、妥当な水準で行政を行う場合の財政需要と位置づけられているが、これを上回る歳入は財源超過額等となり、地方公共団体が独自の行政を行うための財政需要に充てられ、その大きさは財政運営の自由度を示す一つの数値となることに鑑みれば、財源超過額等を用いて、税源偏在・財政力格差を判断することは有効であるとしている。

### (地方公共団体間における税収の偏在及び財政力格差について)

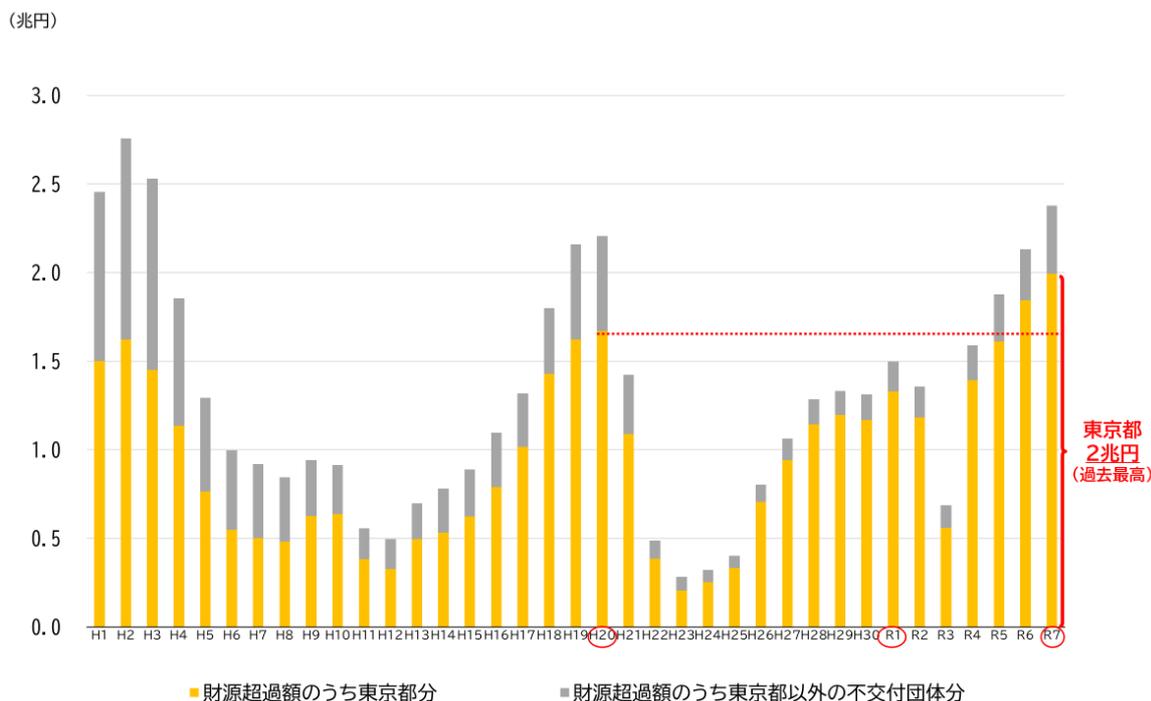
上記のような税源偏在・財政力格差についての判断基準を踏まえ、2.(2)で確認した地方財政の現状について、財源超過額等に注目して、再度確認すると、次のような状況となっている。

- ・ 近年の税収の増加基調等を反映し、東京都の財源超過額は、4年連続で増加しており、令和7年度は約2兆円で過去最高となっている。
- ・ 財源超過額全体に占める東京都の財源超過額のシェアも増加しており、令和7年度における東京都のシェアは83.8%となっている。

また、平成25年報告書において、地域間の財政力格差を考える上で、平成20年度税制改正において、当時の直近の決算である平成17年度決算における税源偏在・財政力格差の状況を踏まえ、その是正が必要として、地方法人特別税等に関する暫定措置法を可決した「国会の意思」をまず前提とすべきであると指摘した<sup>31</sup>。

こうした観点から足下の状況をみると、東京都の財源超過額は、税源の偏在是正のために地方法人特別税・譲与税制度の創設を決めた平成19、20年度当時や特別法人事業税・譲与税制度の創設を決めた平成30、令和元年度当時を上回る水準となっている。〔資料4-2-7(2-2-3を一部加工して再掲)〕

#### 〔資料4-2-7〕財源超過額の推移



※ 東京都にあつては、地方交付税法第21条の規定により都及び特別区の基準財政需要額、基準財政収入額をそれぞれ合算して算定。

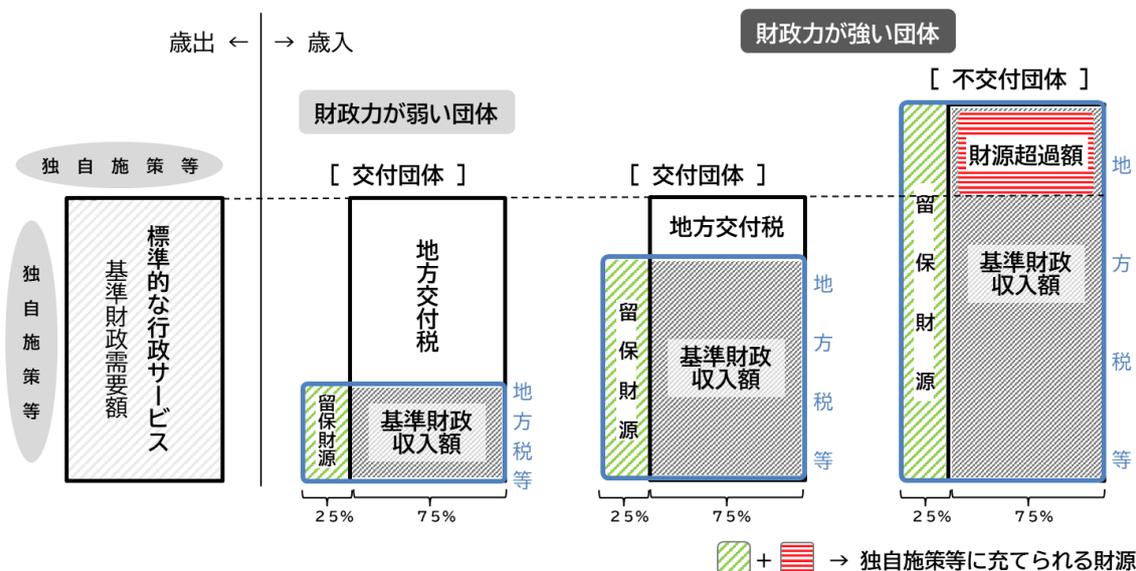
<sup>31</sup> 当審議会において、平成30年度税制改正大綱(平成29年12月14日、自由民主党・公明党)における検討事項を踏まえ、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置等について検討した「地方法人課税に関する検討会 報告書」(平成30年11月)においても、平成25年報告書における考え方を踏襲している。

上記の諸点を踏まえれば、地方税財政の現状としては、税収が偏在し、地域間の財政力格差が拡大しているといえる。

また、標準的な行政サービスの提供に係る財政需要として算定される基準財政需要額を賄うための一般財源については、国が地方交付税制度を通じて、どの地域に住む国民にも標準的な行政サービスを提供できるよう財源を保障しているが、基準財政需要額として算定される地方公共団体の標準的な行政サービス以外の財政需要については、「留保財源」（地方税収入見込額の原則 25%）を充てることとなるほか、上記で述べたとおり、不交付団体においては標準的な水準の行政サービスの提供に必要な財源を上回る「財源超過額」が存在する。〔資料 4-2-8〕

### 〔資料 4-2-8〕 地方団体の一般財源（地方税等と地方交付税）の構造

- 地方交付税制度を通じて、地方団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも標準的な行政サービスを提供できるよう財源を保障。
- 地方団体の標準的な行政サービス以外の財政需要については、「留保財源」(地方税収入見込額の原則 25%) を充てることとなるほか、不交付団体においては標準的な水準の行政サービスの提供に必要な財源を上回る「財源超過額」が存在。

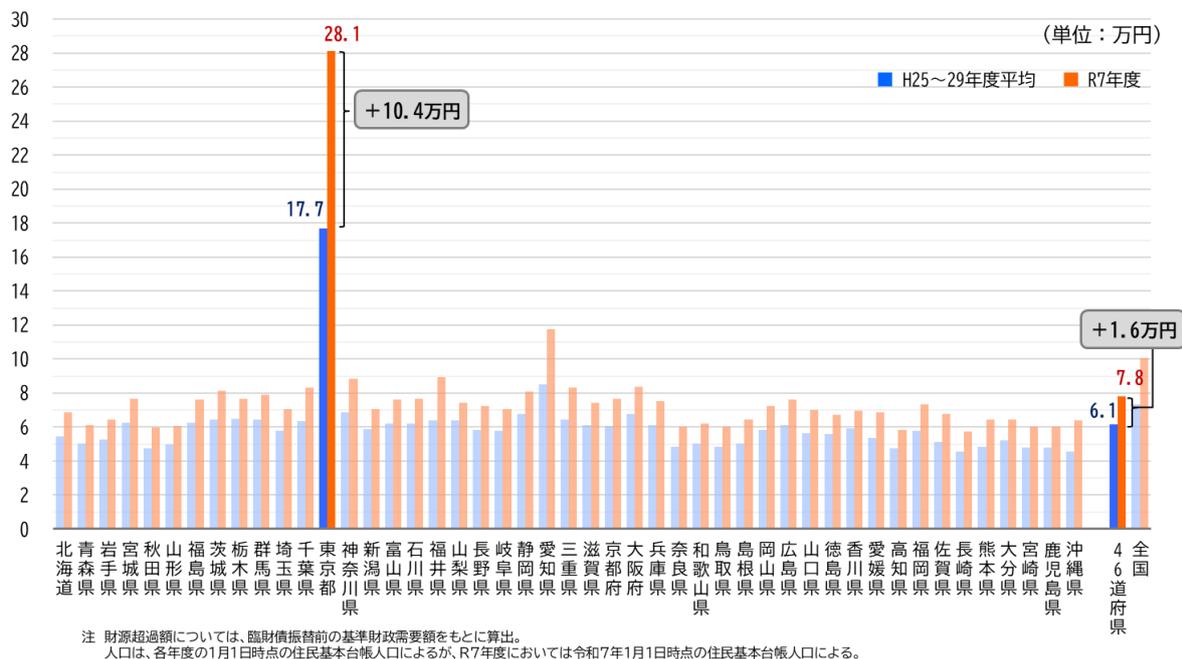


※ 各地方団体の基準財政収入額は、地方税等収入の原則として75%であるが、一部（個人住民税の一部、地方消費税の一部など）100%のものもある。

基準財政需要額として算定される標準的な行政サービス以外の財政需要、いわば各地方公共団体が行う独自施策等に充てられる財源（留保財源<sup>32</sup>+財源超過額：地方交付税による財源保障・財源調整の対象とならない財源）について、各都道府県の人口一人当たりの額（都道府県・市区町村合計：令和7年度）をみると東京都は 28.1 万円で、他道府県の平均 7.8 万円の約 3.6 倍となっている。また、平成 25～29 年度平均比では、東京都は 10.4 万円増加している一方で、他道府県平均は 1.6 万円の増加に留まっており、行政サービス水準の格差につながる財政力格差が拡大傾向にあると考えられる。〔資料 4-2-9〕

<sup>32</sup> ただし、留保財源については、地方財政計画に計上される標準的な経費を一部賄う部分もあるものであることに留意が必要。

〔資料 4-2-9〕 各地方団体が独自施策等に充当可能な財源の状況（人口一人当たりの額  
（都道府県・市区町村合計：令和7年度）



### （行政サービスの地域間格差についての分析）

上記の税収の偏在及び財政力格差が、行政サービスの地域間格差につながっているものと考えられるため、この点について、以下、分析を行う。

上記2.（3）で述べたとおり、多くの道府県が行政サービスの地域間格差が拡大傾向にあるとの認識を示している。

一方で、東京都等からは、ヒアリング及びアンケート調査において、次のような意見があった。

- ・ 各地域が抱える課題や状況を踏まえ、それぞれの地方公共団体が必要な行政サービスを展開していくことが、地方自治の基本であり、優先度に応じて、東京都と同様の施策を展開している地方公共団体も存在する。
- ・ 行政サービスの違いは、原則的には各地域が抱えている課題や状況を踏まえたものであり、地方分権の趣旨を踏まえると一定の地域間格差が生じるものである。

このように、東京都等については、行政サービスの「格差」ではなく「違い」についての認識を示している。

行政サービスの違いが、例えば行政分野間での軽重など、地域が直面する行政課題や地域住民のニーズ等を踏まえた上で、個々の地方公共団体が行う政策の選択の結果として生じているものであれば、当然に生じ得る「違い」であると考えられる。また、各地域の行政はそれぞれの地方公共団体自らの意思と責任の下でなされるという地方自治の本旨を踏まえれば、地方公共団体が自主性をもってその行政を実施していくために望ましい財源は、地方公共団体が自らその権能を行使して収入し、使途に制限

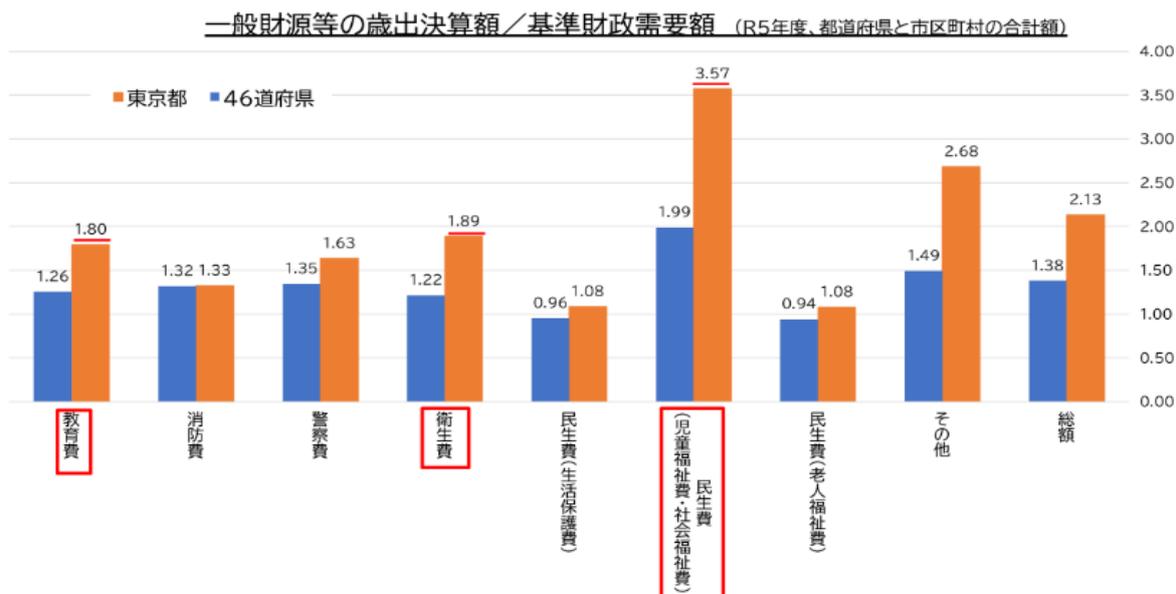
もない自主財源である地方税収入であることから、地方税収入の状況に応じ財政力に一定の「違い」があることは許容されると考えられる。

しかし、多くの地方公共団体の財源が、法令等の規定により義務づけられた事務をはじめ全国的に標準的な行政サービスを賄うことができる程度である一方で、一部の地方公共団体は、極めて潤沢な財源を有し、行政サービス全体として、その水準に著しい「違い」があるとすれば、それは看過できない「格差」が生じているといえる状況であると考えられる。

地方公共団体が法令等により義務づけられた事務をはじめ全国的に標準的な行政サービスを提供できるよう、国は地方交付税等で財源保障を行っている。地方交付税の算定に用いられている基準財政需要額は、地方公共団体の自然的・地理的・社会的諸条件に対応する合理的かつ妥当な水準で行政を行う場合の財政需要を保障するものと位置づけられており、団体の規模や地理的・社会的条件の違いにより、地方公共団体間の財政等の状況の単純比較が難しい中で、共通の指標として一定の合理性・妥当性を有しているものと考えられる。

この標準的な行政サービスの提供に要する財政需要である基準財政需要額と、実際に支出された決算額（一般財源等）の比較により、各地方公共団体における行政サービスの総量（標準的な行政サービス＋独自の行政サービス）の状況について分析を行ったところ、東京都は、実際に支出された一般財源等が全体的に高い水準（総額：東京都 2.13、他道府県平均 1.38）となっており、全体的に充実した行政サービスが提供されており、現状は地方公共団体の選択による行政サービスの「違い」ではなく「格差」が生じているといえる。〔資料 4-2-10〕

#### 〔資料 4-2-10〕 基準財政需要額に対する決算額の状況

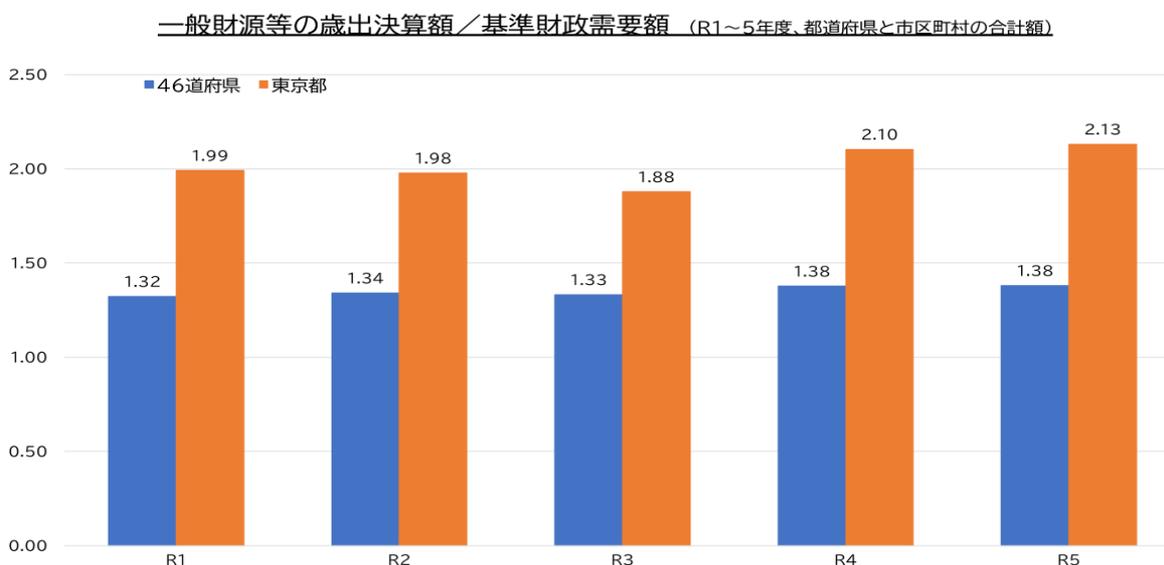


※1 基準財政需要額は「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」（総務省HP）、歳出決算額は「地方財政状況調査」による。  
 なお、歳出決算額は都道府県及び市区町村の合計（都道府県が管内市町村に対して交付する利子割交付金等の各種交付金及び東京都が特別区に対して交付する特別区財政調整交付金は都道府県の歳出に含んでおらず、災害復旧費及び民生費のうち災害救助費は都道府県及び市区町村の歳出に含んでいない）である。  
 ※2 その他には、掲出している費目以外のもの（産業経済・雇用対策費、公共事業・地域振興費、公債費等）を含む。

また、本検討会の議論では、ヒアリングの際に首都東京ゆえの財政需要の一例として東京都から説明があった首都警察としての警察費が、他の項目と比べても東京都と他道府県の平均との差が0.28ポイントと比較的小さく（東京都1.63、他道府県平均1.35）、政令市と同様の業務も担っている一例として説明があった消防費も他の道府県の平均とほぼ変わらないこと（東京都1.33、他道府県平均1.32）、一方で、住民への給付サービスに係る支出が突出して多い（民生費（児童福祉費・社会福祉費）東京都3.57、他道府県平均1.99）ことに照らすと、裁量的な余地の大きな分野で東京都の歳出が多いといえる、との意見があった。

さらに、東京都と他道府県の平均との格差が大きい「民生費（児童福祉費・社会福祉費）」、「衛生費」、「教育費」の近年の推移をみると、「民生費（児童福祉費・社会福祉費）」は、令和2年度に格差が縮小したものの、その後拡大傾向にあり、「衛生費」、「教育費」は、格差が拡大傾向にある。〔資料4-2-11～14〕

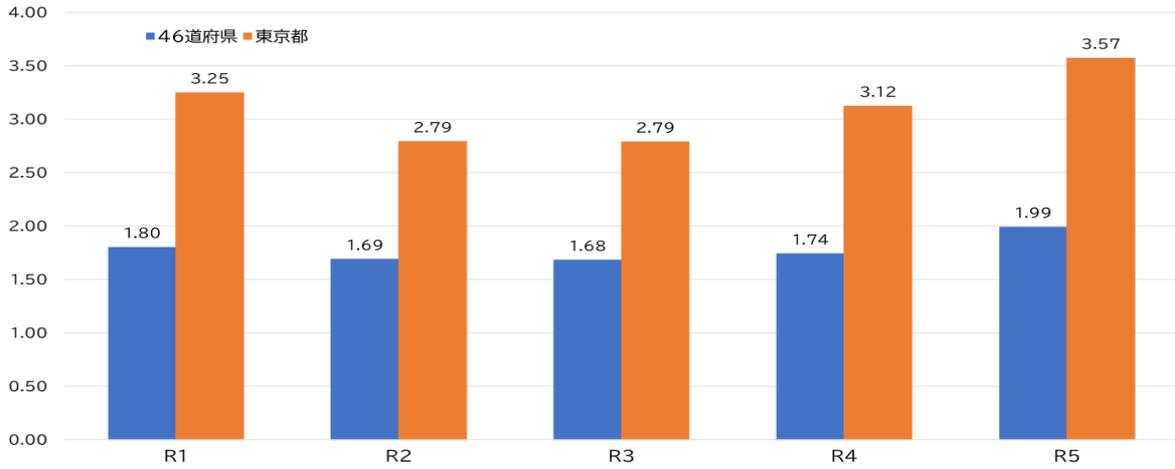
#### 〔資料4-2-11〕 基準財政需要額に対する決算額の推移（総額）



基準財政需要額は「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」（総務省HP）、歳出決算額は「地方財政状況調査」による。  
 なお、歳出決算額は都道府県及び市区町村の合計（都道府県が管内市町村に対して交付する利子割交付金等の各種交付金及び東京都が特別区に対して交付する特別区財政調整交付金は都道府県の歳出に含んでおらず、災害復旧費及び民生費のうち災害救助費は都道府県及び市区町村の歳出に含んでいない）である。

〔資料 4-2-12〕 基準財政需要額に対する決算額の推移（民生費（児童福祉費・社会福祉費））

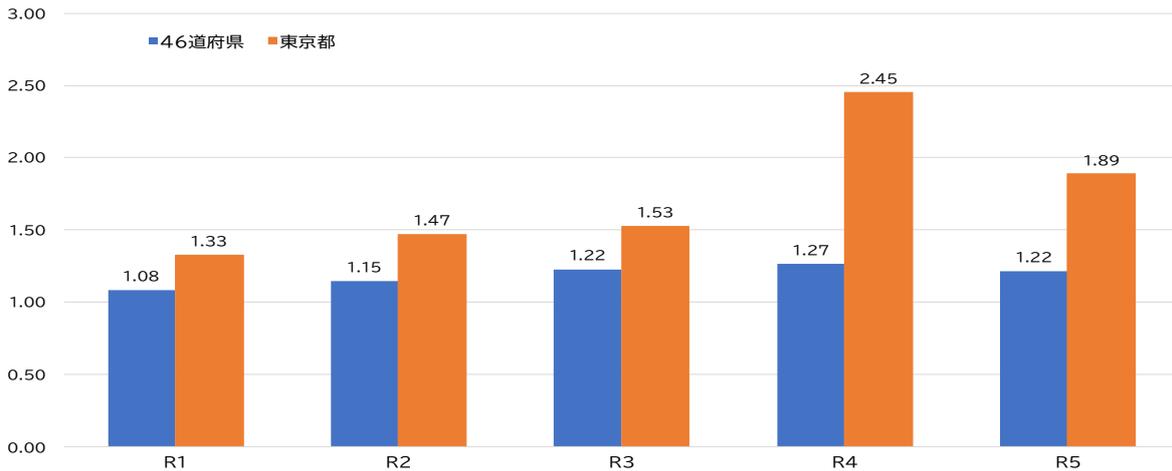
一般財源等の歳出決算額／基準財政需要額（R1～5年度、都道府県と市区町村の合計額）



※ 基準財政需要額は「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」（総務省HP）、歳出決算額は「地方財政状況調査」による。

〔資料 4-2-13〕 基準財政需要額に対する決算額の推移（衛生費）

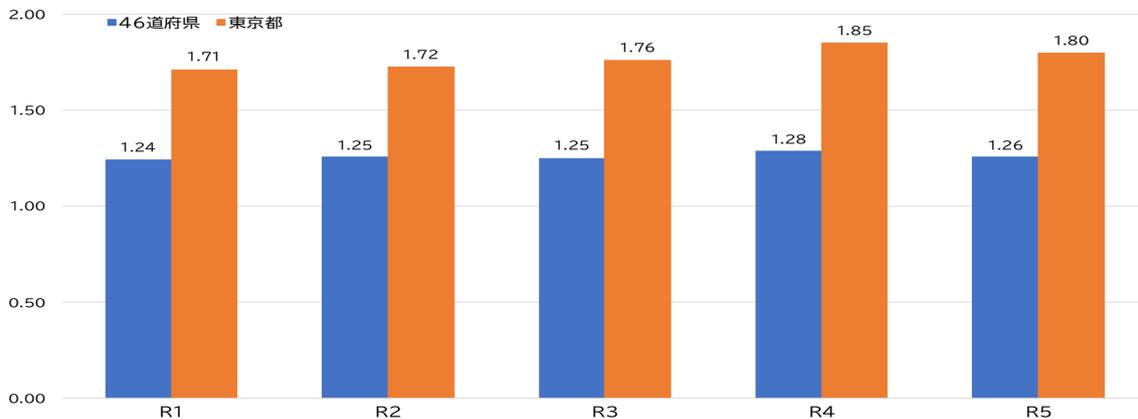
一般財源等の歳出決算額／基準財政需要額（R1～5年度、都道府県と市区町村の合計額）



※ 基準財政需要額は「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」（総務省HP）、歳出決算額は「地方財政状況調査」による。

〔資料 4-2-14〕 基準財政需要額に対する決算額の推移（教育費）

一般財源等の歳出決算額／基準財政需要額（R1～5年度、都道府県と市区町村の合計額）



※ 基準財政需要額は「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」（総務省HP）、歳出決算額は「地方財政状況調査」による。

### (行政サービスの地域間格差の拡大による影響等)

行政サービスの地域間格差の拡大による影響等について、ヒアリング及びアンケート調査において、東京都に隣接する県や指定都市、地方部の団体からは、次のような意見があった。

- ・ 納税者としては、定められた税額を納付しているにもかかわらず、住所地によって行政サービスに格差が生じることで、不公平感が拡大する。
- ・ 東京都が実施する充実した行政サービスが、地方から東京への人材の流出等を加速させている、またはその可能性がある。
- ・ 医療機関の支援や介護・保育等のそれぞれの地域が育てている人材が、東京都に吸収され、全国の医療や福祉政策が成り立たなくなる。

### (3) 税収の偏在是正の必要性

行政サービスの地域間格差の拡大の状況を概観した上で、本検討会の議論では、東京対地方という考え方ではなく、都市と地方の持続可能な発展という観点から、日本全体を発展させていくためにどうあるべきかを考えていく必要があるという意見や、わが国が今ある東京都と地方の格差を放置することは国のあり方そのものに関わる問題ではないか、との意見があった。

上記(2)①で述べたとおり、「ヒト・モノ・カネ・情報の集中」、「業務の高度化・効率化」、「都市開発の増加」によって経済活動が東京都に集中・拡大しており、これらは構造的な問題であり、一過性のものではないとの見解が示されている。

こうした経済社会構造の変化が今後も進行すれば、我が国の画一的な地方税制の下で東京都にさらに税収が集中することとなり、他の道府県と比べ東京都の地方税収が大きく増加していくことが見込まれる。これまでも、数度にわたり偏在是正措置が講じられてきたものの、上記2.(2)で述べたとおり、東京都の財源超過額は既に過去最高となっており、現状の地方公共団体間の財政力格差を放置すれば、さらに、財政力格差が拡大する蓋然性が高い。

そして、上記(2)②で分析したように、既に、行政サービス水準の格差につながる財政力格差が拡大傾向にあり、これを背景として、地方公共団体の政策の選択の結果とはいえ行政サービスの地域間格差が拡大している。

行政サービスの地域間格差の拡大は、納税者の不公平感を助長し、結果として東京都への人口集中を一層進めるおそれがある、または、そのおそれを惹起させるのであれば、地域間の深刻な分断を生みかねないと考えられる。

本検討会の議論では、地方部に比べて家賃などの基礎的支出を多く要する東京都に転入・居住することのできる住民は相対的に平均所得が高いことを考え合わせると、東京都が充実した行政サービスを行うことにより、日本全体の格差をさらに拡大するような状況が生まれてしまうのではないかと、我が国の中で一部の地域の住民だけがそうした恩恵をより大きく享受できるような仕組みになっているとすれば、それは国のあり方として問題があるのではないかと、との意見があった。

他方で、地方部に目を向ければ、人材不足が深刻化する中で、例えば地方部における都道府県を含む地方公共団体は、技術職員について採用予定数を確保できないといった状況が生じるなど専門人材の確保に困難が生じており、適切な事務処理に課題が生じているといった現状がある<sup>33</sup>。これまで地方部は、人材の育成と供給、食料生産やエネルギーの供給、自然環境の保全、多様な地域文化の継承といった面で重要な役割を果たすなど、我が国の発展を支えてきた。現在、若年層を中心に東京都への人口流出が進み、地方部への回帰が進まないことは、さらなる人口減少につながり、地域活力の低下や地域社会の維持をますます困難にさせる。今後、東京都への人口移動や経済活動の集中が加速化し、東京一極集中と地方部の衰退が同時に進行するというの

<sup>33</sup> 総務省「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書」(令和7年6月)

は、決して望ましいものではない。我が国における人口減少が進む中で、より長期的に見れば、将来、地方部から東京都に人材を提供できなくなる可能性もあり、そうなれば日本全体の衰退につながりかねない。

これらのことを踏まえれば、地方公共団体間の財政力格差の是正を図るべく、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するための具体的な方策を講じるべきである。このため、税収が偏在している現状に対し、偏在是正措置を講ずるためにどうすべきかを検討することが次の課題となる。

## 5. 今後の検討に関する委員からの主な意見

都市と地方が支え合いながら、ともに将来にわたって持続可能な形で発展していくためには、安定的な地方税財政基盤を確立することが不可欠である。東京都も含めた我が国全体の活力の維持・発展の観点から、偏在性が小さい地方税体系の構築に向けて取り組むことが重要である。

上記4. までにおいて、地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況に係る原因・課題の分析を行ったが、今後の検討に当たっての視点として、本検討会の審議過程において委員から出された主な意見は、以下のとおりである。

### (1) 地方法人課税関係

- ・ 東京に企業が集積していることにより、意図せずに税収面で大きな恩恵を受けているということであれば、制度上の対応も考えられるか。
- ・ 地方の団体においても産業振興の努力を行っているにもかかわらず、東京都に企業が集積していることに、地方の団体の割り切れない思いがあるのではないか。企業が経済合理的な活動を行った結果、真の経済実態よりも東京都が多くの税収を得られているのであれば、議論をする必要があるのではないか。
- ・ 東京都が個人向けの行政サービスを拡充していることが問題となっているが、地方の法人税収が原資となっているのであれば、法人の負担が個人の受益となっており、受益と負担の関係で課題となるのではないか。
- ・ 大法人の非分割法人が東京都で増加していることについて、個人への行政サービスの拡大を可能とする税収規模となっているのであれば、中長期的には法人に対する企業課税を見直す必要があるのではないか。
- ・ 企業・企業グループの中で、無形資産や高付加価値の本社機能をどのように配置するかは経営判断となる。その結果、目に見える活動範囲とその企業・企業グループの中での利益の計上のされ方には乖離が生じていると考えられる。
- ・ 国際課税の分野では、近年の経済のデジタル化に伴い、「P E (Permanent Establishment; 恒久的施設) なければ課税なし」の原則について見直しの必要性が議論されている。地方税においても同様の課題が生じており、国際課税における論点も参考として地方税のあり方を検討すべきではないか。
- ・ 令和元年度税制改正（特別法人事業税・譲与税制度の創設）は、県内総生産シェアと税収シェアが概ね一致するように見直しを行ったが、財政力格差の拡大や行政

サービスの格差が問題となっていることを踏まえると、当時の考え方にとらわれずに検討する必要があるのではないか。

- ・ 地域における成長産業の違いや法人の組織形態の変化が、どの程度税収の偏在に寄与しているかを明確にすることは困難であるが、全体として税収の偏在が拡大していることは事実である。
- ・ 財政力の格差を放置することは国の責務としてそぐわないのではないか。税制に起因する格差は、地方税制の中では是正できれば良いが、それが困難であれば、これまでの偏在是正措置のような国税化という手法も考えられるのではないか。
- ・ 地方法人課税において、税収の偏在を是正する措置を講じる必要があることは間違いないだろう。
- ・ 現状、資本金規模の大きな法人が東京都に集中している。例えばネット銀行・保険会社や持株会社は、東京都に所在しながら全国的に事業活動を行っているが、このような大法人に係る税収が東京都に集中することは受益と負担の観点から問題があるのではないか。
- ・ 「付加価値割」を補完するために導入された「資本割」<sup>34</sup>によって、法人事業税の東京都への税収偏在が生じている可能性があり、今後の検討課題として捉えるべきではないか。

## (2) 固定資産税関係

- ・ 国が特定の地域を指定したうえで容積率制限の緩和等といった支援措置により民間の都市開発を促進していることも、特別区における地価上昇につながっているのではないかと。
- ・ 国による投資や民間投資によって地価上昇が生じている部分もあるかと考えるが、東京都も投資を行っており、要因を切り分けるのは難しいのではないかと。
- ・ 地価上昇による税収増が生じている場合、それが応益原則に照らして適当なものかどうか議論することはできるのではないかと。

---

<sup>34</sup> 資本割については、平成16年度の外形標準課税の導入に際し、付加価値割を補完するものとされ、平成27年度・28年度の「成長志向の法人税改革」に向けての検討の中では、「事業活動規模をより適切に反映し、税の簡素化を図る観点から、資本割を付加価値割に振り替えていくことが望ましい」（「法人税の改革について」（平成26年6月、政府税制調査会））と指摘されている。

- 土地に係る固定資産税について、行政サービスの対価を著しく超える税収が生じている場合には、大規模償却資産制度<sup>35</sup>を参考にしつつ、当該地方団体の税収を一定の範囲内にとどめ、それを超える部分については国の収入とした上で、地方に配分するという仕組みを導入することも検討に値するのではないか。
- 大規模償却資産に係る特例は、当該市町村が所在する都道府県が一部課税する仕組みであり、県道の整備など広域的な行政サービスの提供も考えられる。仮に土地に係る固定資産税について国税化や地方への配分といった部分まで考えていくのであれば、大規模償却資産とは異なる論理が必要になるのではないか。
- 是正措置の具体的な内容については別途検討すべき論点であるものの、国による投資や政策などといった東京都や特別区が提供する行政サービス以外の要因によって、行政サービスの対価を著しく超える税収が生じている場合には、土地、特に商業地に係る固定資産税についても、偏在是正の検討対象に十分なり得るのではないか。
- 東京都と特別区の事務配分の特例<sup>36</sup>や都区財政調整制度<sup>37</sup>といった東京都特有の制度にも着目して検討していく必要があるのではないか。

### (3) その他の意見

- 今回の分析結果を踏まえ、今後、地方法人課税や固定資産税を中心に偏在是正の具体的な対応策の検討が行われるべきではないか。

<sup>35</sup> 大規模償却資産とは、一の納税義務者が所有する償却資産で、一の市町村に所在するものの価額の合計額が市町村の人口段階に応じた課税定額を超えるものをいう。大規模償却資産に係る特例として、当該市町村の基準財政収入額、基準財政需要額等に応じて法定されている金額を超えるものがあるときは、その限度額を超える部分の価額について、当該償却資産の所在市町村を包括する都道府県が固定資産税を課するとされている。なお、この特例は、指定都市及び東京都特別区については適用されない。また、令和6年度課税において、県課税分があるのは5団体である。

<sup>36</sup> 東京都は、市町村が処理する事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から、特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務（上水道の整備、管理運営、公共下水道の整備・管理運営、消防に関する事務など）を処理することとされている（地方自治法第281条の2）。

<sup>37</sup> 東京都は、東京都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、調整税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）に法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金を加えた調整税等の一定割合を、特別区財政調整交付金として特別区に対して交付することとされている（地方自治法第282条）。

## おわりに

本検討会は、地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差に係る原因・課題の分析について、客観的かつあるべき地方税制の観点から、慎重に議論を進め、本報告書を取りまとめた。

令和8年度税制改正の取りまとめにおいては、本報告書の趣旨を踏まえ、都市と地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築に向けて、偏在是正措置に関する議論が進められることを期待している。

# 参 考

「地方税制のあり方に関する検討会」開催要綱  
(令和7年2月25日 地方財政審議会決定)

1. 趣 旨

地方税制に係る諸課題について検討を行うため、地方財政審議会の下で本検討会を開催する。

2. 名 称

本検討会は、「地方税制のあり方に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

3. 構 成

地方財政審議会委員、別紙に掲げる地方財政審議会特別委員(関連する分野の学識経験者として、地方財政審議会令第2条第2項に基づき総務大臣が任命)をもって、検討会を構成する。

4. 運 営

- (1) 検討会に座長を置き、地方財政審議会会長がこれを務める。
- (2) 検討会は、座長が運営する。
- (3) 検討会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (4) 検討会の会議は、原則として公開しないが、会議終了後、配布資料を公表するとともに、必要に応じブリーフィングを行う。また、速やかに会議の議事概要を作成し、これを公表するものとする。
- (5) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が決定する。

地方税制のあり方に関する検討会委員

(地方財政審議会委員)

◎小西 砂千夫 会長

内田 明憲

西野 範彦

古谷 ひろみ

星野 菜穂子

(地方財政審議会特別委員) 令和7年2月28日 総務大臣任命

上村 敏之 関西学院大学経済学部教授

小西 杏奈 専修大学経済学部准教授

齊藤 由里恵 中京大学経済学部准教授

坂巻 綾望 同志社大学大学院司法研究科教授

佐藤 英明 慶應義塾大学大学院法務研究科教授

林 宏昭 関西大学経済学部教授

吉村 政穂 一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻教授

(◎は座長)

## 地方税制のあり方に関する検討会 開催実績等

- <第5回> 令和7年7月25日（金） 13時30分～  
○ 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築について
- <第6回> 令和7年8月6日（水） 10時00分～  
○ 有識者プレゼンテーション  
上村 敏之 特別委員（関西学院大学経済学部教授）  
○ 第5回検討会においてご質問があった事項への回答  
○ 地方税財政の現状と経済活動の動向について
- <第7回> 令和7年8月21日（木） 10時00分～  
○ 地方関係団体ヒアリング  
全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会  
○ 経済団体等ヒアリング  
一般社団法人 日本経済団体連合会、一般社団法人 情報サービス産業協会
- <第8回> 令和7年9月9日（火） 10時00分～  
○ 地方団体ヒアリング  
東京都、福岡県、埼玉県、秋田県
- <第9回> 令和7年9月22日（月） 13時30分～  
○ ヒアリング等を踏まえた議論①
- <第10回> 令和7年10月10日（金） 13時30分～  
○ ヒアリング等を踏まえた議論②
- <第11回> 令和7年10月23日（木） 10時00分～  
○ 検討会報告書（素案）について
- <第12回> 令和7年11月4日（火） 13時30分～  
○ 検討会報告書（案）について①
- <第13回> 令和7年11月18日（火） 15時00分～  
○ 検討会報告書（案）について②

※ 第1回～第4回検討会は、道府県民税利子割の税収帰属の適正化について検討を行った。

地方税制のあり方に関する検討会 報告書 資料一覧

資料 2-1-1	地方税収の推移	4
資料 2-1-2	東京都の税収の推移	5
資料 2-1-3	全国に占める東京都の税収シェアの推移	6
資料 2-1-4	全国・東京都の地方税収（令和5年度決算）	6
資料 2-1-5	人口一人当たりの税収額の指数（令和5年度決算）	7
資料 2-2-1	地方税収の増加による財政力の差が拡大するイメージ	8
資料 2-2-2	1都3県等の一般財源の推移	9
資料 2-2-3	財源超過額の推移	9
資料 2-2-4	都道府県人口1人当たり基金残高及び地方債残高	10
資料 2-2-5	投資的経費充当の一般財源の割合（埼玉県作成資料）	10
資料 2-2-6	地方債残高の推移	11
資料 2-3-1	東京都の最近の主な行政サービスの例（こども・子育て支援関係）	12
資料 2-3-2	東京都の最近の主な行政サービスの例（その他）	13
資料 2-3-3	都道府県アンケート調査結果（行政サービスの地域間格差の現状について）	15
資料 3-1-1	年齢区分別人口の推移と将来推計	17
資料 3-1-2	出生数の推移	18
資料 3-1-3	合計特殊出生率の推移	18
資料 3-1-4	都市圏別の総人口の推移	19
資料 3-1-5	東京圏の総人口の推移	19
資料 3-1-6	総人口・生産年齢人口に占める東京都シェアの推移	20
資料 3-1-7	東京都作成資料	21
資料 3-1-8	各圏域から東京都への転入超過数	21
資料 3-1-9	東京都への年齢別転入超過の状況（令和6年）	22
資料 3-1-10	各都道府県に所在する大学数	22
資料 3-1-11	各都道府県の学生数	23
資料 3-1-12	東京都への男女別転入超過数	23
資料 3-1-13	女性の東京都への転入超過の状況	24
資料 3-2-1	資本金1億円超の法人の本社所在地の状況等	26
資料 3-2-2	県内総生産の産業別東京都シェアの変化（H23年度→R3年度）	27
資料 3-2-3	売上金額の伸びの大きい業種における東京都の事務所数・従業者数シェア	27
資料 3-2-4	東京都に本社が所在する法人シェアの変化	28
資料 3-2-5	大法人（資本金50億円以上）の本社所在地の状況	28
資料 3-2-6	大法人（資本金50億円以上）における支店数の減少	29
資料 3-2-7	東京本社における従業者数の増加	29
資料 3-2-8	資本金区分別のDX投資の状況	30
資料 3-2-9	電子商取引の拡大	30
資料 3-2-10	フランチャイズ事業の伸張	30
資料 3-2-11	福岡県作成資料	31

資料 3-2-12	インターネット販売額に占める東京都に所在する事業者による販売額の推移	32
資料 3-2-13	大手コンビニ3社における収入構造	32
資料 3-2-14	純粋持株会社の会社数・売上金額に占める東京都のシェア	33
資料 3-2-15	法人事業税における課税ベースの東京都シェア (H25→R5 年度)	34
資料 3-2-16	法人事業税収における業種別の東京都シェア (令和5年度)	34
資料 3-2-17	全国に占める東京都の法人事業税の税収シェアの推移	35
資料 3-3-1	全国に占める特別区における固定資産税収シェアの推移等	37
資料 3-3-2	商業地 1㎡当たりの地価の状況 (令和7年・県庁所在地)	38
資料 3-3-3	全国の商業地に占める特別区のシェア (令和6年度)	38
資料 3-3-4	商業地 1㎡当たりの平均価格の推移	39
資料 3-3-5	道府県庁所在地・特別区における賃貸オフィスの状況 (令和7年1月現在)	40
資料 3-3-6	特定都市再生緊急整備地域の状況等	40
資料 3-3-7	国による行政投資の状況 (10年間の合計値・可住地面積 1km <sup>2</sup> 当たり)	41
資料 3-3-8	民間による建設投資の状況 (10年間の合計値)	41
資料 4-2-1	産業界ヒアリングを通じて得られた視点	44
資料 4-2-2	東京一極集中が進む構造的要因 (イメージ図)	45
資料 4-2-3	東京都作成資料	47
資料 4-2-4	福岡県作成資料	47
資料 4-2-5	埼玉県作成資料	48
資料 4-2-6	秋田県作成資料	48
資料 4-2-7	財源超過額の推移	50
資料 4-2-8	地方団体の一般財源 (地方税等と地方交付税) の構造	51
資料 4-2-9	各地方団体が独自施策等に充当可能な財源の状況 (都道府県・市区町村合計)	52
資料 4-2-10	基準財政需要額に対する決算額の状況	53
資料 4-2-11	基準財政需要額に対する決算額の推移 (総額)	54
資料 4-2-12	基準財政需要額に対する決算額の推移 (民生費 (児童福祉費・社会福祉費))	55
資料 4-2-13	基準財政需要額に対する決算額の推移 (衛生費)	55
資料 4-2-14	基準財政需要額に対する決算額の推移 (教育費)	55

- 参考資料 1 法人課税の概要
- 参考資料 2 法人住民税・法人事業税の課税団体と課税標準の分割
- 参考資料 3 法人事業税等の分割基準
- 参考資料 4 法人事業税の分割基準（改正の経緯）
- 参考資料 5 これまでの地方法人課税における制度改正
- 参考資料 6 各指標で見る東京都への経済活動の集中
- 参考資料 7 地域における経済活動の状況（H23年度→R3年度）
- 参考資料 8 全国における「純粋持株会社、経営コンサル業等」、「情報通信業」、「不動産業」の県内総生産の増加額の状況（H23年度→R3年度）
- 参考資料 9 県内総生産の東京都シェアの大きい業種における売上金額の推移（H24調査→R3調査）
- 参考資料 10 先行研究における分析
- 参考資料 11 企業が東京都に立地する要因（アンケート調査結果）
- 参考資料 12 法人事業税収における業種別の増加額等の状況（H30→R5年度）
- 参考資料 13 全国に占める東京都の固定資産税収シェアの推移
- 参考資料 14 地価公示価格の分布（商業地・全国）
- 参考資料 15 商業地の地価公示年別指数推移（平成17年を100）
- 参考資料 16 オフィスビルのストックの推移等
- 参考資料 17 「2030-2040年日本の土地と住宅」（2024）（抜粋）  
（野澤千絵（明治大学政治経済学部教授））
- 参考資料 18 都市再生緊急整備地域
- 参考資料 19 国による行政投資の状況（10年間の合計値）
- 参考資料 20 民間による建設投資の状況（10年間の合計値・可住地面積1km<sup>2</sup>当たり）
- 参考資料 21 第7回検討会 産業界ヒアリング結果
- 参考資料 22 第7回検討会 地方関係団体ヒアリング結果
- 参考資料 23 第8回検討会 地方団体ヒアリング結果
- 参考資料 24 地方団体アンケート調査概要
- 参考資料 25 調査結果①行政サービスの地域間格差の現状について
- 参考資料 26 調査結果②地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について
- 参考資料 27 調査結果③行政サービス格差や税収の偏在が生じている原因・課題について
- 参考資料 28 調査結果④税収の偏在や財政力格差等を解消するための方策について
- 参考資料 29 調査結果⑤（1）前回の偏在是正措置等による効果について
- 参考資料 30 調査結果⑤（2）経済社会構造の変化が地方税収に与える影響について
- 参考資料 31 韓国における財政格差の是正に向けた政策
- 参考資料 32 入場譲与税の概要
- 参考資料 33 固定資産税における大規模償却資産制度の概要
- 参考資料 34 （参考）大規模償却資産における都道府県課税の例
- 参考資料 35 市町村たばこ税都道府県交付金制度の概要
- 参考資料 36 都区の税財源と都区財政調整制度の関係
- 参考資料 37 特別区財政調整交付金の仕組み

# 参 考 资 料

# 個別税制の概要

## 法人課税の概要

参考資料1

法人税  
(国)

19.2兆円

※ 税収の33.1%は地方交付税の原資

所得

× 税率  
23.2%

= 法人税額

地方法人税  
(国)

2.2兆円

※ 税収の全額が地方交付税の原資  
法人住民税法人税割の一部を国税化したもの

法人税額

× 10.3%

法人住民税  
(県・市)

2.1兆円

法人税割

県

法人税額

× 1.0%

市

法人税額

× 6.0%

均等割

資本金等の額及び従業者数に応じて税率区分

7万円 ~ 380万円

法人事業税  
(県)

5.3兆円  
(2.4兆円)

( )内は特別法人事業税(外数)

【資本金1億円超の普通法人(注1・2)】

外形標準課税

付加価値割

付加価値額  
(収益配分額+単年度損益)

× 1.2%

資本割

資本金等の額

× 0.5%

所得割

所得

× 1.0%  
(2.6%相当)(注5)

【資本金1億円以下の普通法人(注1・2)・公益法人等】

所得割

所得

× 7.0%  
(2.6%相当)(注5)

【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】

(電気供給業(送配電事業)(注3)・ガス供給業(導管事業)(注4)・保険業を営む法人)

収入割

収入金額

× 1.0%  
(0.3%相当)(注5)

(注1) 当分の間、資本金1億円以下の普通法人のうち、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは外形標準課税対象法人。(令和7年4月1日施行)

(注2) 資本金1億円以下の普通法人のうち、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人又は相互会社・外国相互会社の100%子法人等であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは外形標準課税対象法人。(令和8年4月1日施行)

(注3) 小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業については、資本金1億円超の普通法人(注1・2)は収入割、付加価値割及び資本割により、資本金1億円以下の普通法人(注1・2)等は収入割及び所得割による。

(注4) 導管事業以外の事業については、導管部門の法的分離の対象となる法人の供給区域内でガス製造事業を行う者は収入割、付加価値割及び資本割により、その他の者については他の一般の事業と同様。

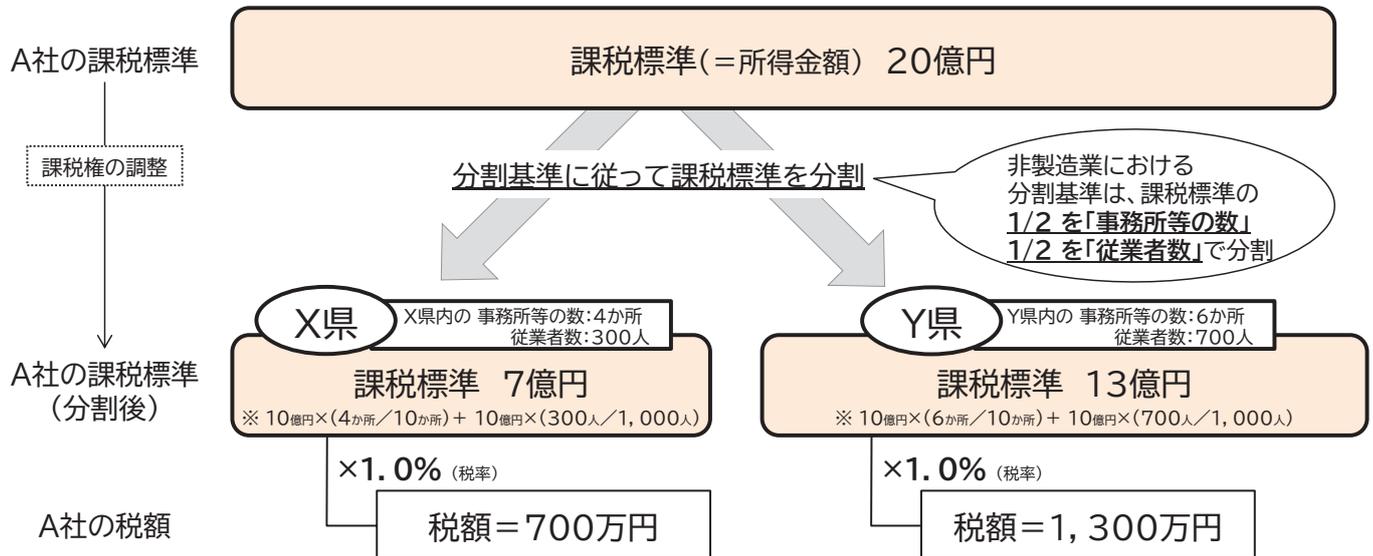
(注5) ( )内は、特別法人事業税相当分の税率(外数)。

※ 税収はR7予算額・地財計画額

- 地方法人二税は、事務所又は事業所（以下、「事務所等」という。）を有する法人に、その事務所等が所在する地方団体が課税。
- 法人の事務所等が2以上の地方団体にある場合、課税権の調整が必要。

**「分割基準」** = 課税標準を事務所等の所在する地方団体に分割する基準

【参考】法人事業税所得割における分割基準のイメージ(例:非製造業、資本金1億円超)



※ 分割後の課税標準額に対し、X・Y両県がそれぞれ課税権を行使。

### 法人事業税等の分割基準

	事業	分割基準	
法人事業税	製造業	従業員の数 (資本金1億円以上の法人:工場の従業員数を1.5倍)	
	非製造業	保険業	課税標準の1/2 : 事務所等の数 課税標準の1/2 : 従業員の数
		小売電気事業	課税標準の1/2 : 従業員の数
	電気供給業	送配電事業	課税標準の3/4 : 発電所に接続する電線路(一定の要件に該当するものに限る。)の電力容量 課税標準の1/4 : 事務所等の固定資産の価額
		発電事業・特定卸供給事業	課税標準の3/4 : 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4 : 事務所等の固定資産の価額
	ガス供給業	事務所等の固定資産の価額	
	倉庫業		
		鉄道事業 軌道事業	軌道の延長キロメートル数
法人住民税 (法人税割)		従業員の数	

# 法人事業税の分割基準(改正の経緯)

## 参考資料4

( )は、資本金1億円以上の法人のみ。

	S26年度 (1951年度)	S29年度 (1954年度)	S37年度 (1962年度)	S45年度 (1970年度)	S47年度 (1972年度)	S57年度 (1982年度)	H元年度 (1989年度)	H17年度 (2005年度)	H29年度 (2017年度)
製造業			本社管理部門の従業者数:1/2				工場の従業者数:1.5倍	本社管理部門1/2措置の廃止	
非製造業									
証券業	従業者の数			本社管理部門の従業者数:1/2				1/2:事務所等の数 1/2:従業者の数	1/2:事務所等の数 1/2:従業者の数
銀行業 保険業		1/2:事務所等の数 1/2:従業者の数					1/2:事務所等の数 1/2:従業者の数	本社管理部門1/2措置の廃止	
電気供給業									
小売電気事業									
送配電事業	1/2:固定資産の価額 1/2:従業者の数	固定資産の価額			1/2:発電所用固定資産の価額 1/2:総固定資産の価額	3/4:発電所用固定資産の価額 1/4:総固定資産の価額			3/4:発電所に接続する電線の電力容量 1/4:総固定資産の価額
発電事業・特定卸供給事業									
ガス供給業 倉庫業									
鉄道事業 軌道事業			軌道の延長キロメートル数						

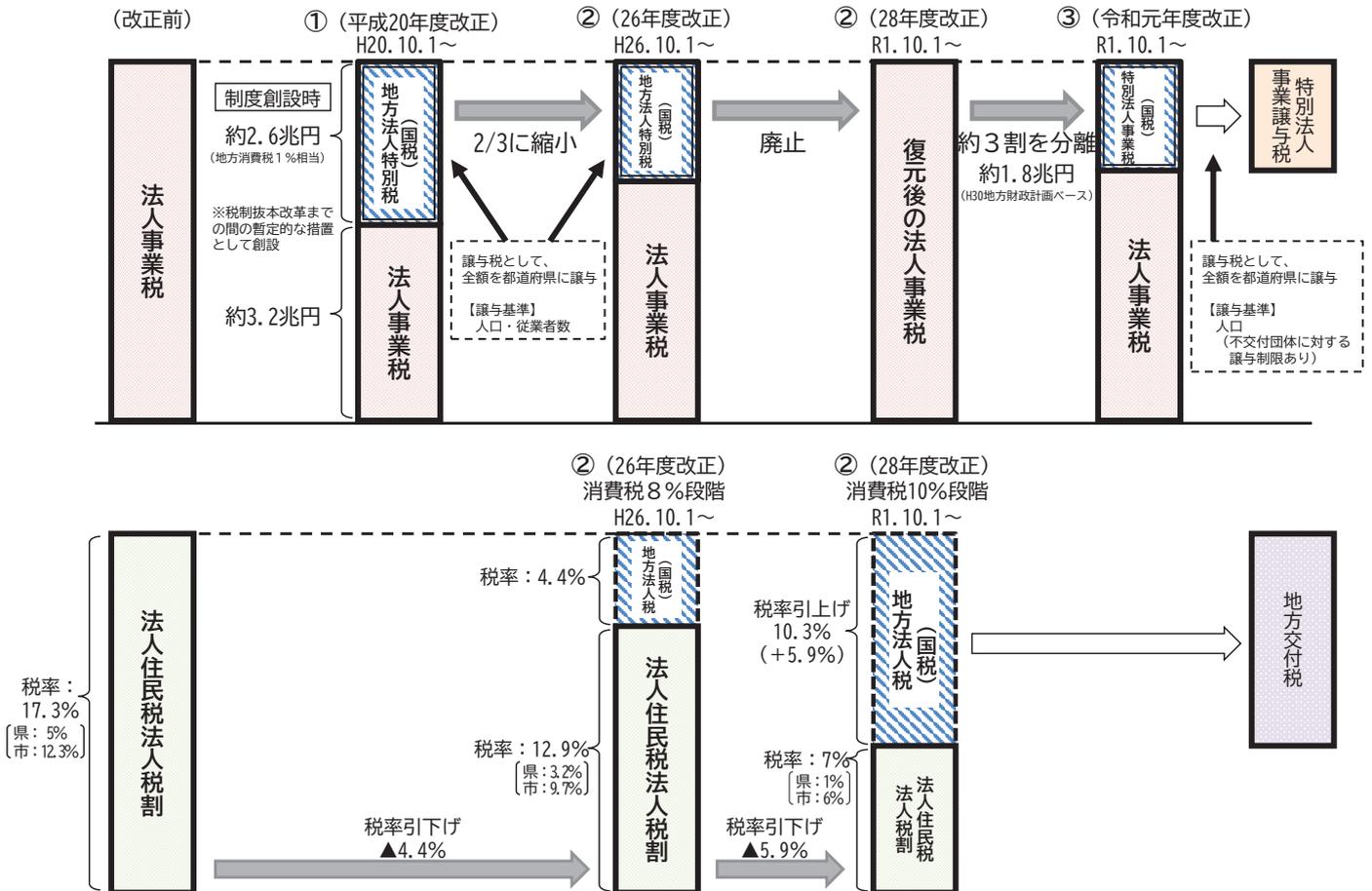
(※) <昭和42年度> 従業者の数について、各月の延従業者の数を期末現在の従業者の数とした。

(※) <昭和57年度> 電気供給業の分割基準の改正に際し、激変緩和のための経過措置を講じた(平成29年度改正で廃止)。

(※) <平成29年度> 電気供給業の分割基準の改正は、地方税法改正法の公布の日以後に終了する事業年度から適用。

# これまでの地方法人課税における制度改正

## 参考資料5



(注) 法人税割の税率は、都道府県分+市町村分の合計

## ① 地方法人特別税の創設

### ○ 平成20年度税制改正の要綱(平成20年1月11日閣議決定)(抄)

#### 八 地域間の財政力格差の縮小

地方税制については、更なる地方分権の推進とその基盤となる地方税財源の充実を図る中で、地方消費税の充実を図るとともに、併せて地方法人課税のあり方を抜本的に見直すなどにより、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することを基本に改革を進める。

この基本方向に沿って、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実と地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組む。

消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し、「地方法人特別税」及び「地方法人特別譲与税」を創設することにより、偏在性の小さい地方税体系の構築を進める。

### ○ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年8月22日法律第68号)(抄)

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第7条(中略)政府は、(中略)税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

□ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

## ② 地方法人税の創設と地方法人特別税の縮小・廃止

### ○ 平成26年度与党税制改正大綱(平成25年12月12日)(抄)

#### 第一 平成26年度税制改正の基本的考え方

##### 2 税制抜本改革の着実な実施

##### (2) 地方法人課税の偏在是正

地方税制については、消費税率8%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、当該引下げ分に相当する、課税標準を法人税額とする地方法人税(仮称)を創設して、その税収全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。なお、この偏在是正により生じる財源(不交付団体の減収分)を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。また、地方法人特別税・譲与税の規模を縮小し、法人事業税に復元する。

消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

### ○ 平成28年度与党税制改正大綱(平成27年12月16日)(抄)

#### 第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

##### 3 地方創生の推進・特区に係る税制上の支援措置

##### (1) 地方法人課税の偏在是正

地方創生を推進するためには、地方公共団体が安定的な財政運営を行うことのできる地方税体系を構築する必要がある。こうした観点も踏まえ、地方法人課税については、消費税率(国・地方)8%段階の措置に引き続き、消費税率10%段階においても、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための措置を講ずる。また、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元するとともに、これに代わる偏在是正措置を講ずる。

### ③ 特別法人事業税の創設

#### ○ 平成31年度与党税制改正大綱(平成30年12月14日)(抄)

##### 第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

##### 4 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

近年、地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差が拡大している。各種の財政指標でも、地方交付税の交付団体と不交付団体では、大きな格差が存在し、その均衡が大きく崩れている状況にある。

また、経済社会構造も大きく変化している。産業構造のサービス産業化や、大都市部への大法人の本店の集中等を背景として、大都市部には、企業の事業活動の実態以上に税収が集中している状況にある。この傾向は、インターネット取引等の拡大により、今後一層加速することが見込まれる。加えて、子会社化等の組織再編の進行や、フランチャイズ事業の拡大など、企業組織の多様化も税源の偏在に影響している。これらの変化は、現行の法人事業税の枠組み(分割基準等)では直ちに対応を行うことが困難な課題である。

こうしたことを背景として、地方法人課税の税収は、地域における付加価値の総計である県内総生産の分布状況と比較して、大都市部に集中している状況にあり、都市・地方を通じた安定的な地方税財政基盤を構築するため、これら構造的な課題への対処が求められている。

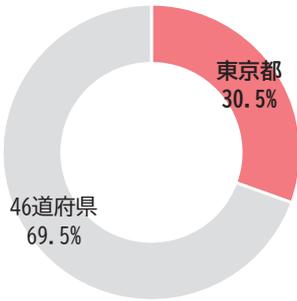
以上の観点から、地域間の財政力格差拡大、経済社会構造の変化等に対応し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展していくため、地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を講ずる。(中略)

特別法人事業税・譲与税制度(仮称)は、恒久的な措置とする。

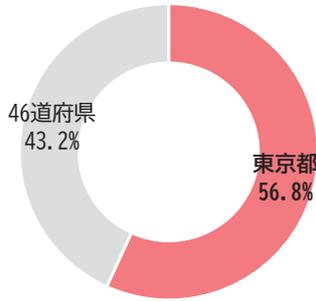
## 経済社会構造の変化等

○ 東京都では、法人の新設数が高い水準にあるほか、大法人が多く所在すること等を反映して企業所得も集中している状況。

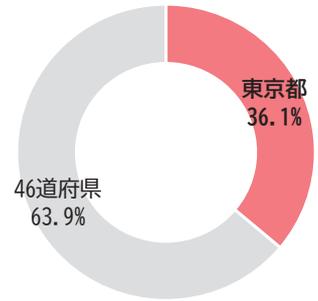
①株式会社設立登記数



②プライム市場上場企業数

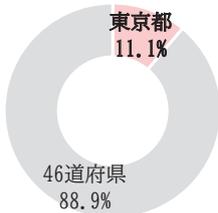


③民間法人企業所得

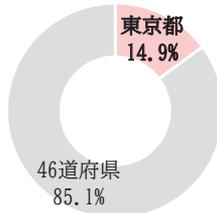


(参考)

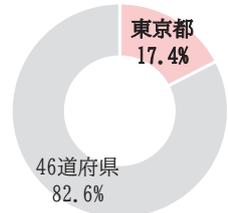
④人口



⑤企業数



⑥従業者数

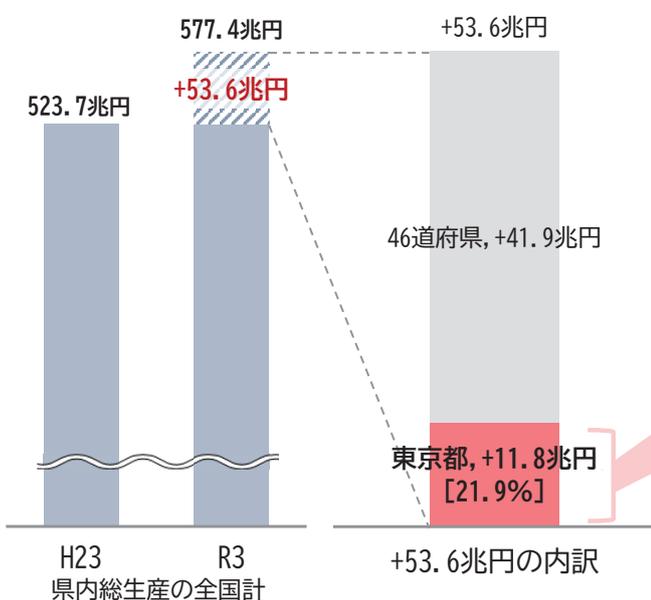


(出所) ①法務省「R6登記統計」、②日本取引所グループ「東証上場会社情報サービス (R7.7.31時点)」、③内閣府「2023年度県民経済計算」、④総務省「R6住民基本台帳」、⑤⑥総務省「R6経済センサス基礎調査 (速報値)」より作成

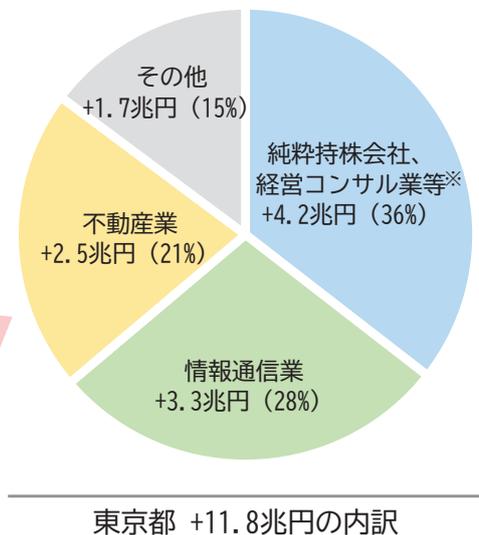
## 地域における経済活動の状況 (H23年度→R3年度)

○ 全国の県内総生産は直近10年で53.6兆円増加、このうち2割超を東京都が占めている。  
 ○ 東京都では「純粋持株会社、経営コンサル業等」「情報通信業」「不動産業」が県内総生産を押し上げる要因となっている。

県内総生産の増加額 (H23年度→R3年度)



東京都において経済活動が拡大している業種



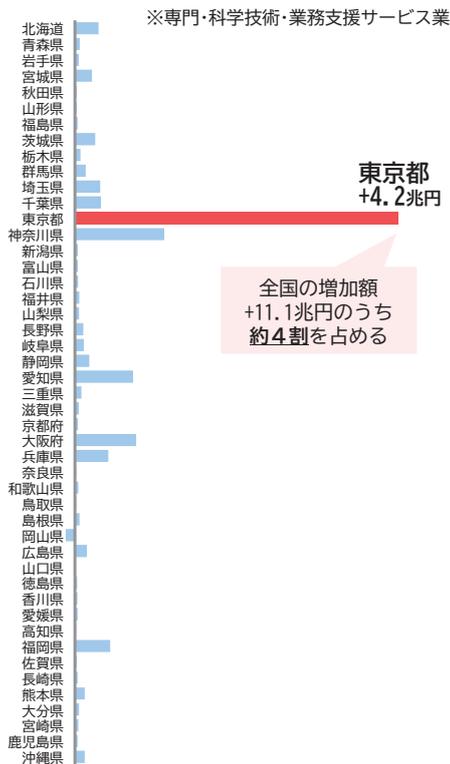
(出所) 内閣府「2023年度県民経済計算」より作成

\*専門・科学技術・業務支援サービス業

(H23年度→R3年度)

○ 「純粋持株会社、経営コンサル業等」「情報通信業」「不動産業」は、東京都において経済活動の規模が大きく拡大。

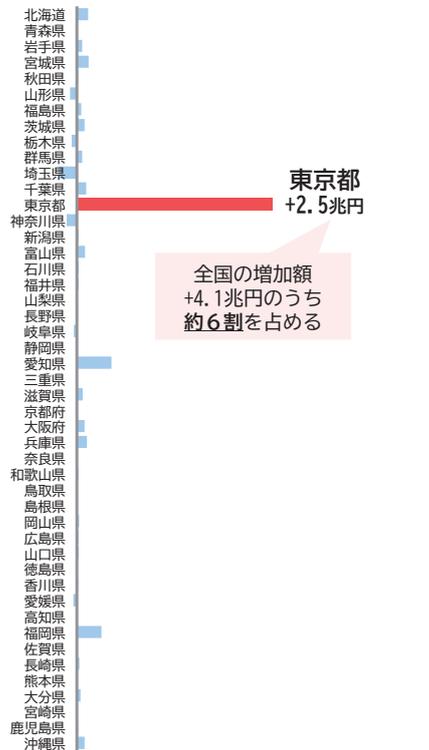
**純粋持株会社、経営コンサル業等※**



**情報通信業**



**不動産業**



(出所) 内閣府「2023年度県民経済計算」より作成

**県内総生産の東京都シェアの大きい業種における売上金額の推移** **参考資料9**

(H24調査→R3調査)

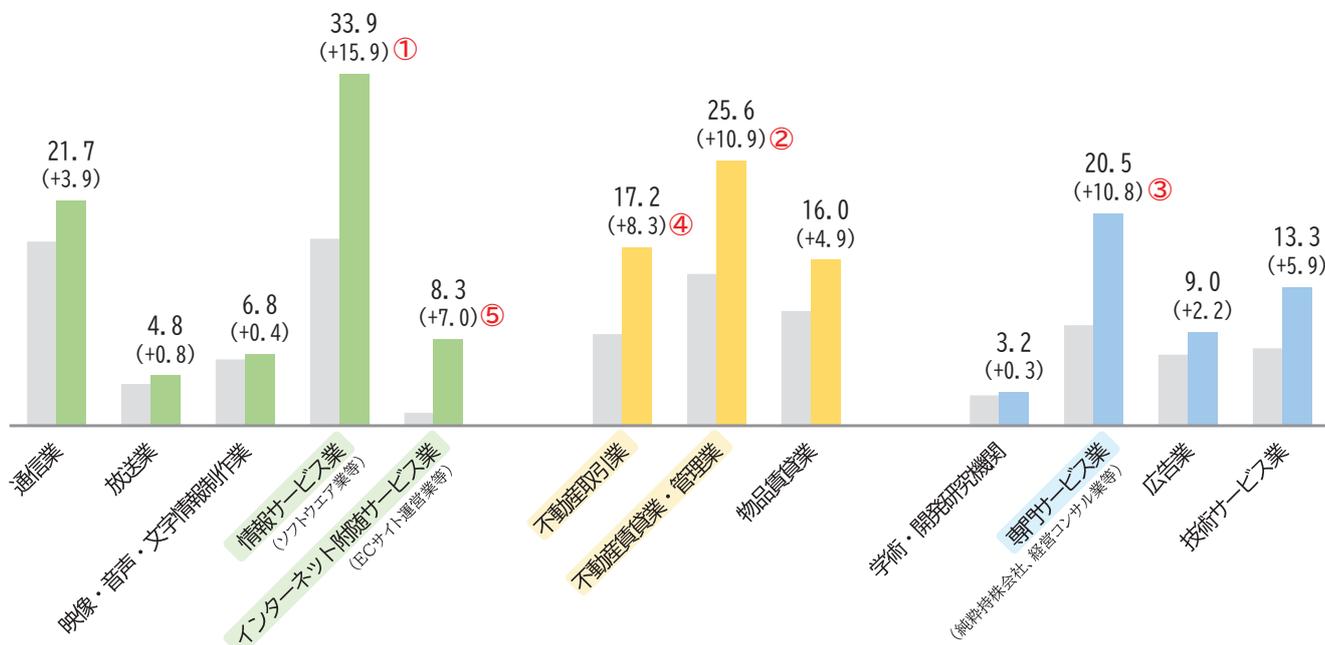
- 県内総生産の東京都シェアが増加している主な業種の内訳を分析。
- 業種名を網掛けしている業種において、売上金額 (全国計) が大きく伸びている。

■ ... H24調査売上金額・経常収益、■ ... R3調査売上金額・経常収益、①~⑤は増加額の大きい順位 (単位: 兆円)

**情報通信業**

**不動産業、物品賃貸業**

**学術研究、専門・技術サービス業**



(出所) 総務省・経済産業省「平成24年・令和3年経済センサス-活動調査」より作成

元東京経済大学教授 長岡貞男他「東京の産業集積の特徴」(2019) (抜粋)

- 東京への集中度が高い産業は、情報通信、金融保険など各企業の本社へのサービスを行う産業が多い。
- 情報通信業において企業向けの情報システムを設計する場合、そのサービス契約の相手は企業の本社となる場合が多い。企業の情報システムの設計に当たっては企業全体の業務との調整が必要であり、そのシステムは全社的に導入されることが多いからである。これを反映して、企業の内部の情報サービス部門自体が本社・本店にある場合が多い。
- また、金融・保険サービスについても企業における資金調達（銀行借入れ、社債の発行）や資金運用は企業全体の資金需給をまとめて行われており、本社が統括して行っている。研究開発について言えば、工場に付置されていたり、独立した組織が研究所と別途の場所に設置される場合もあるが、本社と同じ場所に置かれている場合も少なくない。調査企画、国際事業、知財管理なども本社業務である。(中略)
- したがって、東京への産業集積の重要なメカニズムとして以下が示唆される。東京への本社機能の集積が、本社機能を支援する産業の東京への集積をもたらす。本社・本店への機能集積の経済が大きい情報通信産業や金融産業では、特にこの集積の力が強い。同時に、本社支援産業の集積は、更に東京に他の本社を集積させるインセンティブを強める。本社の集積には、各支援産業の集積を通じた間接ネットワーク外部性に加えて、本社が関与する取引契約を一層便利にするという直接的なネットワーク外部性も作用する。

(出所)東京経大 学会誌(経済学)301巻 長岡 貞男、門脇 誠「東京の産業集積の特徴」

※下線・太字・行頭文字は総務省にて

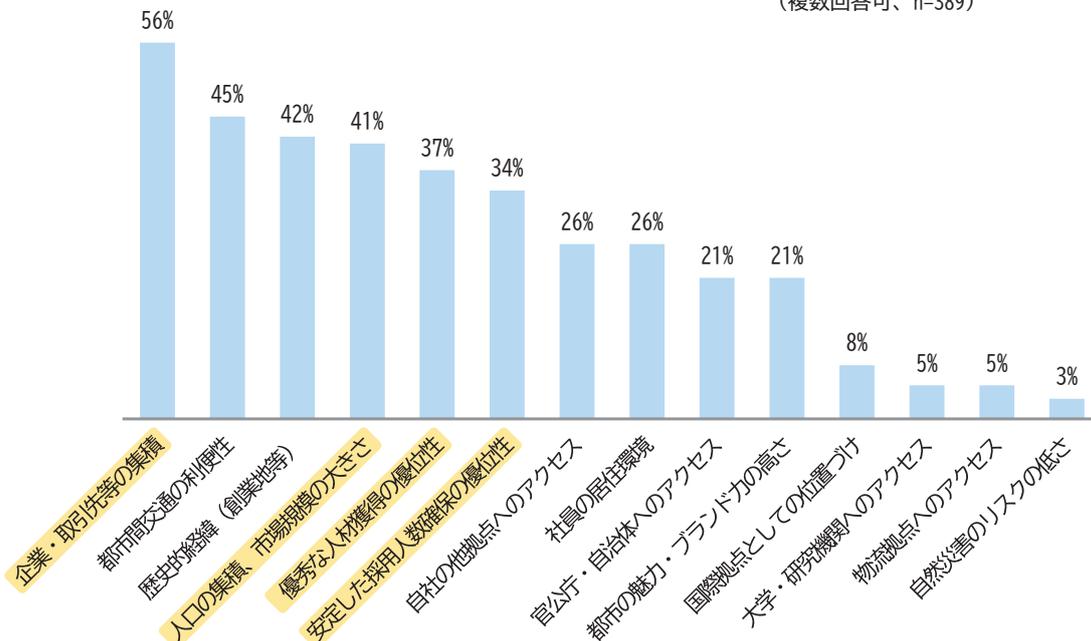
## 企業が東京都に立地する要因 (アンケート調査結果)

参考資料11

○ 国土交通省が行った企業アンケートによれば、現在の企業立地の要因・経緯に「取引先等の集積」「市場規模の大きさ」「人材獲得の優位性」をあげる企業が多い。

国土交通省「企業向けアンケート調査」

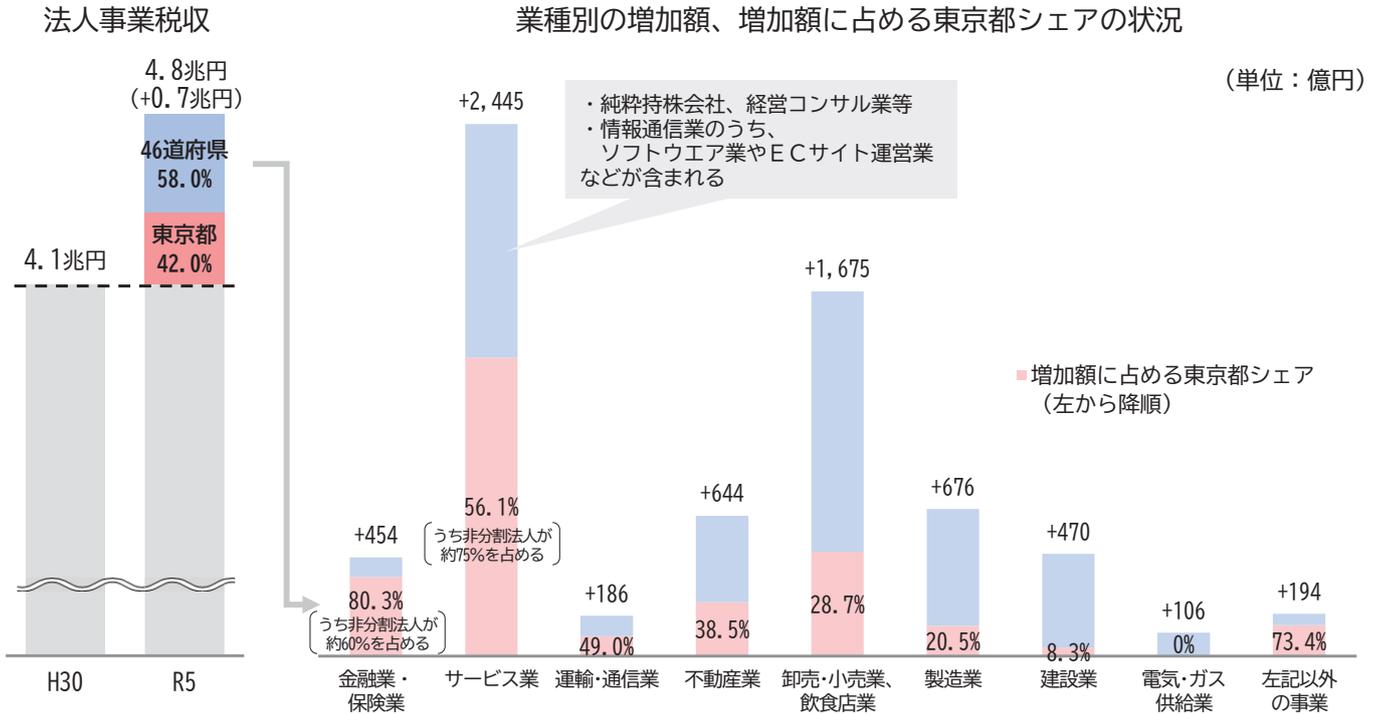
Q. 現在の東京本社事業所について、立地場所の要因・経緯を教えてください。  
(複数回答可、n=389)



(出所) 国土交通省「企業等の東京一極集中に関する懇談会」企業向けアンケート調査結果 (R3.1.29) より作成

# 法人事業税収における業種別の増加額等の状況 (H30→R5年度) 参考資料12

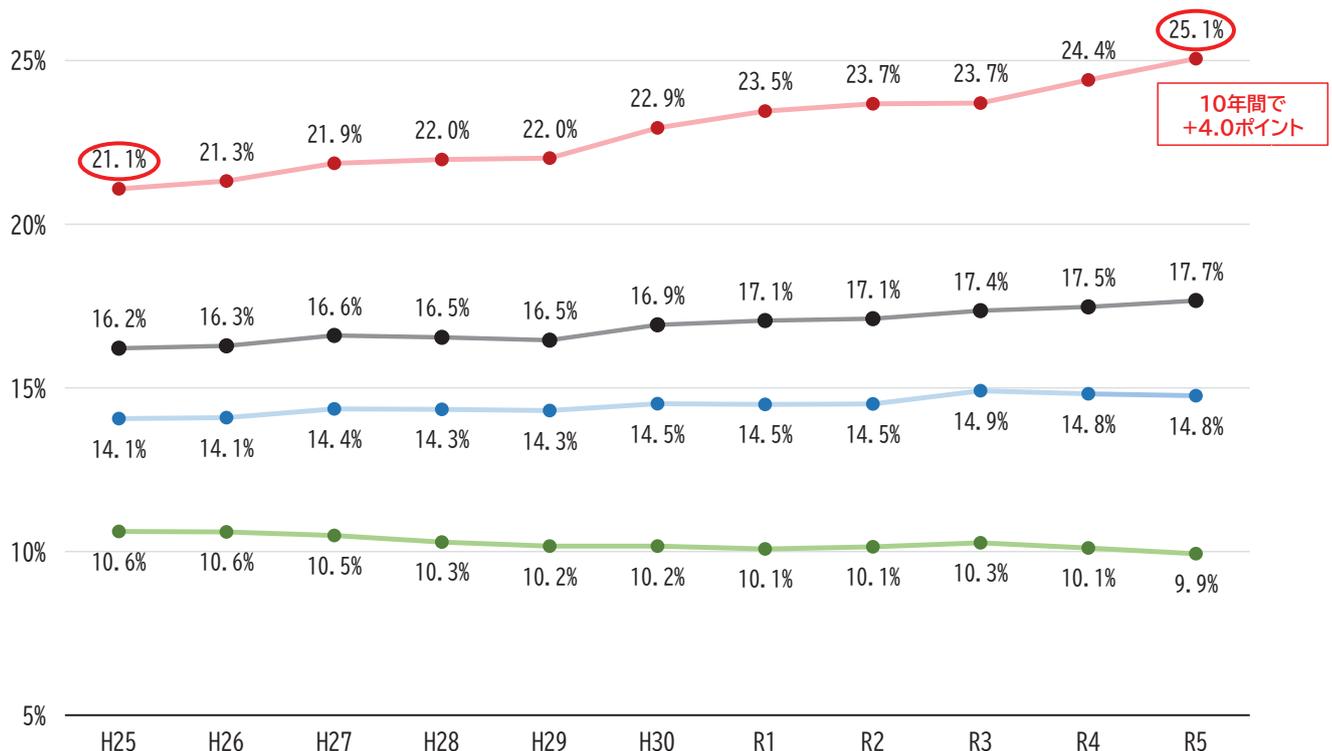
- 直近5年間で法人事業税収は0.7兆円増加、このうち東京都の増加額が4割超。
- 最も増加額が大きい業種はサービス業※であり、この増加額の56%を東京都が占め、東京都のみに納税する法人（非分割法人）の増加額が大きい。 ※純粋持株会社・経営コンサル業等、ソフトウェア業、ECサイト運営業などが含まれる



※各都道府県に分割された課税標準(現年度確定申告分)に、現在(R7)適用されている標準税率を乗じて集計したもの。年度間の制度の違い、各都道府県で適用されている税率の違いの影響を除いている。  
(出所) 総務省「道府県税の課税状況等に関する調」より作成

# 全国に占める東京都の固定資産税収シェアの推移 参考資料13

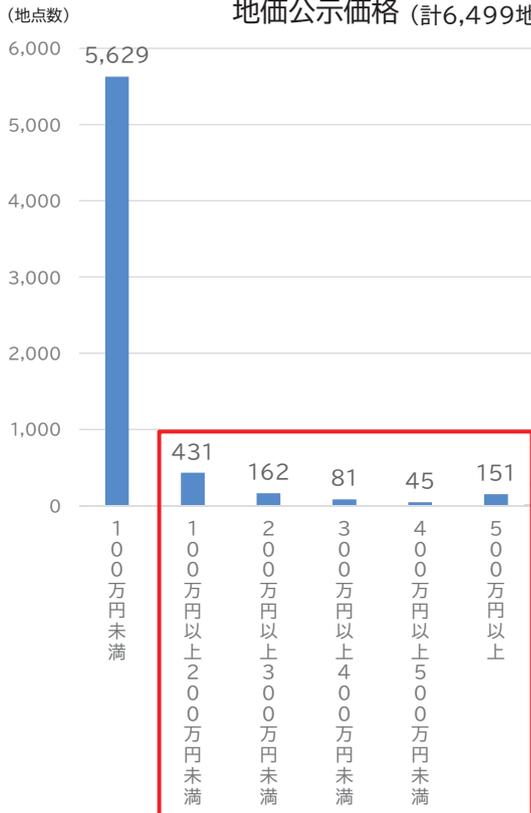
- 土地の固定資産税については、全国に占める東京都のシェアが年々拡大傾向にあり、この10年間で+4.0ポイント、令和5年度は全国の25%を超えている。
- 家屋・償却資産のシェアについては、ほぼ横ばいとなっている。



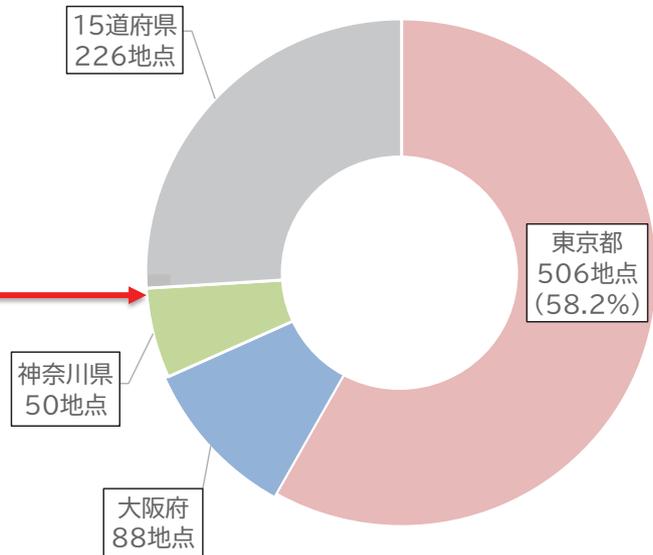
※総務省「徴収実績調」(H30以前)、「地方財政状況調査」(R1以降)の決算額より  
(注) 税収には超過課税及び大規模償却資産にかかる道府県課税分を含まない。東京都の税収は特別区及び都内市町村における決算額の合算額である。

○ 100万円以上の地価公示価格の地点(商業地)のうち、約60%を東京都が占めている。

地価公示価格 (計6,499地点)



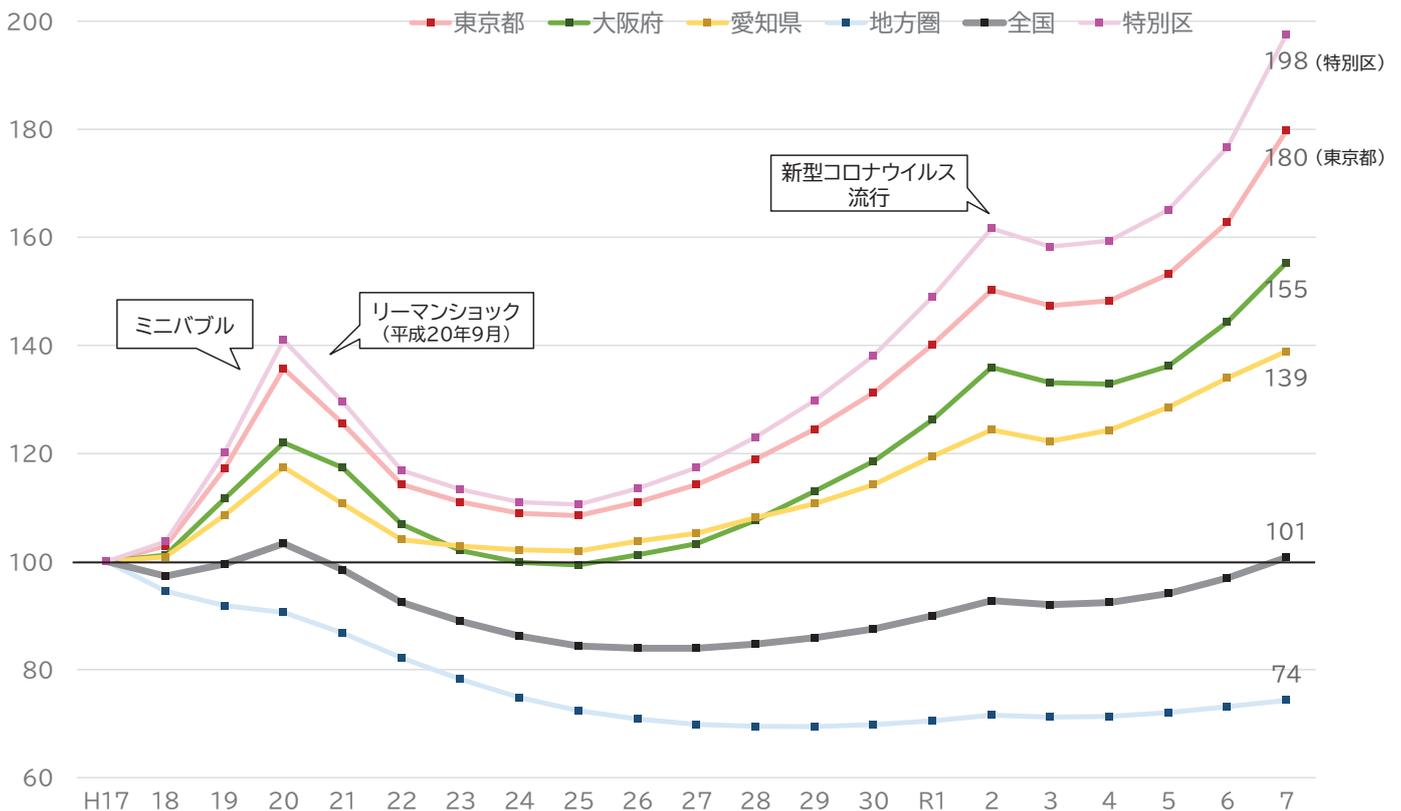
【100万円/㎡以上の都道府県内訳】



(出所)「令和7年地価公示」(国土交通省)をもとに作成 18

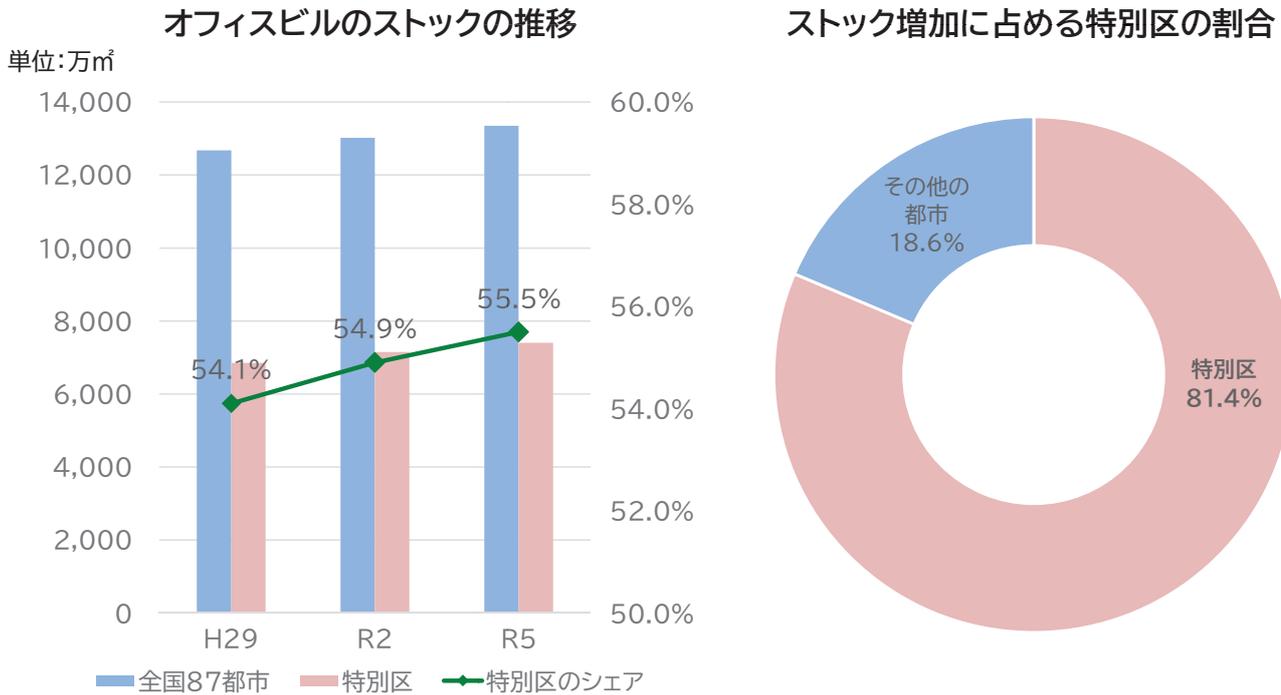
商業地の地価公示年別指数推移(平成17年を100)

(H17=100とした値)



※1 地価公示は、地価公示法に基づき、毎年1月1日を調査時点として国土交通省(土地鑑定委員会)が評価主体となって行うもの。  
 ※2 平成17年を100とし、各年度の変動率(前年から継続している地点ごとの価格の対前年変動率の合計を当該地点数で除して求めたもの)を掛け合わせて算出。  
 ※3 地方圏とは、三大都市圏(東京圏、大阪圏、名古屋圏)を除く地域をいう。

○ 全国の主要都市のオフィスビルに占める特別区のシェアは増加傾向にあり、平成29年から令和5年までに増加した床面積のうち約8割を特別区が占めている。

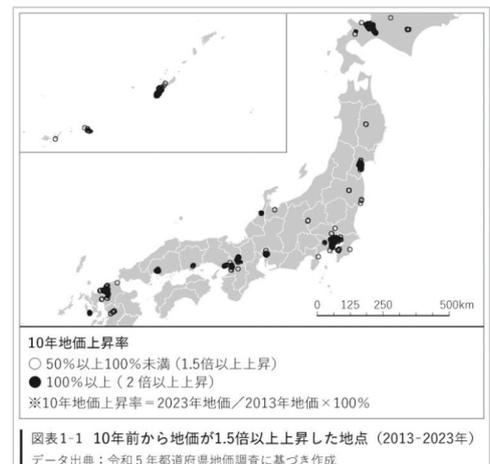


(※) 全国87都市(県庁所在市、人口30万以上の市など)におけるオフィスビルを対象

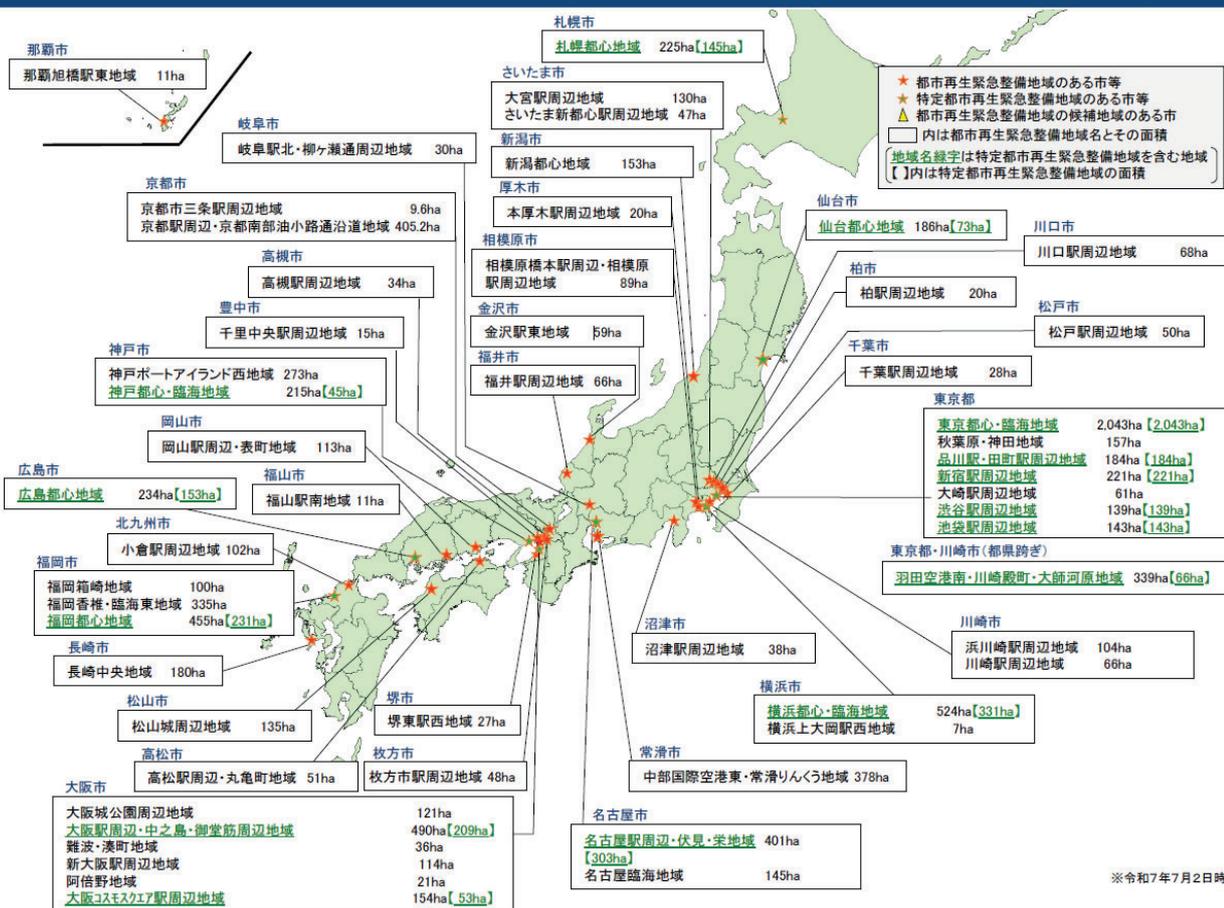
(出所)日本不動産研究所「全国オフィスビル調査」をもとに作成

「2030－2040年日本の土地と住宅」(2024)(抜粋) 参考資料17  
 (野澤千絵(明治大学政治経済学部教授))

- 実際、どのようなところで地価が上昇しているのでしょうか。
- 10年前から地価が1.5倍以上となった地点をプロットしたのが図表1-1です。
- この10年で地価が1.5倍以上となった地点が地域にまとまって広がっているのは、東京23区内とともに、札幌市、仙台市、名古屋市、京都市、大阪市、福岡市といった拠点エリアでした。まさに国から「都市再生緊急整備地域」に指定され、民間主導の再開発がさかに行われてきたエリアとぴったりと重なっています。
- 「都市再生緊急整備地域」とは、都市の再生の拠点として、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として国が指定する地域のことです。(中略)都市再生特別措置法(注:2002年制定)は、バブル経済崩壊後、経済が低迷し、多くの不良債権が発生したことから、主として不動産の流動化、経済対策の一環として制定されました。いわば、国が特定の地域を特区的に指定し、民間活力を活用して都市を再生させようというものです。
- 2002年以降、民間の開発事業者にとって多くの収益が見込めそうな、いわば需要があるエリアを中心に大規模な再開発が旺盛に行われました。そして、それが更にその周辺地域の開発を誘発し、地域全体で地価が上昇していったと考えられます。



都市再生緊急整備地域 (55地域 約9,811ha : うち特定都市再生緊急整備地域 15地域 約4,339ha)

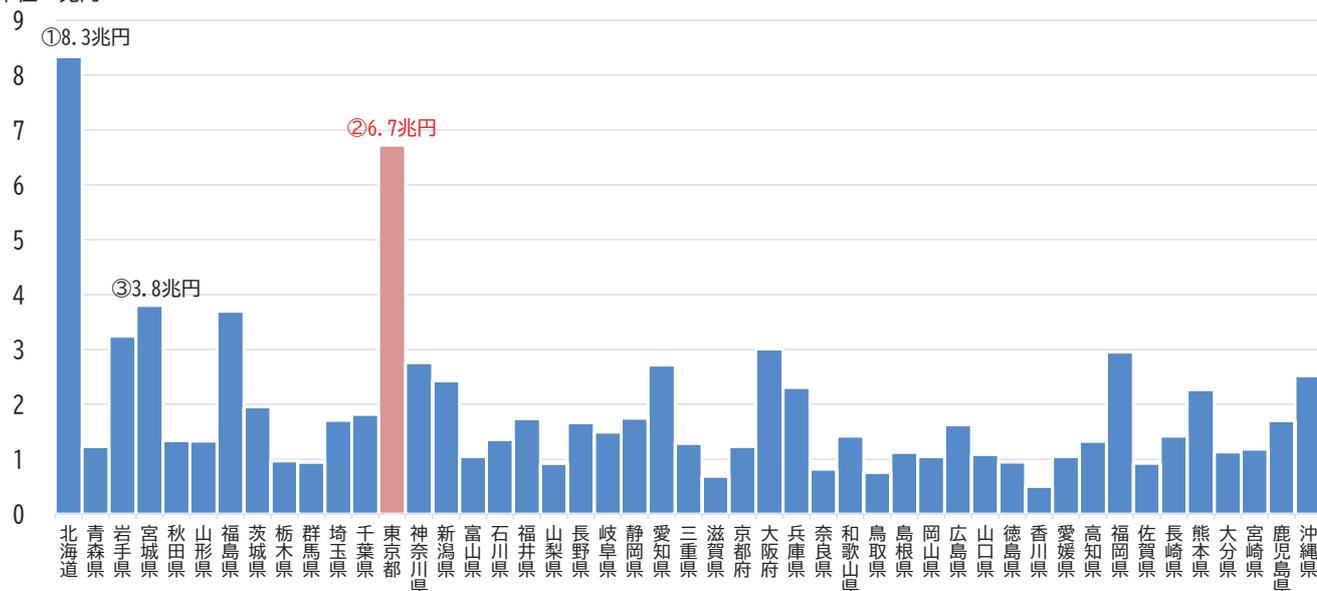


(出所)内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局内閣府地方創生推進事務局HPより

国による行政投資の状況(10年間の合計値)

○ 東京都には、北海道に次ぐ国費による行政投資が行われている。

単位：兆円

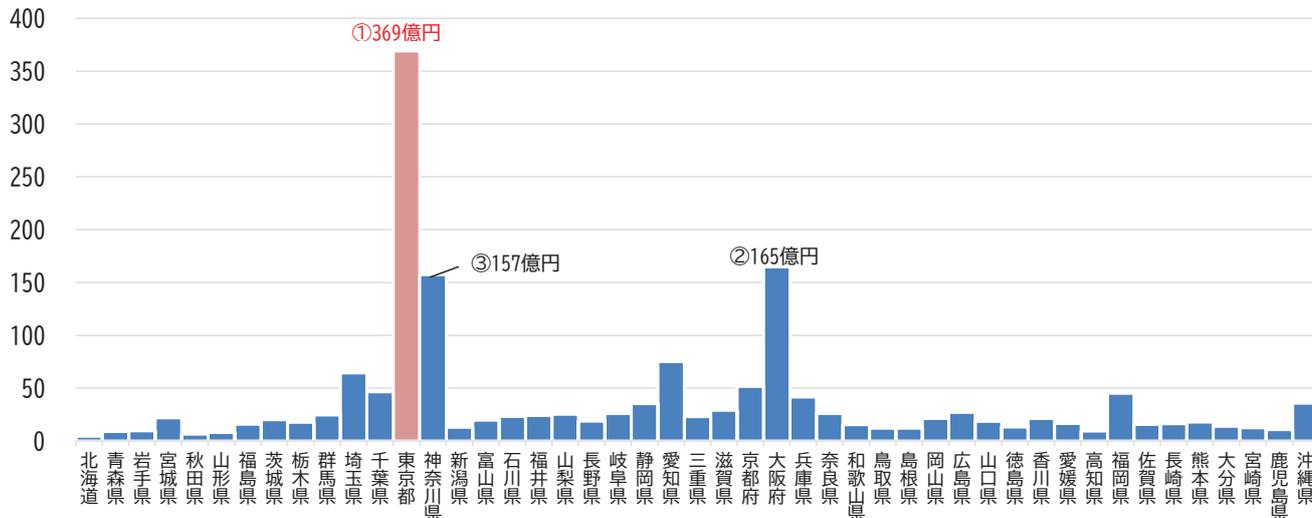


※1 「一般事業」及び「公営企業」における「行政投資」のうち、「国費」を合計したものである(平成25年度から令和4年度決算までの10年間の合計)。  
 ※2 「一般事業」は、道路、街路、都市計画、港湾、農林水産、住宅、環境衛生、厚生福祉、治山治水、海岸保全、文教施設、失業対策、災害復旧、官庁営繕、空港、鉄道、その他の17事業、「公営企業」は、水道、工業用水道、軌道、自動車運送、地下鉄、船舶、電気、ガス、港湾整備、病院、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、公共下水道、有料道路、駐車場、介護サービス、その他の19事業を指す。  
 ※3 「行政投資」とは、国、都道府県、市町村が主体となる事業のうち、整備事業費(用地費、補償費を含む)、施設の維持補修費(事業費支弁に係る人件費、旅費、庁費等)及び計画調査費の歳出決算額を指す。  
 ※4 「国費」は、①国が事業主体となる場合の国費、②都道府県が事業主体となる場合の国費、③都道府県内の市町村が事業主体となる場合の国費の合計値である。

(出所)総務省「行政投資実績」をもとに作成

○ 可住地単位面積1km<sup>2</sup>当たりでは、東京都には、大阪府の2倍以上の民間による建設投資が行われている。

単位:億円/km<sup>2</sup>



※1 「建設投資額」は、令和5年度までは国土交通省「令和6年度(2024年度)建設投資見通し」、令和6~7年度は(一財)建設経済研究所「建設経済モデルによる建設投資の見通し(2025年1月)」によるものであり、都道府県毎の金額は「建設総合統計」(国土交通省)の都道府県別出来高等をもとに、同研究所が按分して算出したもの(名目値ベース)。

※2 民間住宅投資(持ち家、マンションなど)、民間非住宅投資(オフィス、店舗、工場など)、民間土木投資(鉄道、電力など)を合計したものであり、政府住宅投資、政府非住宅投資、政府建築補修(改装・改修)、政府土木投資、民間建築補修(改装・改修)は含まない。

※3 ※1により算出された各年度における民間住宅投資、民間非住宅投資、民間土木投資について、平成28年度から令和7年度までの10年間分を合計したものである。

※4 可住地面積は全面積から林野面積と湖沼面積を差し引いたものであり、林野庁「森林資源現況」(令和4年3月31日現在)及び国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」(令和5年1月1日現在)の数値を使用している。

(出所)一般財団法人 建設経済研究所「建設経済レポート(日本経済と公共投資)」(2025年3月)をもとに作成

# 産業界ヒアリング結果の概要

## ○ヒアリング対象：一般社団法人 日本経済団体連合会

最近の経済活動の実態等について幅広い観点から意見を聴取するためヒアリングを実施

## ○ヒアリング概要

## 企業の東京一極集中の状況

## (企業本社が東京に集中している要因)

- ・ ヒト・モノ・カネ・情報といった経営リソースが集まっていることによる集積のメリットが働いている
- ・ 本社機能の立地は、有能なタレント、人材がいるかどうかが一番重要な要素となる
- ・ わが国では規制や税制による地域差が小さく、地方に移転するメリットが小さい

## (東京に集中している企業・産業の特徴)

- ・ 情報通信、経営コンサルなどの本社支援サービス業が東京に集積し、これらのサービスの提供を受ける企業の本社も東京に集中する循環の動きがある
- ・ 近年、本社支援サービスの提供を受ける経営企画部門やデジタル担当部門などの本社機能の強化が進み、従業員数も増加している
- ・ 経済安全保障や地政学的なリスク、サイバーリスクへの対応として、高度な知見を有する外部専門家を活用する場合には、そのような人材が集まる東京に一層集中する

## フランチャイズ事業の伸張、持株会社体制への移行

- ・ 業務のデジタル化、DX、あるいは支店の統廃合といった業務の効率化は、大きな企業において取り組みやすい
- ・ 企業行動の最適化、いかに経営資源を効率的に配分していくかという観点で、避けられない流れ

## 企業の東京一極集中に関する今後の見通し

- ・ 構造的な問題であり、一過性のものではないと受け止めている
- ・ 東京に所在する企業が地方に移転することは、経営リソースの効率化の観点からは非常に難しい

(注) 日本経済団体連合会として集約された見解だけでなく、個別企業とのヒアリングや意見交換等を通じて得た意見の紹介も含んでいる。

## 第7回検討会 産業界ヒアリング結果②

## ○ヒアリング対象：一般社団法人 情報サービス産業協会

情報通信業に係る県内総生産の東京都シェアが極めて高い(47.5%)ことからヒアリングを実施

## ○ヒアリング概要

## 情報サービス産業が東京に集中している要因

## (企業経営の観点)

- ・ 発注者が東京に集中していること、主に大企業の本社機能、特に情報システム部門が東京にある
- ・ 業種によっては、情報セキュリティの観点から顧客企業内においてシステム開発や運用を行っていることも多く、密接なコミュニケーションが必要
- ・ 高付加価値案件を受注できる大手事業者が東京に集中するため、東京を中心に案件や人材が動いている
- ・ 主要プロジェクトが東京で行われ、その意思決定において密接なコミュニケーションを要することから、リモートの限界を感じている

## (IT人材確保の観点)

- ・ 高度教育機関、特にITに関する教育や研究を行う機関が東京に集中している
- ・ 東京では新しい技術やトレンドを学び、実践する機会に圧倒的に恵まれている

## 東京一極集中に関する今後の見通し

- ・ AIの進展により、労働集約型であった産業構造が変わり得る可能性はあるが、AIのような極めて高度な技術を扱う者が日本各地に賦存するかは疑問
- ・ 多重下請構造も徐々に変わってきており、垂直統合から水平分業にという動きが出ているが、東京一極集中に変化を与える具体的な見通しやデータが現れているわけではない
- ・ 情報から何を生み出すかということに付加価値の源泉が移行しつつある中で、今後はベンダー企業ではなく、情報そのものを有するユーザー企業に人材が集まる可能性
- ・ 今後、マーケットを国外に求め、人材もグローバルに採用する場合には、東京というブランド価値が一層高まる

(注) 情報サービス産業協会として集約された見解だけでなく、個別企業とのヒアリングや意見交換等を通じて得た意見の紹介も含んでいる。

## 産業界ヒアリング結果③

### ○ヒアリング対象：一般社団法人 全国銀行協会

金融・保険業に係る県内総生産の東京都シェアが高い(35.9%)ことからヒアリングを実施

### ○ヒアリング概要

#### 企業の東京一極集中の状況

- ・ 企業立地は、人材採用などの様々な観点を考慮して経営判断されるもの
- ・ 地方部は採用面でなかなか厳しい状況にあるのではないかと。東京でも人材確保で苦労しているのに、東京から移転するという判断は厳しいのではないかと
- ・ 人材が集まり、それによって企業が集まり、その企業を顧客としてサービスを提供する企業も集まる、という感じでループしているのではないかと
- ・ 企業の東京集中に関しては、業界別に大きな違いはないと思われる

#### 銀行業における業況

##### (銀行業における支店の統廃合)

- ・ 都市銀行では以前と比べ支店数が7割程度となっている。背景には、DX化で来店しなければならない手続きがかなり減っていることや、この5～7年の低金利時代の中で経営基盤を強化する必要があったことが考えられる
- ・ 今後の見通しは個社の判断であり一概にはいえないが、支店は顧客のご相談の場として活用されていくと思われる

##### (本社機能の強化の状況)

- ・ サステナビリティとかサイバーセキュリティなどを担当する新しい部署の人員が増えている
- ・ 持株会社化については、銀行業に限らないが、業務の多角化に対応するため、事業採算の明確化、ガバナンスの強化を目的とするものではないかと

(注) 銀行業界として集約された見解だけでなく、担当者としての経験則に基づく考え・意見等も含んでいる。

## 産業界ヒアリング結果④

### ○ヒアリング対象：不動産関係団体①

不動産業に係る県内総生産の東京都シェアが大きく伸びていることからヒアリングを実施

### ○ヒアリング概要

#### 東京都(特別区)で都市開発を行うメリット、オフィスが集中している理由等

##### (東京都(特別区)で都市開発を行うメリット等)

- ・ オフィス、住宅、商業施設等を開発・運営する不動産事業者にとって、東京は人口も多く、顧客のニーズが高いため
- ・ 顧客のニーズも多様化する中、オフィスの増加は、都市開発の需要の連鎖につながり得る(例えば、オフィスが増加⇨労働者が増加⇨住宅需要が増加⇨商業施設やエンタメ施設が増加するなど。なお、これらには相関関係もあり、必ずしもオフィスが起点となるわけではない)
- ・ 東京の国際競争力強化や自然災害に対するレジリエンスという中長期的な観点からも、経済成長のエンジンである東京の力をもっと高めないと、国力にも影響するといった危機意識もある

##### (東京都(特別区)にオフィスが集中している理由)

- ・ ヒト、モノ、カネ、情報が東京に集中していることが、オフィスが集中する要因と考える
- ・ ここ20年くらいで、企業活動が複雑化・高度化(IR、DX、GXへの対応等)しており、その業務を支店に分散させて処理することは非効率であり、対応できる人材も限られる
- ・ また、法務、会計、金融等の専門性が高い分野については自社のみでは対応できず、他の企業やコンサルの支援を受ける必要があり、こうした支援の担い手も東京に集中している
- ・ オフィスに対する各企業の考え方も変わってきており、従来、オフィス賃料はコストと捉えられていたが、オフィス回帰の傾向や労働力不足の中で人材確保を図る観点から、現在では将来への投資と捉え、オフィス環境整備の需要が高まっている
- ・ 各企業においてキャリア採用も増えてきているが、高度人材は東京に集中している
- ・ 東京一極集中は上記のような構造的要因が背景にあり、特に東京に本社がある企業を地方に移転させたり、東京以外でスタートアップ等のニーズ(ヒト、モノ、カネ、情報、スピード感)に応えることは難しいのではないかと
- ・ 東京の地価上昇は、東京都によるインフラ投資の効果もあるのだろうが、民間の都市開発や多様な機能集積の反映によるところもあるのではないかと

##### (不動産業における本社機能の強化の状況)

- ・ 業務内容がかなり高度化しており、色々な開発手法を駆使しながらベストの選択をしないといけない。商品開発やリーシング業務は共同事業者やテナントの本社がある東京で、対面で協議を行うことも多く、事業全体に占める東京本社の役割は拡大している

## 産業界ヒアリング結果⑤

### ○ヒアリング対象：不動産関係団体②

不動産に係る県内総生産の東京都シェアが大きく伸びていることからヒアリングを実施

### ○ヒアリング概要

#### 東京都(特別区)の地価上昇として考えられる要因等

#### ○ 地価上昇の要因は、地域に応じて様々であるが、以下のような要因により上昇している (例)

- ・ 円安や安定した国内情勢を反映した海外からの投資需要、株価の上昇基調等による富裕層の個人資産拡大、いわゆる「パワーカップル」による利便性重視の住宅需要などにより、マンション用地価格が上昇
- ・ 訪日外国人観光客の大幅増を受けて、ホテル用地取得ニーズや店舗売上高の増加による出店需要が拡大し、都心の繁華街の地価が上昇
- ・ テレワークから通勤への回帰や、人材確保の観点から立地に優れるオフィス確保に係るニーズを反映したオフィス床需要の拡大により、オフィス用地の地価やオフィス賃料が上昇
- ・ 駅前の再開発事業の進捗

#### ○ 土地利用者のニーズが競合することが、更なる地価上昇を誘因する (例)

- ・ 銀座、築地、八丁堀などの駅近、幹線道路沿いの物件で中小オフィスとマンションの需要の競合
- ・ 渋谷、浅草、上野などの都心の観光需要のある街で、ホテルと繁華街(物販・飲食)の需要の競合

# 地方関係団体・個別地方公共団体 ヒアリング結果の概要

○ヒアリング対象：全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会

○ヒアリング概要

### 全国知事会(宮崎県:河野知事)

- ・ 拡大しつつある地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について、原因・課題の分析を進めるとともに、現在の社会経済情勢に対応した地方法人課税のあり方も含め、分析・検討をお願いしたい。
- ・ 東京都が行っているような行政サービスを打ち出して、選挙で選ばれるというような、いわばポピュリズムを助長しかねない傾向を、財政力の格差、税財源の格差がもたらしているのではないかと、という指摘もある。
- ・ 全国知事会議では、あまりにも税源の偏在性が大きくなり過ぎているのではないかと、是正をすべきタイミングではないかという声が強く出された。また、経済活動の変化、電子商取引の拡大、フランチャイズ制の拡大などを背景として、東京に財源も集中する状況になっているのではないかと、との指摘があった。
- ・ 税収の偏在を許容した中で税収全体のパイが拡大すると、団体間の税収格差もそのまま拡大してしまう。

### 全国市長会(愛知県一宮市:中野市長)

- ・ 地方において人口流出に歯止めがかかっていない。東京一極集中の是正は重要な課題。  
一方、この課題を地方と東京の対立軸と捉えるのではなく、それぞれの強みを生かして特性に応じて発展していくことが重要。
- ・ 行政サービスの地域格差が過度に生じないように、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置づけるなど、税源の偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系を構築するよう求めている。

### 全国町村会(埼玉県毛呂山町:井上町長)

- ・ 偏在性の小さい安定的な地方税体系を構築するため、近年の社会経済情勢の変化により一部の都市に過度に税収が集中する実態について、しっかりと検証する必要がある。
- ・ 一方で、税収の偏在是正を進めてもなお存在する地方団体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制度でしっかりと対応することが必要だと考えている。

## 第7回検討会 地方関係団体ヒアリング結果②

### 指定都市市長会(千葉市:神谷市長)

- ・ 東京都が実施している保育料の所得制限なし全員無償化等を千葉市でやると、追加で216億円必要。市税収入の約1割に匹敵する規模であり、こうした内容を実施することはできない。福祉や教育といった本来住んでいる場所によって大きな差がつくべきでない分野でサービス格差が生じていることは問題と言わざるを得ない。
- ・ 今後も他を圧倒するような独自施策を次々に講じられると、東京都と他団体との格差は広がるばかりか、制度的な歪みとそれに伴う住民間の不公平感の拡大なども懸念され、都以外の自治体の経営努力だけではどうすることもできない状況になっている。
- ・ 人口と大企業の東京への偏在が、そのまま地方税収の偏在につながっていると考えられる。法人住民税について格差が大きく、地方交付税による財源調整後においても、依然として格差がある。
- ・ 法人住民税については、平成26年度の地方法人税の創設に伴い税率が引き下げられた影響が東京都より指定都市の方が大きいと考えられ、これにより格差が拡大している。法人関係税の格差は課題であるが、これ以上格差を助長させるような制度改正には慎重であるべきと考える。
- ・ 基準財政需要額を上回る人口1人当たりの一般財源等の額は、都区の計が38.2万円、首都圏3県・指定都市の計が19.3万円で、約2倍の格差。その分、独自施策の充実のための財源があるということではないか。
- ・ 交付税総額は国の予算の動向に左右されるところがあるので、地方税の世界で東京一極集中の是正について検討すべきではないか。
- ・ 令和2年度に地方交付税の配分を通じた偏在是正措置が行われ、一定の成果はあったと思うが、さらに社会状況が変化し、行政サービス、それも基礎的なサービスの財源となる部分について看過できない差、行革努力だけでは埋め切ることのできない差が生じていると考えられる。新たな、今必要とされる偏在是正の取組をぜひ進めてもらいたい。

	東京都の見解	福岡県・埼玉県・秋田県の見解
東京一極集中	東京への集積を問題視して、人口減少や地域経済の低下に結びつけるいわゆる「東京一極集中論」は、そもそもその前提となる事実には誤りがある。 人口は東京だけに集まっているわけではなく、各地域の中核となる大都市に集積し、学生や若者も各地域の大都市に集中しているのが実態である。	税財源の偏在に起因する高い財政力を背景とした独自の人材確保施策によって、保育人材の東京都へ流出するなど、医療・保育・介護の分野において、それぞれの地域が育てている人材が、東京都に吸収されていく状況。(埼玉県)
	出生率の低い東京への人口集中が国全体の人口減少に繋がるとの議論もあるが、東京の婚姻数や婚姻率は東京が全国1位、有配偶出生率も全国平均を上回っていることが事実である。	若年層の女性の県外流出が男性よりも高い状況が長い間続いてきており、その結果として、県内男性の未婚率が最近上がってきている。(秋田県)
	企業も東京にのみ一極集中しているとの主張もあるが、特にコロナ禍以降、東京から本社機能の転出が続いている。	誘致本社移転企業の大多数は中小企業で、資本金が1千万円に満たない企業の割合が8割を超えており、税収に与える影響は限定的である。(福岡県)
行政サービスの地域間格差	行政サービスについて、地域が抱える課題や状況を踏まえ、それぞれの自治体が必要な施策を展開していくことが、地方自治の基本であり、各自治体は何を優先しているかの問題で、地域間格差が生じているとする根拠や定義が不明確である。東京都と同様の施策を展開する自治体の例も全国に存在している。	東京都並みの行政サービスを自県で実施する場合、多額の追加財源が必要であり、財政上困難。(福岡県、埼玉県、秋田県)
	東京都は、事業の徹底した見直しを実施し、直近9年間では、合計9,400億円の財源をねん出し、都として切迫性の高い課題などに対して、対策を講じてきた。	東京都は9年間で9千億円超という行財政改革を実施しているが、これだけの改革が可能ということは、見直し可能な経費が多いことを示している。(福岡県)  県民1万人当たりの一般行政部門の県職員数は、11.9人と全国で一番少なく、効率的な行政運営に取り組んでいる。(埼玉県)

第8回検討会 地方団体ヒアリング結果②

	東京都の見解	福岡県・埼玉県・秋田県の見解
地方団体間の税収の偏在や財政力格差	これまでのいわゆる「偏在是正措置」は、地方の自主財源を縮小させることにほかならず、地方分権に逆行するものである。 また、地方部に配分された財源が、日本全体の成長につながったという客観的なデータは示されていない。 累次にわたる不合理な見直しは、首都東京の成長に向けた投資を抑制し、ひいては日本経済の成長の機会を摘み取るもの。	地方法人課税の偏在是正は、その税収を県内総生産の分布と概ね合致させるよう導入されたが、直近でもまだ乖離がある状況。(福岡県)  前回の偏在是正措置により、税収増額の恩恵を受けて県独自の新たな施策が実現可能となっている。(福岡県、埼玉県)  偏在是正措置により税収は伸びているものの、格差の拡大スピードは上がっている。(秋田県)
	税収については、地方交付税等を加えた人口一人当たりの一般財源額で比較した場合、東京都は全国平均と同水準であり、是正すべき「偏在」など存在しない。	東京都の人口一人当たり一般財源は標準的な財政需要への充当割合が非常に低いため、留保財源と財源超過額により独自の施策を実施できる。(福岡県)  人口密度が上昇するほど、一人当たり一般財源額は小さくなる傾向にあるが、東京都はその傾向から外れて高い水準にあり、都は他県に比べて自由に使える財源が多い。(埼玉県)  一人当たり一般財源額と基準財政需要額との比較において、東京都の財源超過額は圧倒的に多く、地方交付税による財政調整が行われた後でも東京都への税財源の偏在が顕著である。(秋田県)

## 第8回検討会 地方団体ヒアリング結果③

	東京都の見解	福岡県・埼玉県・秋田県の見解
地方団体間の 税収の偏在 や財政力格差	<p>ネット販売額の約7割を占める主要30社(月刊ネット販売による)の法人事業税額は、令和4年度から5年度にかけて全国が上昇傾向にある一方、都は減少傾向にあり、ECの進展に伴う都への税収の集中は見られない。また、全国・東京都ともに税収に占める割合が1%未満の業種をもって、税収の偏在を議論することは適当ではない。</p>	<p>Eコマースの特徴として店舗を持たずに事業展開しているため、本社に従業者が集中することとなり、東京都に税収も集中する。(埼玉県)</p> <p>大手通販等企業は全国的に事業活動を行っているが、支店のない自治体には税収が入らない。これらの企業における東京都への納税額のシェアは、東京都の人口シェアを大きく上回っている。(福岡県)</p>
	<p>フランチャイズ事業において、直営店は分割基準により全国に税収が帰属し、加盟店は、それぞれ独立した事業者として、所在する自治体へ法人二税を全額納付する構造となっている。</p> <p>例えば大手コンビニ3社の直営店における都の法人事業税シェアの推移を見ると、平成29年度から令和5年度にかけて25%から22.3%に低下しており、フランチャイズ事業における都への税収の集中は見られない。</p>	<p>フランチャイズ事業者の税収は、直営店のみに従業員数等で分割されるため、本社のある東京都に税収が多く配分される。さらに、本社にフランチャイズ料を支払うため、本社のある東京都に所得が集中する仕組みとなっている。(福岡県)</p>

## 地方団体アンケート調査結果の概要

○ ヒアリングを行った個別の4団体以外の道府県や指定都市、市区町村からも幅広く意見等を聞くため、地方団体を対象としたアンケート調査を実施。

<調査項目>

- ① 行政サービスの地域間格差の現状について
- ② 地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について
- ③ 上記①及び②の状況が生じている原因・課題について
- ④ 上記③の課題を解消するための「税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築」に向けた方策について
- ⑤ その他検討会において指摘があった事項等
  - (1) 前回の地方法人課税に係る偏在是正措置や地方交付税の算定において地域社会再生事業費が設けられたことによる効果
  - (2) 電子商取引の拡大やフランチャイズ事業の伸長、持株会社体制への移行など、近年の経済社会構造の変化が地方税収に与える影響

<アンケート調査の対象等>

(1) 対象団体

- ・ 都道府県及び政令指定都市 ⇒ すべての団体にご回答いただくよう協力を依頼
- ・ その他の市区町村 ⇒ 任意でご回答いただくよう協力を依頼

(2) 実施期間

令和7年8月22日～9月12日

(3) 回答(9月19日までに回答があった団体を集計)

- ・ 都道府県 47団体
- ・ 政令指定都市 17団体
- ・ その他の市区町村等 106団体  
(新潟市、浜松市、北九州市は未回答)

調査結果(①行政サービスの地域間格差の現状について) 参考資料25

都道府県

○ 行政サービスの地域間格差の課題についての意見(35道府県)

- ・ 行政サービスの地域間格差が拡大している(他自治体が追従できない、看過し得ない水準にまで拡大、行政サービスの提供に顕著な差、優先順位概念を超えた行政サービスが提供されている等)  
青森県、岩手県、山形県、茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県
- ・ 東京都のような施策について、財政面から実施は難しい  
北海道、青森県、岩手県、秋田県、埼玉県、新潟県、静岡県、三重県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県
- ・ 行政サービスの地域間格差が、人材の流出等東京一極集中を加速させている(可能性がある)  
山形県、埼玉県、千葉県、京都府、広島県、山口県、熊本県、大分県

○ 上記以外の主な意見(3都府県)

- ・ 行政サービスの違いは、各自治体が何を優先するかの問題  
東京都
- ・ 行政サービスの違いは、原則的には各地域が抱えている課題や状況を踏まえたもの  
愛知県
- ・ 地方分権の趣旨を踏まえると、一定の地域間格差が生じるもの  
大阪府

## 調査結果(①行政サービスの地域間格差の現状について)

### 政令指定都市

#### ○ 行政サービスの地域間格差の課題についての意見(15市)

- 行政サービスの地域間格差が拡大している(自治体の経営努力だけでは差を埋められない、行政サービスの地域間格差に過度な格差が生じている状況は好ましくない、他自治体が追従できないレベル等)  
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市
- 東京都のような施策について、財政面から実施は難しい  
仙台市

### その他の市区町村(任意回答)

- 回答があった団体のうち、半数を超える団体から、行政サービスの地域間格差が生じていることについて言及があった
- 一方で、都道府県や政令指定都市に比べ、それぞれの団体のおかれた状況の幅が広いことから、行政サービスの地域間格差の背景として、以下のような財政力以外の面を指摘する回答もあった(アンケート項目②及び③についても同様の傾向)
  - 中山間地域、離島等地理的条件や居住区域の点在による行政コスト高
  - 介護等民間サービス事業者の多寡
  - 職員数、職員の専門性、職員応募状況等
  - デジタル人材の不足 等
- 東京都特別区長会、同市長会及び同町村会からは東京都と同様の意見があった(アンケート項目②及び③についても同様)

※ 本資料は、各地方団体の回答を基に事務局において整理したもの

## 調査結果(②地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について)

参考資料26

### 都道府県

#### ○ 税収の偏在や財政力の状況の違いについての意見(42道府県)

- 税収の偏在(地方法人二税の偏在等)やこれに起因する財政力格差を指摘する意見  
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- 経常収支比率や財政力指数、財政調整基金残高など財政力の状況の違いを指摘する意見  
北海道、秋田県、山形県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、福井県、岐阜県、静岡県、三重県、和歌山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- 上記以外の主な意見(3都府県)
  - 税収に地方交付税等を加えた1人当たりの一般財源額で見れば、都は全国平均と同水準であり、是正すべき偏在はない  
東京都
  - 税収の偏在は近年拡大傾向にあるが、中長期的にみると、相当程度縮小している  
愛知県
  - 都市部は標準的な行政サービスを上回る都市基盤整備等の大都市圏特有の需要がある  
大阪府

※ 本資料は、各地方団体の回答を基に事務局において整理したもの

## 調査結果(②地方団体間の税収の偏在や財政力格差の状況について)

### 政令指定都市

#### ○ 税収の偏在や財政力の状況の違いについての意見(15市)

- ・ 税収の偏在(法人住民税、固定資産税等)やこれに起因する財政力格差を指摘する意見  
札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、静岡市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市
- ・ 経常収支比率や財政力指数など財政力の状況の違いを指摘する意見  
仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、神戸市、熊本市

#### ○ 上記以外の主な意見(1市)

- ・ 税収の偏在や財政力格差の状況は、収入だけでなく財政需要とセットで議論されるべき  
大阪市

※ 本資料は、各地方団体の回答を基に事務局において整理したもの

## 調査結果(③行政サービス格差や税収の偏在が生じている原因・課題について)

参考資料27

### 都道府県

#### ○ 行政サービス格差の原因として税収の偏在・財政力格差を指摘する意見(40道府県)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

#### ○ 税収の偏在の原因として地方法人課税を指摘する意見とその要因分析(33道府県)

##### ・ 大企業の集中

北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、千葉県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

##### ・ 企業の事業活動の実態以上に税収が集中(EC、フランチャイズ、無人発電所等)

北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、埼玉県、新潟県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、宮崎県、鹿児島県

##### ・ 持株会社化の進展

新潟県、和歌山県、鹿児島県

##### ・ 企業の効率化による工場のオートメーション化、事務所の統廃合

秋田県、富山県、愛媛県

#### ○ 財政力格差の原因として税収偏在の他不交付団体の財源超過額等を指摘する意見(8道県)

北海道、岩手県、千葉県、神奈川県、奈良県、愛媛県、高知県、福岡県

#### ○ 「税源の偏在」や「財政力格差、行政サービス格差」について、定義や何を根拠に偏在や格差が生じているとしているのか全く不明確(1都)

東京都

※ 本資料は、各地方団体の回答を基に事務局において整理したもの

## 調査結果(③行政サービス格差や税収の偏在が生じている原因・課題について)

### 政令指定都市

#### ○ 行政サービス格差の原因として税収の偏在・財政力格差を指摘する意見(12市)

仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、静岡市、名古屋市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市

#### ○ 税収の偏在の原因として地方法人課税を指摘する意見とその要因分析(11市)

##### ・ 大企業の集中

札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、静岡市、名古屋市、神戸市、岡山市、福岡市、熊本市

##### ・ 企業の事業活動の実態以上に税収が集中(EC、フランチャイズ、無人発電所等)

さいたま市、静岡市、名古屋市、神戸市、岡山市

##### ・ 持株会社化の進展

静岡市

#### ○ 上記以外の主な意見(1市)

・ 東京に人口や企業が集中しているということに加え、交付団体と不交付団体との間で財政力格差が拡大しやすいという制度面の要因があると考えられるが、まずは大都市特有の財政需要に対応した税制・財政上の措置を講じる必要

大阪市

※ 本資料は、各地方団体の回答を基に事務局において整理したもの

## 調査結果(④税収の偏在や財政力格差等を解消するための方策について) 参考資料28

### <調査項目>

行政サービスの地域間格差、地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差が生じている原因・課題を解消するための「税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築」に向けた方策について

### 都道府県回答

#### ○ 税制上の対応が必要との意見(42道府県)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

#### うち具体的な方策についての意見(30道府県)

##### ・ 特別法人事業税・譲与税制度の拡充(19県)

岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、埼玉県、神奈川県、新潟県、岐阜県、静岡県、奈良県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県

##### ・ 特定業種・業態における分割基準の見直し(11県)

青森県、岩手県、秋田県、福井県、長野県、岐阜県、山口県、徳島県、香川県、宮崎県、鹿児島県

##### ・ 地方法人課税における事務所要件の見直し等(6道府県) 北海道、新潟県、兵庫県、鳥取県、宮崎県、鹿児島県

##### ・ 税制上の特例措置(地方拠点強化税制、都市・地方における法人税率の差など)により対応(6道府県)

北海道、青森県、富山県、岡山県、愛媛県、長崎県

#### ○ 地方全体の財源の充実・確保が重要(2都県) 東京都、愛知県

○ 地方税で財源調整を行うような議論が進められると地方税の原理原則を歪めることから、経済活動の実態を踏まえた税収の適切な帰属の観点等から、丁寧に議論を積み重ねるべき 愛知県

○ 住所地や所在地を根拠に住民や企業へ課税する現行の税制度では税収の偏在は避けがたいため、地方の権限と責任において必要な行政サービスが行えるよう、地方分権の観点に沿った税制全般のあり方を検討し、国から地方へ税源移譲を進めるほか、抜本的な地方税源の充実を行うことが望ましい 大阪府

## 指定都市回答

### ○税制上の対応が必要との意見(17市)

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市

#### うち具体的な方策についての意見(4市)

- ・ 特別法人事業税・譲与税制度の拡充(2市) 千葉市、神戸市
- ・ 地方法人課税における分割基準の見直し(2市) さいたま市、静岡市
- ・ 税制上の特例措置(地方拠点強化税制)により対応(2市) 千葉市、神戸市

### ○地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきとの意見(6市)

仙台市、横浜市、京都市、大阪市、堺市、広島市

## その他の市区町村回答(任意回答)

### ○アンケートに回答のあった103市町村のうち、税制に関する意見があったのは32市町

※税制に関する意見以外では、財政的支援を求める意見、地域経済活性化に関する意見、意見無しが大宗を占めている。

- ・ 地方税について再配分機能を強化する観点から見直すべきとの意見(17市町)
- ・ 地方税源の充実を図るべきとの意見(8市町)
- ・ 個別税目において収収帰属の適正化を図るべきとの意見(8市町)
- ・ 税制上の特例措置(地方拠点強化税制等)により対応すべきとの意見(4市町)
- ・ 課税自主権の充実等により財源確保すべきとの意見(4町)

(参考)

- ・ 地方全体の財源の充実・確保こそが重要(東京都特別区長会、同市長会、同町村会)

## 調査結果(⑤(1)前回の偏在是正措置等による効果について) 参考資料29

<検討会において指摘があった事項>

前回の地方法人課税に係る偏在是正措置や地方交付税の算定において地域社会再生事業費が設けられたことによる効果

## 都道府県回答

### ○各団体における財源確保、税財源の格差是正に効果があったとの意見(42道府県)

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

### ○偏在是正措置による財源を活用した取組についての意見(12県) ※詳細次ページ

宮城県、秋田県、埼玉県、千葉県、神奈川県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、愛媛県、宮崎県、鹿児島県

### ○偏在是正措置後の状況として再び格差が拡大している、依然として格差が存在しているとの意見(19道県)

北海道、秋田県、栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、広島県、香川県、愛媛県、長崎県、大分県、鹿児島県

### ○上記以外の意見(3都府県)

- ・ これまでの地方法人二税を国税化し、地方交付税などで配り直す不合理な見直しは、地方の自主財源を縮小させることにほかならない。そもそも我が国の財政は、歳出と租税収入における国と地方の比率が逆転しており、特にいわゆる「偏在是正措置」が講じられたH20年度以降、地方税の割合は低下の一途にあり、まさに地方分権に逆行するものである。また、累次にわたる不合理な見直しは、都に多額の減収をもたらしており、計画的・安定的な財政運営に必要な予見可能性を損ない、支障をきたすものとなっている。社会保障関係費等の増加も見込まれる中、こうしたことが繰り返されると、首都東京の成長に向けた投資を抑制し、ひいては日本経済の成長の機会をつみとることになる。東京都
- ・ 地域社会再生事業費は、地域社会の維持・再生に必要な事業費を措置するものであるが、本来ならば不交付団体の偏在是正により生じた財源の範囲ではなく、通常必要な事業費として地方財政計画に計上すべきものである。愛知県
- ・ 地方税の国税化といった地方分権に逆行する税制改正が行われ、大都市部において大きな減収が生じている。地方交付税で算定されている地域社会再生事業費を考慮しても、前回の偏在是正措置による減収は財政運営に影響を受けている。大阪府

## 都道府県回答

## 【偏在是正措置による財源を活用した取組等】

- ・ 令和2年度から新たに就職氷河期世代への就労支援や、交流人口の拡大に向けた長期滞在観光コンテンツの整備、少子化対策強化として思春期・若年成人(AYA)世代のがん患者生殖機能温存治療費助成などを事業化し、地方創生に向けた様々な取組を行うことで成果に繋がっている。宮城県
- ・ 若者が県内に定着・回帰するための企業と連携した奨学金返還助成制度の創設や賃金水準向上に向けた中小企業の生産性向上支援、こどもの医療費助成の拡充、地域公共交通の維持のための新たな交通サービスの導入支援などの地域の実情に応じた様々な対策を行うことが可能となっている。秋田県
- ・ 歴史的な課題である「人口減少・超少子高齢社会への対応」として、デジタル技術の活用による生産性の向上や、埼玉版スーパー・シティプロジェクトによる持続的なまちづくりに活用している他、子育て支援の充実、こどもの居場所の確保・充実、保育士の復帰・復職サポート、オープンイノベーションの創出支援を行う拠点の整備、サーキュラーエコノミーの推進などにも活用している。埼玉県
- ・ (令和2年度以降の新規・拡充事業例)事業者向け脱炭素化促進事業、家庭向け脱炭素化促進事業、小学校専科非常勤講師配置事業、県立学校空調設備整備事業、スクール・サポート・スタッフの配置、公立学校給食費無償化事業。千葉県
- ・ 令和7年度に持続可能な都市農業の推進に向けた取組や各地域の活性化に向けた取組などの拡充を行った。神奈川県
- ・ 医師確保や移住定住支援などの取組を継続して行っているほか、デジタル人材の職員を確保するなど、一定の効果が認められる。和歌山県
- ・ 買物環境の確保や交通体系整備支援等、人口減少に対応した持続可能な地域づくりに必要な対策等を実施してきたところであり、大きな効果をもたらしている。鳥取県
- ・ 人口減少対策や中山間地域対策(子ども医療費助成、中山間地域の生活機能の維持確保支援(生活交通、医療・介護、買い物、燃油など))に活用している。島根県
- ・ 過疎、山村等へき地の医療に恵まれない地域の方の医療の確保のための経費や中山間地域の振興等のための経費等に活用している。岡山県
- ・ 地域社会の維持・再生に向けた施策等の財源として活用している。愛媛県
- ・ 人口減少対策としての移住・UIターン促進や地域交通ネットワークの維持などの事業のほか、防災・減災対策としての防災庁舎や道路等インフラの整備、人手不足に対応するためのデジタル化の推進や外国人材定着支援、地域医療を守るための県立病院の建替や運営支援(繰出金)など、本県の重要施策の展開に不可欠な財源の一部として有効に活用している。宮崎県

## 調査結果⑤(1)

## 都道府県回答

- ・ 【本県の取組】地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策として、例えば、本県では「しごとをつくる」、「ひとをつくる」、「まちをつくる」を基本目標に地方創生に取り組んできた。  
【取組の効果】「しごとをつくる」では、農林水産物の輸出拡大などに取組み、農林水産物輸出額は令和6年度過去最高額となった。「ひとをつくる」では、若者の県内定着促進や、移住相談体制の充実などに取り組み、県外からの移住者数は、平成27年度の604人から令和5年度の2,578人へと増加した。「まちをつくる」では、地域コミュニティ活動に積極的に取り組む人材の育成などに取り組み、地域づくりの実践講座の修了者は、令和6年度までに192名となった。このように地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策は、一定の成果を上げている。鹿児島県

## 指定都市回答

- 法人住民税法人税割の交付税原資化は、税収に占める法人住民税の割合が高い指定都市において大きな減収となっている(8市) 仙台市、さいたま市、横浜市、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、福岡市
- 法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度と考える(4市) 川崎市、名古屋市、堺市、広島市
- 地域社会再生事業費は、人口減少率、人口密度等による補正が行われるため算定額が小さくなっている(5市) 仙台市、千葉市、横浜市、京都市、岡山市
- 地域社会再生事業費は、人口減少や少子高齢化対策等の推進に一定の効果がある(3市) 静岡市、堺市、熊本市

<検討会において指摘があった事項>

ECの拡大やフランチャイズ事業の伸長、持株会社体制への移行など、近年の経済社会構造の変化が地方税収に与える影響

## 都道府県回答

### ○近年の経済社会構造の変化が税源偏在の一因となっている(38道府県)

北海道、青森県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

#### うち具体の業態に係る意見(17道県)

##### (ECの拡大による地方税収への影響)

- ・ EC企業も消費地による行政サービスの便益を受けているにもかかわらず、事務所等が存在しない消費地においては、税収が帰属しない(12道県)

北海道、秋田県、神奈川県、新潟県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、高知県、福岡県、宮崎県

- ・ 地方部の事務所等や人的配置が縮小・廃止される傾向にあり、従業員数が多い都市部に実態以上の税収が集中している(9県) 秋田県、山形県、埼玉県、福井県、長野県、高知県、福岡県、宮崎県、鹿児島県

- ・ 地元小売店とECとの競合により、地元小売店での消費が減少 秋田県

##### 具体的な影響例(埼玉県)

インターネットでの事業活動を行っており、埼玉県内でも関連する大きな売上有る、ある大企業において、本社のある東京都に従業者数が集中している結果、税収のシェアは、埼玉県が1.5%なのに対して、東京都が50%超を占めている。

## 調査結果⑤(2)

## 都道府県回答

### (フランチャイズ事業の伸長による地方税収への影響)

- ・ フランチャイズ加盟店の売上の一部がロイヤリティとして本部に流出する結果、本部の本店所在地である都市部に地方法人関係税収が集中する(8県) 秋田県、神奈川県、新潟県、和歌山県、鳥取県、高知県、福岡県、宮崎県

##### 具体的な影響例(鳥取県)

全国展開しているB社の県内の店舗は全てフランチャイズで別主体が運営しており、B社の県内事務所は1カ所のみ。店舗はB社の分割基準に含まれず、B社の納税額は事業規模を適切に反映していない。また、県内の店舗の利益の一部はロイヤリティとしてB社に支払われており、B社本店所在自治体は当該自治体内の販売実態以上に税収を得ていると考えられる。※店舗をB社直営店とみなした場合の増収額(試算) 約0.2億円

### (持株会社体制への移行による地方税収への影響)

- ・ 移行前後でグループ全体としての事業活動に変動がないにも関わらず、組織再編(支店・子会社の集約等)の結果、税収が減少(5県) 秋田県、新潟県、和歌山県、鳥取県、徳島県
- ・ (経営指導料等の名目で)持株会社に利益が集約され、活動実態以上に税収が集中(3県) 山形県、埼玉県、長野県
- ・ 持株会社の本社の大半が都市部(東京都)に集中(3県) 埼玉県、徳島県、鹿児島県

##### 具体的な影響例(鳥取県)

全国展開しているC社は事業再編により、C社鳥取支店を100%出資の子会社D社の鳥取支店とした。C社は引き続きD社鳥取支店を通じて同様の事業を県内で展開するものの、D社鳥取支店はC社の分割基準の対象とならないため、C社へ課税できない。※C社支店廃止による減収額 約2.2億円

○EC主要30社(月刊ネット販売)の法人事業税額が4年連続減少していることや、大手コンビニ3社の都の分割基準は低下しているため、ECの売上の伸長等により、都に税収が集中している状況にはない 東京都

## 指定都市回答

### ○近年の経済社会構造の変化が税源偏在の一因となっている(10市)

仙台市、さいたま市、相模原市、静岡市、名古屋市、京都市、神戸市、岡山市、広島市、熊本市

うち具体の業態に係る意見(2市)

#### (ECの拡大による地方税収への影響)

- ・ EC企業も消費地による行政サービスの便益を受けているにもかかわらず、事務所等が存在しない消費地においては、税収が帰属しない(2市) 京都市、神戸市
- ・ 地元小売店とECとの競合により、地元小売店での消費が減少 神戸市

#### (フランチャイズ事業の伸長による地方税収への影響)

- ・ フランチャイズ加盟店の売上の一部がロイヤリティとして本部に流出する結果、本部の本店所在地である都市部に地方法人関係税収が集中する 神戸市

#### (持株会社体制への移行による地方税収への影響)

- ・ 移行前後でグループ全体としての事業活動に変動がないにも関わらず、組織再編(支店・子会社の集約等)の結果、税収が減少 神戸市
- ・ 持株会社の本社の大半が都市部(東京都)に集中 神戸市

## その他の市区町村回答(任意回答)

### ○アンケートに回答のあった103市町村のうち、意見があったのは54市町村

- ・ 近年の経済社会構造の変化が税源偏在の一因となっている(30市)
- ・ 地元小売店とECとの競合により、地元小売店での消費が減少(6市町)

(参考)

- ・ 税収に占める割合が小さい業態を用いて税収の偏在度を議論することは、適当ではないとの意見(東京都特別区長会、同市長会、同町村会)

# 日本と韓国における主な偏在是正措置

- 首都への集中度 ソウル特別市:人口18.3%、地方税収23.4%  
東 京 都:人口11.1%、地方税収17.6%

参考(合計特殊出生率)  
ソウル:0.58(韓国:0.75)  
東京都:0.96(日本:1.15)

① ソウル首都圏が地域相生  
発展基金へ資金を拠出

- 首都圏の規制緩和に伴う開発利益を首都以外に充てることで地域相生発展を図る目的で新設
- ソウル・仁川・京畿が出捐(ソウルが45%(約3兆ウォン)を出捐)

② 財政需要を加味した  
地方消費税の配分

- 地方消費税の配分は、日本と同様に消費額を基礎とするものの、首都圏以外は2倍又は3倍し、地域別の財政需要を反映するよう設計
- その結果、配分割合は首都圏は5割→3割、地方部(道)は3割→5割に。

③ 総合不動産税(国税)  
及び不動産交付税の創設

- 財産税(※日本の固定資産税に相当)に加えて、不動産投機の抑制等を図るため、一定の基準を超過する不動産に対して、総合不動産税(国税)を導入(一種の富裕税との説明)
- 総合不動産税全額を不動産交付税として地方団体に交付

※ なお、韓国においては、中央行政機関の長及び地方自治体の長が、社会保障制度を新設又は変更する場合、保健福祉部長官と協議しなければならないこととされている(社会保障基本法第26条第2項)。

(出所)第25回日韓内政関係者セミナー資料を基に抜粋して作成

入場譲与税の概要

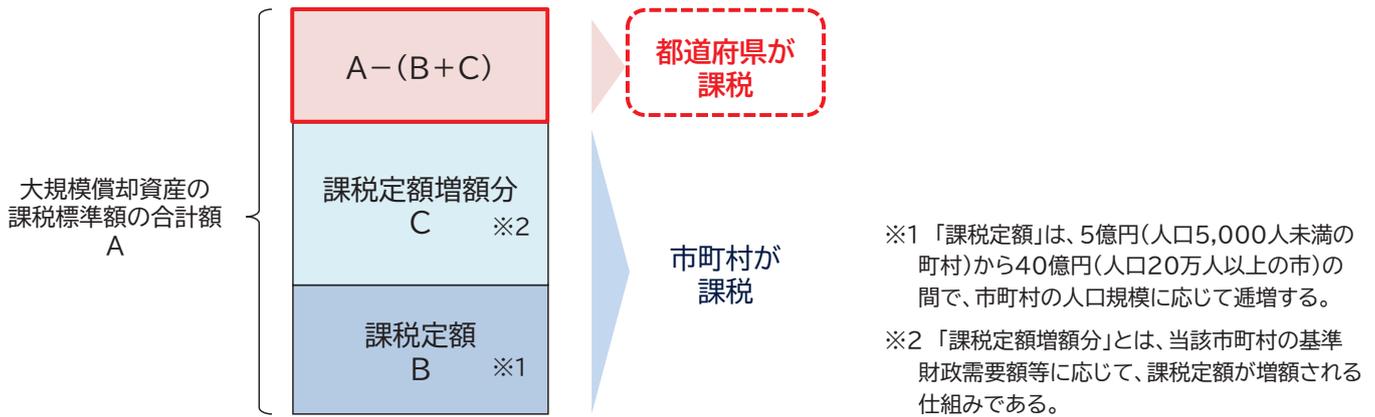
1 趣旨・目的	不交付団体に収入の多い入場税について、その収入の偏在の調整、貧弱県の財源の強化
2 時期	昭和29年度～昭和36年度
3 譲与総額	入場税収入額の全額(昭和29・30年度は9/10)
4 譲与団体	都道府県
5 譲与基準	人口 (注) 地方交付税の財源超過団体は、入場譲与税の譲与額の一定割合(前年度の普通交付税の収入超過額の10分の2(昭和32年度は100分の26、昭和33～36年度は100分の24))を制限する制度あり。
6 用途	条件・制限無し
7 譲与時期	7・10・1・3月
8 譲与額	195億円(昭和36年度実績)

(参考) 入場税の概要

1 課税範囲	映画館、競馬場等への入場
2 納税義務者	興行場等の経営者又は主催者
3 課税標準	入場料金
4 税率	入場場所及び入場料金により異なる (例: 第一種の場所(映画館等)への入場であって、入場料金が一人一回について70円以下であるとき 入場料金の10/100)
5 税収	190億円(昭和36年度決算額)

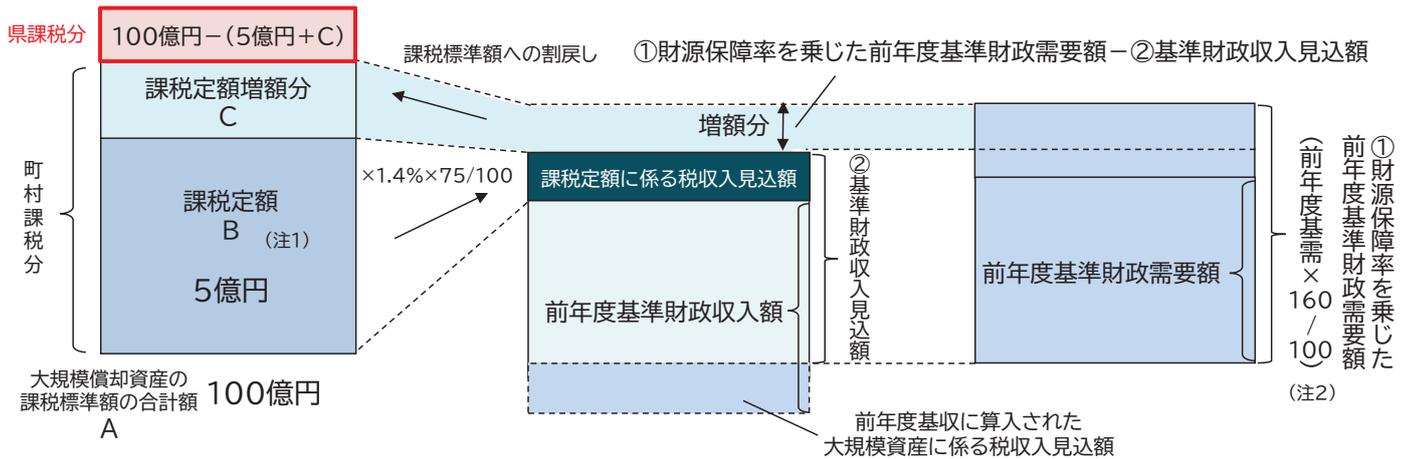
- 大規模償却資産とは、一の納税義務者が所有する償却資産で、一の市町村に所在するものの価額の合計額が一定の課税定額を超えるものをいう。
  - 一部の市町村における過度な税源の偏在をできるだけ是正するため、特に大規模の償却資産について、その価額のうち市町村において課税し得る限度額を定め、当該限度額を超える部分は都道府県において課税するとされている。
  - 課税定額増額分を超え県課税分があるのは5団体(青森県六ヶ所村、福島県大熊町、福井県高浜町、愛知県飛島村、佐賀県玄海町)(令和6年度課税分)
- ※ 指定都市及び東京都特別区については適用されない。

## 【 大規模償却資産の課税イメージ 】



## (参考)大規模償却資産における都道府県課税の例

### 【 人口5千人未満の町村の場合(在来分) 】



(注1) 人口区分に応じた課税定額

区分	金額
5千人未満(町村のみ)	5億円
5千人以上1万人未満	5億4,400万円～7億2,000万円
1万人以上3万人未満	7億6,800万円～12億円
3万人以上20万人未満	12億8千万円～39億2,000万円(※)
人口20万人以上	40億円(※)

(注2) 財源保障率は、新設の大規模償却資産がある場合、新たに課税される年度から6年度分に限り、在来と区分して課税限度額が上乘せして計算される。

1, 2年度	→ 220/100
3, 4年度	→ 200/100
5, 6年度	→ 180/100
7年度以降	→ 160/100

※ 資産の価額の4/10の額と比較し大きい方の額

## ① 制度の概要

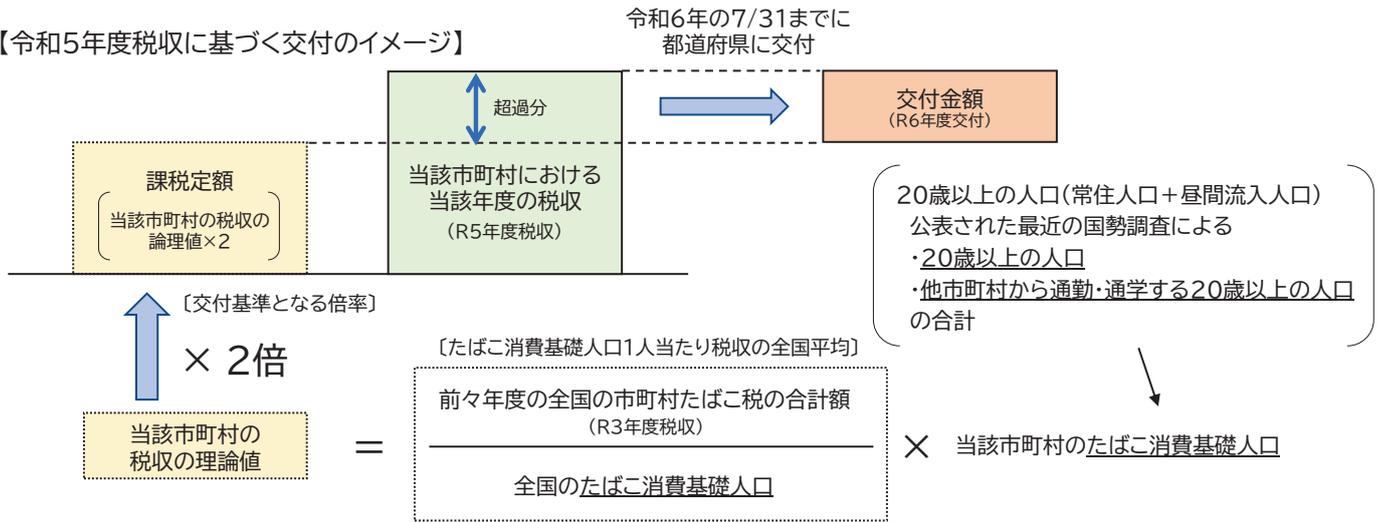
市町村たばこ税の収支偏在均衡化を図る観点から、市町村たばこ税収が、たばこ消費基礎人口1人当たり 税収の全国平均から算出した当該市町村のたばこ税収の理論値の2倍(課税定額)を超えた市町村は、その超える部分を、翌年度の7月末日までに都道府県に交付するもの。  
 [平成16年度創設、平成22年度一部改正により交付基準を3倍から2倍に引下げ]

## ② 交付金額の算定方法

$$\text{交付金額} = \text{当該市町村における当該年度の税収} - \text{課税定額(当該市町村の税収の理論値} \times 2)$$

R5年度税収における対象団体(9団体): 沖縄県宜野湾市、北海道羅臼町、茨城県行方市、沖縄県那覇市、北海道中標津町、青森県大間町、北海道長万部町、北海道岩内町、鹿児島県天城町

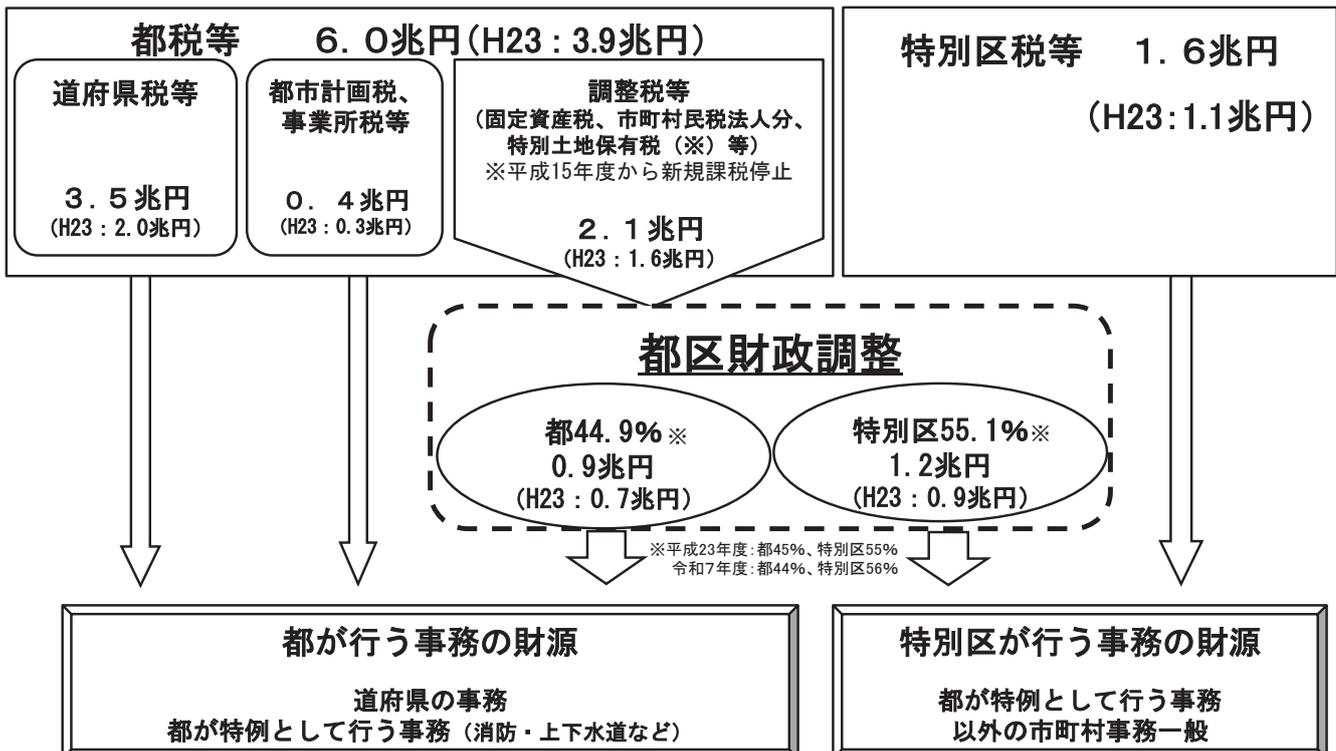
### 【令和5年度税収に基づく交付のイメージ】



※ 前々年度と当該年度の税率が異なる場合は、上記の算式に「調整率」を乗じて調整

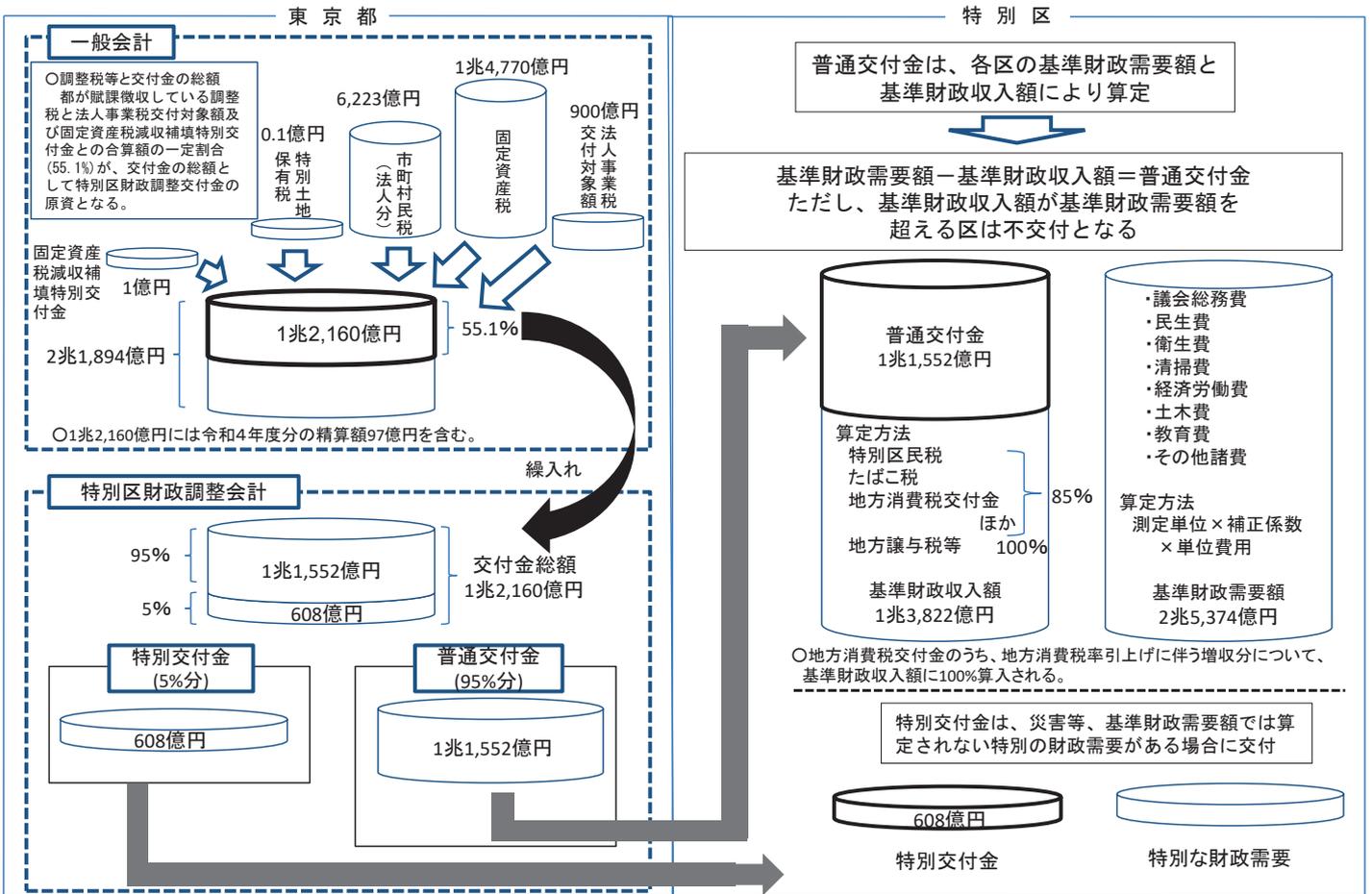
# 都区の税財源と都区財政調整制度の関係

※令和5年度決算額



(出所) 決算統計・特別区長会事務局資料を参考に作成

※地方消費税交付金等の税交付金は「都税等」から控除し、「特別区税等」に含めている。



※東京都作成資料（令和6年度都区財政調整制度の基本的仕組み）より